

令和5年6月

# 指宿市議会会議録

第2回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 令和5年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月1日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	6
開会及び開議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第1号～報告第5号、議案第36号～議案第52号一括上程	7
提案理由説明	7
報告第1号～報告第5号（質疑）	18
議案第36号～議案第39号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	19
議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	20
議案第41号～議案第52号（質疑，委員会付託）	21
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	21
散 会	22
6月20日	
議事日程	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定による出席者	23
職務のため出席した事務局職員	24
開 議	25
会議録署名議員の指名	25
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	25
一般質問	27

恒吉太吾議員	27
1. スポーツを通じた地域活性化について	
2. 道の駅の指定管理者制度について	
新宮領 實 議員	40
1. 再犯防止推進計画について	
2. DX化を見据えたスマートフォン普及推進について	
3. 都市計画道路等整備計画について	
田中健一議員	58
1. 国・県・市道の管理について	
2. かがしま国体・かがしま大会について	
3. 池田小学校のシャワー室設置について	
4. かいもん山麓ふれあい公園について	
東 勝義議員	66
1. 働き方改革について	
2. 唐船峡そうめん流し事業について	
3. 職員提案制度について	
4. 施政方針について	
吉村重則議員	81
1. マイナンバーについて	
2. 雪害に対する支援について	
3. 子供への支援について	
延 会	93

6月21日

議事日程	95
本日の会議に付した事件	95
出席議員	95
欠席議員	95
地方自治法第121条の規定による出席者	95
職務のため出席した事務局職員	96
開 議	97
会議録署名議員の指名	97
一般質問	97
新川床 金 春 議員	97

1. 国民体育大会会場の整備と課題について	
2. 観光地の現状と整備計画について	
3. 共生・協働のまちづくりについて	
前之園 正 和 議員 .....	110
1. 人権としての性的マイノリティーの問題について	
2. 自衛官募集事務に係る対象者情報提供問題について	
3. 指定管理者制度について	
4. 市営住宅家賃の減免について	
東 伸 行 議員 .....	126
1. 西之表市馬毛島の工事関係者の受け入れについて	
2. 新たな農産物の栽培や食品加工業について	
3. 山川水産加工団地の駐車場について	
松 下 知 恵 議員 .....	137
1. 稼げる町について	
2. 稼げる観光地について	
3. ふるさと納税について	
議案第53号上程 .....	153
提案理由説明 .....	153
議案第53号（質疑，委員会付託） .....	154
散 会 .....	155

6月28日

議事日程 .....	156
本日の会議に付した事件 .....	157
出席議員 .....	158
欠席議員 .....	158
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	158
職務のため出席した事務局職員 .....	158
開 議 .....	159
会議録署名議員の指名 .....	159
議案第41号～議案第43号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	159
議案第44号及び議案第45号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	161
議案第46号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	163
議案第53号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	168

議案第51号及び議案第52号（委員長報告，質疑，討論，表決）	170
議案第47号～議案第49号（委員長報告，質疑，討論，表決）	171
議案第50号（委員長報告，質疑，討論，表決）	172
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	173
議案第54号上程	177
提案理由説明	177
議案第54号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	178
意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	181
閉会中の継続調査について	181
議員派遣の件	181
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	182
閉議及び閉会	182
参考資料	
意見書第1号	184
議員派遣書	185

# 第 2 回 定 例 会

令和 5 年 6 月 議 会

令和5年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 28日間（6月1日～6月28日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月1日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号～報告第5号，議案第36号～議案第52号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第1号～報告第5号（質疑）</li> <li>・議案第36号～議案第40号 (質疑，委員会付託省略，討論，表決)</li> <li>・議案第41号～議案第52号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
2日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	
6日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
7日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
8日	木	〃	
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
13日	火	〃	
14日	水	〃	
15日	木	〃	
16日	金	〃	
17日	土	〃	
18日	日	〃	
19日	月	〃	
20日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> <li>・一般質問</li> </ul>
21日	水	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・議案第53号上程（議案説明，質疑，委員会付託）</li> </ul> 文教厚生委員会 産業建設委員会





# 第 2 回 定 例 会

令和 5 年 6 月 1 日

(第 1 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和5年6月1日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和4年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 令和4年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和4年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第5号 令和4年度指宿市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第8 議案第36号 指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第37号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第38号 指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第39号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第40号 財産の取得
- 日程第13 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 日程第14 議案第42号 財産の無償貸付けについて
- 日程第15 議案第43号 財産の無償貸付けについて
- 日程第16 議案第44号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第45号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第18 議案第46号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第47号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1

- 号) について
- 日程第20 議案第48号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について
  - 日程第21 議案第49号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号) について
  - 日程第22 議案第50号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号) について
  - 日程第23 議案第51号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号) について
  - 日程第24 議案第52号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第1号) について
  - 日程第25 新たに受理した陳情上程
    - 陳情第1号 いぶすき映画祭並びに「映像研いぶすき(仮称)」設立運営に関する陳情書
    - 陳情第2号 新型コロナのワクチンの6回目接種が進められつつあるが、アメリカやイギリスを始めとする多くの国で既に接種は中止されていることを市報などで広報するか、接種券の送付時にその趣旨の文書を同封することを求める陳情
    - 陳情第3号 ワクチン接種歴と病気の関係の統計を取ることを指宿市が指宿市医師会へ呼びかけることを求める陳情
    - 陳情第4号 市役所職員のワクチン接種歴を市報などで公表することを求める陳情
    - 陳情第5号 公文書開示で交付した文書のコピーを取り、それを各担当課で5年、総務課で10年間保存することを指宿市は行っているとしているが、その根拠規定がないので、文書取扱い規定などに、そのことを明文化することを求める陳情
    - 陳情第6号 「地熱の恵み」活用プロジェクトの資金の流れを確認するために、指宿市の銀行通帳のコピーの閲覧ではなく、通帳本体そのものの閲覧を求める公文書開示請求を行い、一部開示決定が出たにもかかわらず、依然としてコピーの閲覧しか許可されなかったため、改めて本体の閲覧を許可するように議会が市へ働きかけることを求める陳情
    - 陳情第7号 令和4年春の市長選直前に陳情書は市内へ「地熱の恵み」活用プロジェクトの不正を証拠と共に述べるなどしたビラ

(A3で4種類)を配布したが、一般市民の方から市役所にはビラの内容についての問い合わせがないとされるので、昨年の6月議会へ内容確認の陳情をしたが、私的なビラだとされ、内容確認がされなかった為、その内容の確認を執行部へ市議会がすることを再度求める陳情

陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、  
2024年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書

陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、  
2024年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長 | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |

|          |       |       |      |
|----------|-------|-------|------|
| 山川支所長    | 中島裕一  | 開聞支所長 | 山下秀一 |
| 市長公室長    | 渡部徹也  | 総務課長  | 濱上和也 |
| 経営改善推進室長 | 木下英城  | 財政課長  | 東忠孝  |
| 水道課長     | 湯ノ口繁生 |       |      |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和5年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月28日までの28日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの28日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～報告第5号、議案第36号～議案第52号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、報告第1号、令和4年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第24、議案第52号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、までの22議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。私が就任してから6回目の本会議でありますけれども、いつも島津雨の降る本会議でありますけれども、今回は台風絡みの雨ということで、少し心配をしておりましたけれども、どうやらコースが少しずつ遠ざかっていって、この週末にあります山川みなと祭り、なんとか開けるのかなと、今日の夕方決まりますけれども、それを一喜一憂しているところであります。また、ちょうど今、オクラがどんどんどん育ってきているところでもありますから、風に弱い植物でありますので、少し心配しながら、今日を迎えたところでありました。どうぞよろしく願いいたします。

今次、第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する

案件5件、条例の専決処分の承認を求める案件3件、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、財産の取得に関する案件1件、財産の無償貸付けに関する案件3件、条例に関する案件2件、補正予算に関する案件7件の計22件であります。

さて、先の定例会以後、これまでの諸般の経過につきまして、幾つか報告をさせていただきます。

まず、4月1日、鹿児島県中学硬式野球連盟3リーグ対抗選抜野球交流戦、いぶすきベースボールジョイントマッチが指宿市営野球場で開催されました。県内にあるボーイズリーグ、ヤングリーグ、フレッシュリーグの3リーグが一堂に会し、初めて対戦をするという大会になりましたが、各リーグの代表選手による熱いプレーが繰り広げられました。

長い伝統と優れた技術を持つ兵庫県三木市の三木金物と、本市の指宿鰹節の地域団体商標事業者同士のコラボレーションによる鰹節削り器が完成し、4月14日、特許庁において発表をさせていただきました。今後、鰹節削り器による削り体験や、かつおぶしの香りや味を楽しむ食の体験などを通じて、新たなファンの獲得やブランド化の更なる推進につながるものと期待しています。

4月23日は、往年の名車、旧車を展示する第25回九州オールドカーフェスタ in 指宿かいもんが4年ぶりに開催されたところであります。おかげさまで、天候にも恵まれ、遠くは北海道からエントリーをいただくなど、会場は200台を超える車と約1万5千人の多くの来場者で賑わったところであります。

4月25日には、地域の経済団体や観光団体などで組織する指宿市観光・経済戦略会議を発足いたしました。この指宿市観光・経済戦略会議が、今年3月に策定した指宿市観光ビジョンの進捗状況を客観的に管理するとともに、域内の連携を加速させることで、地域経済の好循環を図ることを目的としています。指宿市観光ビジョンでは、計画期間の最終年度となる令和9年度までに観光消費額を令和元年度の20%増とすることを目標にしておりますので、今後はALOHANAなまち指宿をコンセプトに、自然や温泉・食・おもてなしといった素材を生かし、幅広い誘客を図ってまいりたいと考えています。

4月29日には、指宿の夏の訪れを告げるアロハ宣言セレモニーを指宿港海岸にて開催しました。また、遊ぼ海フェスタいぶすきも同時開催し、スケートボード体験やクルージング、フラのステージなどを楽しむ家族連れなど、多くの人で賑わったところであります。東洋のハワイと呼ばれる指宿から、ALOHANAなまち指宿を全国にどんどん発信してまいりたいと思います。

5月1日は、日本人初の女性F1ドライバーを目指しているカーレーサー野田樹潤選手のマネジメント会社FANTASと連携協定を締結をいたしました。樹潤さんは、4歳でカートレースデビューし、各レースで最年少での優勝を次々と果たしており、現在もヨーロッパを中心に活躍をしています。祖母が指宿市出身という御縁があり、選手として支援するととも

に、本市のシティプロモーション事業や、児童生徒を対象としたイベント等への参加などに取り組んでいただくことになっています。今後も、各界のトップランナーを支援し、本市の知名度向上と地域活性化を図る取組を進めてまいりたいと思います。

これまで3年余り、感染拡大を繰り返してきた新型コロナウイルス感染症は、5月8日から季節性インフルエンザと同じ取り扱いとなり、本格的にウィズコロナの時代に入りました。今年には既に、菜の花マラソンをはじめ、これまで自粛していた様々なイベントなども、新型コロナウイルス流行前の通常の開催を基本にスタートしております。特に、ゴールデンウィークは、各施設や観光地などに多くの観光客が訪れている姿を目にいたしました。私自身も、唐船映そうめん流しでボランティアに従事しましたが、開店前から多くの方々で行列ができており、楽しそうに食事をする家族連れなどの様子にたくさんの元気をもらうことができました。

今後も、山川みなと祭りやフラフェスティバル、かいもん夏祭り、指宿温泉祭りなどの様々なイベントが開催される予定であり、7月下旬からは高校生による芸術文化活動の祭典である全国高等学校総合文化祭が、そして、10月には燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会が開催されます。指宿市としても、様々なイベントを市民と一緒に盛上げ、多くの方々に楽しんでいただき、まちの賑わいと元気を着実に取り戻してまいりたいと考えておりますので、これからも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出いたしました22件の議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

まず、報告第1号、令和4年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、令和4年度指宿市一般会計予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、報告第2号、令和4年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第3号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、及び、報告第4号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、の3議案であります。

これらの案は、令和4年度指宿市水道事業会計予算及び令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、また、令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

次は、報告第5号、令和4年度指宿市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、であ



ります。

本案は、令和4年度指宿市一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越し計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、議案第39号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算の主なものは、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付を行う電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業に係る予算2億4,692万7千円や、子育て世帯生活支援特別給付金付事業に係る予算8,083万1千円のほか、尾掛地区防火水槽新設工事や、4月6日・7日の大雨に伴う災害復旧費用などであり、急を要しましたことから、令和5年4月17日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

次は、議案第41号、財産の無償貸付けについて、から、議案第43号、財産の無償貸付けについて、までの3議案についてであります。

これらの案は、令和3年3月31日をもって閉校した旧山川小学校及び旧徳光小学校につきまして、学校跡地の有効活用を図るため、無償で貸付けを行いたいことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第45号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、関係法令の改正に伴い、スマートフォンのアプリに電子証明書を登載することが可能となることから、マイナンバーカードを用いることなく、スマートフォン等を用いて印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能にするための改正を行うものであります。

この他の議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、報告第1号、令和4年度指宿市一般会計繰越し明許費繰越し計算書の報告について、であります。

2ページを御覧ください。

令和4年度指宿市一般会計繰越し明許費繰越し計算書について、繰越しの理由につきましては、繰越し明許費の設定時点で御説明しておりますので、割愛させていただきます。また、繰越し計算書において、繰越し明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業

につきましては、繰越予定の事業のうち、年度内に支出があったことなどに伴い翌年度へ繰り越す金額が減額となったものが主でありますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、繰越計算書の翌年度繰越額の欄に数字が記載されていない、繰り越さなかった事業について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

款9教育費、項5社会教育費、事業名旧指宿市民会館石綿事前調査事業につきましては、年度内に事業が完了しましたことから、繰越しを行わなかったものであります。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

報告第5号、令和4年度指宿市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、であります。

12ページを御覧ください。

今回、山川文化ホール太陽光発電設備修繕事業におきまして、当初、年度内での事業終了を見込んでおりましたが、修繕に必要な部品の調達に不測の日数を要し、年度内での事業終了ができなくなったことから、事業を次年度へ繰り越したものであります。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第39号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和5年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,606万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を263億1,806万2千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉費、節1報酬から節19扶助費までの合計2億4,692万7千円の補正につきましては、非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円を給付する、電力・ガス・食料品等価格高騰に伴う低所得者支援事業に係る扶助費等を計上したものであります。

同じく、項2児童福祉費、目6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、節3職員手当等から、次のページの節19扶助費までの合計8,083万1千円の補正につきましては、ひとり親世帯及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象に、児童1人につき一律5万円の給付を行う、子育て世帯生活支援特別給付金に係る扶助費等を計上したものであります。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節12委託料14万3千円の補正につきましては、開聞地域の祖父石ポンプ場の急速ろ過機ろ材の機能確認検査業務委託料を計上したものであります。

款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、節17備品購入費204万6千円の補正につきましては、ヘルシーランド露天風呂の券売機を新たに更新するための備品購入費を計上したもので

あります。

款8消防費，項1消防費，目3消防施設費，節12委託料及び節14工事請負費の合計1,767万2千円の補正につきましては，尾掛地区防火水槽新設工事に係る工事請負費等を計上したものであります。

17ページを御覧ください。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費，節12委託料844万3千円の補正につきましては，4月6日から7日の大雨に伴う農道及び水路の災害復旧に係る委託料を計上したものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，14ページを御覧ください。

款15国庫支出金3億2,773万7千円の補正につきましては，説明欄にお示しの国庫補助金であります。

款19繰入金912万5千円の補正につきましては，説明欄にお示しの財政調整基金からの繰入金であります。

款22市債1,920万円の補正につきましては，説明欄にお示しの地方債であります。

次は，提出議案の28ページを御覧ください。

議案第40号，財産の取得について，であります。

本案は，指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により，予定価格が2,000万円以上であるキッティング済み端末の取得について，議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は，キッティング済み端末160台。取得の方法は指名競争入札，取得金額は1,980万円，契約の相手方は，鹿児島市大黒町2番11号，アイテップ株式会社，代表取締役本坊修であります。入札結果につきましては，参考資料に掲載の入札執行調書のとおりでございます。

なお，キッティング済み端末とは，職員が業務で使用する状態まで，各種設定変更等を事前に完了させた端末のことです。

次は，提出議案の29ページを御覧ください。

議案第41号，財産の無償貸付けについて，から，議案第43号，財産の無償貸付けについて，までの3議案についてですが，これらの案は，旧山川小学校及び旧徳光小学校の土地及び建物を無償で貸し付けようとするものであり，地方自治法第96条第1項第6号の規定により，議会の議決を求めるものであります。

議案ごとに，詳細を御説明いたします。

まず，議案第41号，財産の無償貸付けについて，につきましては，旧山川小学校の土地及び建物に関するもので，貸付けの相手方である株式会社カマタ農園から提案のありました事業計画によりますと，旧山川小学校を有効活用し，指宿産の農産品・水産品・畜産品の原料

の規格品及び規格外品などを専用の調理機を用いて高温の水蒸気で加熱し、付加価値のある6次化商品として生産・販売するものであり、本市の農水畜産物の消費拡大や地場産品の販路拡大及び雇用の促進に寄与するものと考えられます。また、地域貢献につきましても、イベントの開催や災害時の避難所としての施設の開放など、地域に根差した交流施設としての提案がなされており、住民福祉の向上と地域活性化に資する内容でもあることから、当該財産を無償で貸し付けようとするものであります。

次は、31ページを御覧ください。

議案第42号、財産の無償貸付けについて、につきましては、旧徳光小学校の土地及び建物に関するもので、貸付けの相手方である株式会社今宮から提案のあった事業計画によりますと、旧徳光小学校を有効活用し、小規模なクラフトビールの醸造所として、本市の新たな特産品の開発を目指して、指宿産ビールの製造・販売を行おうとするもので、地域産業の活性化につながるものと考えております。あわせて、地元の食材を活かしたレストランの運営も行う予定であり、雇用の促進や観光の活性化にも資するものと考えております。地域貢献につきましては、イベントの開催や災害時の避難所として開放を行うなど、地域に根差した交流施設としても運営する提案がなされており、住民福祉の向上と地域活性化に資する内容であることから、当該財産を無償で貸し付けようとするものであります。

次は、33ページを御覧ください。

議案第43号、財産の無償貸付けについて、につきましては、旧徳光小学校の建物に関するもので、貸付けの相手方である一般社団法人おかえり集学校から提案のあった事業計画によりますと、旧徳光小学校を有効活用し、IT・OA機器の販売や空き教室をレンタルオフィスとして貸し出す事業のほか、パソコンやスマートフォンの使い方などの無料相談室の設置及びWi-Fi環境を整えた地域住民の交流スペースを無料で開放するなど、地域のDXや活性化につながるものと考えております。また、地域貢献におきましても、イベントの開催や災害時の避難所として施設の開放を行うなど、地域に根差した多目的に利用できるIT交流施設として運営する提案がなされており、住民福祉の向上と地域活性化に資する内容であることから、当該財産を無償で貸し付けようとするものであります。

なお、3議案ともに、無償貸付けの期間を令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間とし、無償貸付けの期間が満了する日の3か月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、更に5年間契約を更新するものとしております。

市有財産無償貸付契約書のほか、貸付けを行おうとする施設の配置図及び平面図につきましては、お手元に配布しました参考資料に掲載のとおりですが、この貸付契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、指宿市議会の議決を得たときに本契約となるよう規定しているところであります。

次は、提出議案の41ページを御覧ください。

議案第46号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第2号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,291万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億3,097万3千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事項について、限度額の変更をするものであります。

第3条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、限度額を変更するものであります。

今回の補正の各目に人件費を計上しておりますが、これにつきましては、市町村職員共済組合の保険料率の改定があったことに伴う会計年度任用職員の共済費の増額が主なものであり、一般会計のほか、指宿市国民健康保険特別会計、指宿市後期高齢者医療特別会計、指宿市介護保険特別会計及び指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計につきましても同様でありますので、人件費に係る説明につきましては、各会計ごとに作成しております給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、一般会計の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要13ページから15ページに記載しておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（富永敏尚）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の13ページを御覧ください。

議案第36号、指宿市税条例及び指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市税条例等について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、15ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市税条例の一部改正について、であります。市民税関係については、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、それぞれ3年間延長するものでございます。軽自動車税関係につきましては、種別割に係るグリーン化特例について、

3年間又は2年間延長するものであります。固定資産税関係については、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置、いわゆるわがまち特例につきまして新設するとともに、減額措置を受けようとする者がすべき申告についても条項を追加するものでございます。

次に、第2条の指宿市都市計画税条例の一部改正について、であります。

16ページになります。

都市計画税条例につきましては、地方税法の改正に伴い条項の整理を行うものでございます。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところであります。

次は、提出議案の20ページを御覧ください。

議案第37号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、特に緊急を要し、本年4月1日に施行する必要があります指宿市国民健康保険税条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

1点目が、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の20万円から2万円引上げ22万円とし、また、低所得者に対する5割及び2割の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直し、拡大するものであります。

2点目が、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度以前の年度分の保険税であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものにつきまして、追加するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日等を規定しているところでございます。

次は、提出議案の35ページを御覧ください。

議案第44号、指宿市税条例の一部改正について、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、36ページを御覧ください。

1点目に、令和6年度から国税である森林環境税が導入されることに伴い、関係条項の所要の改正を行うもので、個人住民税均等割の枠組みを用いて、1人当たり年額1千円を市町村が賦課徴収するものでございます。

2点目に、軽自動車税種別割につきまして、新たに特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを追加するものでございます。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日を規定しているところでございます。

次は、提出議案の39ページを御覧ください。

議案第45号、指宿市印鑑条例の一部改正について、であります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が行われたことから、多機能端末機における印鑑登録証明書の交付に際し、スマートフォンによる交付を可能とするため、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、40ページを御覧ください。

印鑑登録証明書については、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介して、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を利用することにより、交付を受けることができます。今回、法の一部改正により、個人番号カードに利用者証明用電子証明書が記録されている者については、スマートフォンに利用者証明用電子証明書を記録することができることとされ、個人番号カード用の利用者証明用電子証明書とスマートフォン用の利用者証明用電子証明書がそれぞれ定義付けられました。これに伴いまして、個人番号カードに加え、新たにスマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を受けられるよう規定するものでございます。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の23ページを御覧ください。

議案第38号、指宿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の第1号保険料の減免措置等について、所要の改正を行うため、令和5年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、25ページを御覧ください。

附則第13項につきましては、令和4年度以前の介護保険料のうち、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものにつきまして、引き続き減免対象とするものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案につきまして、

追加して御説明申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

報告第2号、令和4年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和4年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

6ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの鰻水源地第2号取水ポンプ取替工事、大迫鳥ノ巣線配水管布設替工事の計4,985万9千円で、資材調達、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

報告第3号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法第26条第1項の規定による令和4年度指宿市公共下水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

8ページを御覧ください。

繰越しする事業は、お示しの下水管渠再構築工事の4,856万4千円で、計画の見直しに不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

報告第4号、令和4年度指宿市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、であります。

本案は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、指宿市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

10ページを御覧ください。

継続費につきましては、お示しのとおり下水道施設、ストックマネジメント事業に係る建設改良事業の2,900万円を繰越しするものであります。

次は、提出議案の46ページを御覧ください。

議案第51号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益の第2項営業外収益を1,223万円増額し、水道事業収益を7億3,103万3千円に、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を114万9千円増額し、水道事業費用を6億8,091万5千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入がエネルギー価格高騰対策事業といたしまして、一般会計からの繰入金金の増額、支出は人事異動等に伴い人件費を増額するものであります。



第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を114万9千円増額し、1億557万9千円にしようとするものであります。支出の内訳につきましては、人事異動等に伴う手当等及び法定福利費を増額するものであります。

なお、7ページに実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の47ページを御覧ください。

議案第52号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和5年度指宿市公営企業会計補正予算書の19ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第2項営業外収益を192万9千円増額し、公共下水道事業収益を8億1,296万3千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を9万4千円減額し、公共下水道事業費用を7億5,196万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入がエネルギー価格高騰対策事業としての一般会計からの繰入金の増額、支出は人事異動等に伴い人件費を減額するものであります。

第3条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を9万4千円減額し、3,334万6千円にしようとするものであります。

支出の内訳につきましては、人事異動等に伴う職員給料等を減額するものであります。

なお、23ページに実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分  
再開 午前10時56分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第5号（質疑）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

次に、報告第4号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。

次に、報告第5号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号は終了いたしました。

#### **△ 議案第36号～議案第39号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)**

**○議長(下川床泉)** 次に、議案第36号から議案第39号までの4議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第36号から議案第39号までの4議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第39号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定い

たしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 議案第37号について、反対の討論を行います。国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認の件であります。

本議案には、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引上げ、国保税限度額の総額を104万円にしようとするものが含まれております。厚生労働省は、賦課限度額の引上げを高額所得者に応分の負担をお願いすることで、低所得者の負担を少しでも軽減するためと説明していますが、賦課限度額を1.5倍に引上げても、低所得者の負担は上がり続けてきたのがこの14年間であります。国保加入者の負担を軽減するためには、公費負担を増やすことこそ欠かせません。以上のようなことから、本議案は被保険者の負担を増やす内容であり、財源立て直しの根本に迫るものではないことから、本議案に反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第36号、議案第38号及び議案第39号の3議案を一括して採決いたします。

3議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号、議案第38号及び議案第39号の3議案は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第37号は、承認することに決定いたしました。

#### △ 議案第40号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（下川床泉） 次に、議案第40号について、質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第41号～議案第52号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） 次に、議案第41号から議案第52号までの12議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第46号を除く11議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第46号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情上程（委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第25、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情9件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 福 永 徳 郎

議 員 高 田 チヨ子

# 第 2 回 定 例 会

令和 5 年 6 月 20 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和5年6月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第3 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一

山川支所長	中島裕一	開聞支所長	山下秀一
総務課長	濱上和也	経営改善推進室長	木下英城
デジタル戦略課長	大岩本幸司	健幸・協働のまちづくり課長	嶺元和仁
財政課長	東忠孝	市民課長	貴嶋昌代
税務課長	橋口裕一	国保介護課長	大牟禮伸英
商工水産課長	宮地主税	観光課長	山下浩二
観光施設管理課長	廣森政宏	スポーツ振興課長	田之上浩康
農産技術課長	前菌洋一	土木課長	東恵一
都市・海岸整備課長	窪田幸一郎	教育総務課長	上村圭一郎
学校給食センター所長	小吉建治	唐船峽そうめん流し支配人	海江田勝博

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎川富男	次長兼議事係長	池水拓也
主幹兼調査管理係長	川畑裕二	議事係主査	古川浩仁



## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び松下知恵議員を指名いたします。

## △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員が令和5年7月1日をもって任期満了となることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規則第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下川床泉） ただいまの出席議員は17人であります。

候補者名簿を配布いたします。

[候補者名簿配布]

○議長（下川床泉） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 配布漏れなしと認めます。  
投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（下川床泉） 投票用紙の配布漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[投票箱確認]

○議長（下川床泉） 異常なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。  
投票は単記無記名であります。  
なお、白票は無効票として取扱います。  
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

[投票]

○議長（下川床泉） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○議長（下川床泉） これより、開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に山本敏勝議員、東勝義議員、西田義哲議員を指名いたします。  
開票の立合いをお願いいたします。

[開票]

○議長（下川床泉） 選挙結果を報告いたします。  
投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち、有効投票17票、無効投票0票であります。  
有効投票中、川越桂路議員14票、持留良一議員3票。  
以上のとおりであります。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 皆さん、おはようございます。8番、恒吉太吾です。通告に基づき質問いたします。

1点目に、スポーツを通じた地域活性化について。令和5年10月、鹿児島県で51年振り2回目となる特別国民体育大会、燃ゆる感動かごしま国体。そして、初となる特別全国障害者スポーツ大会、燃ゆる感動かごしま大会が開催されます。開催に向けての取組をお尋ねします。

次に、競技会場の整備状況について、お尋ねします。開催に向け、競技規則と施設を紹介し、競技会場に対する様々な指摘や要望事項が挙げられますが、競技会場に改善すべき点はまだ残っているのか、お尋ねします。

道の駅の指定管理者制度について、お聞きします。昨日、道の駅山川港活お海道が2009年4月のオープンから来館者数が500万人に達し、市長も隣席の下、記念のセレモニーも開催され、大変嬉しいニュースもありました。年間に30万人から40万人が訪れる人気スポットとなっていますが、これも地域住民、出荷者、そして、指定管理者の経営努力によるものも大きいと思います。これからも観光客からも地域からも愛される道の駅であってほしいと思います。本市には、この山川港活お海道を含め、二つの道の駅があり、その一つ、道の駅いぶすきを含む観音崎公園の指定管理者として、令和4年4月から、一般社団法人いぶすき観光デザインが公募により選定指定されました。指定から1年経過しますが、改めて選定理由をお聞きします。また、魅力ある道の駅となるために、この1年間どのような取組が行われたのか、お尋ねします。

次に、道の駅いぶすき彩花菜館の出荷者が指定管理者に支払う販売手数料をお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 答弁に先立って、一言だけ、皆さんにお願いがございます。今議会は、できる限り、職員の育成という観点からも、また、議場での具体的な、あるいは充実した答弁のために、今回からは担当の部長に加えて、担当課長の答弁をできるだけ多くするようにいたしましたので、是非一つ、御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、恒吉議員から、スポーツを通じた地域活性化について、御質問をいただきました。ここまで、令和2年度に開催の予定であったかごしま国体・かごしま大会の開催に向けて、平成28年度に国体推進係や準備委員会を立ち上げ、平成29年度にバドミントンの競技会場であります指宿総合体育館の大規模改修を実施しました。平成30年度には、国体推進室の設置、準備委員会から実行委員会への移行、ゲートボールの全国大会の開催、そして、中央

競技団体からの要望事項を踏まえた、ソフトボールの競技会場であります、開聞総合グラウンドの全面の表層土の入替えを実施したところであります。令和元年度には、実働部隊となります市の実施本部を立ち上げ、ソフトボールとバドミントンのリハーサル大会を実施し、併せてソフトボールの練習会場である大成運動場の表層土の入替え、開聞総合グラウンド周辺の駐車場整備の観点から、JAいぶすきと連携した家畜市場の整備も行ったところであります。令和2年度には、開聞総合グラウンドのLED化などの改修工事。令和3年度には、かごしま大会で新たに追加種目となったポッチャ競技が指宿総合体育館で開催されることが決定をし、スポーツ推進委員の方々には、審判をはじめ、速やかな競技運営ができるよう受入準備を進めていただいているところであります。このようなことから、競技会場等の中央競技団体からの要望事項は、おおむねクリアしてきたというふうに考えております。

残余の質問につきましては、担当の部長及び課長に答弁をさせたいと思います。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 国体の競技会場としましては、おおむね問題はないと考えておりますが、今後も指定管理者と綿密な連携を図りながら、維持管理に努めていきたいと考えております。

**○商工水産課長（宮地主税）** いぶすき観光デザインが道の駅いぶすきを含む観音崎公園の指定管理者として、令和4年4月から管理運営を開始し、1年が経過いたしました。観音崎公園の指定管理者候補者選定委員会で、いぶすき観光デザインが選定された理由につきましては、第1に、地域の一次産業の活性化及び観光等の情報発信拠点を目指すを運営の基本コンセプトに定め、コンサルタントやテレビ局、指宿商業高等学校等と連携した運営を計画しており、多方面かつ広範囲へのプロモーションが期待できること。第2に、指定管理料がゼロという条件の中、堅実な予算計上をしており、その上で、市に利益の25%を納付することを提案していること。第3に、防犯体制を強化することに加え、災害時においても、風水害や地震等に応じて、適切な対応を取る体制を構築し、防災道の駅の認可に向けて、機能強化を図ることが認められること。第4に、現在の職員の継続雇用、地元産品を使ったオリジナル商材の開発、指宿商業高等学校との連携による販売促進活動、B級・C級品の農産物を活用した加工食品の開発等を計画していること。以上のことから、観音崎公園の指定管理者候補者として適任であると判断したところであります。

次に、どのような取組がこの1年行われてきたかというお尋ねにつきまして、令和4年4月から、いぶすき観光デザインが道の駅いぶすきの指定管理者として、リニューアルオープン記念、周年祭、姉妹都市フェア、菜の花マラソンアフターイベントなど、様々なイベントを実施してきております。その際、県内で発行されているフリーペーパーやテレビCMを活用し、有効なイベント告知を行い、コロナ禍でも集客増に努めてきたようです。また、道の駅内の売り場環境の整備にも着手し、レジの配置、特設コーナー、野菜陳列棚も新たに設置したり、キャッシュレスの導入も実現し、来館者が買い物をしやすい売り場づくりに努めてき

ているようです。また、出荷者の皆さんに対しても、営農指導員、販売指導員を配置したことで、出荷物の栽培方法などのアドバイスや、お客様が手に取りたくなるような商品のPOP紹介、包装などのアドバイスを行ったり、出荷残品の引き取り期間の緩和などを行ったりしてきたと報告を受けているところです。

次に、道の駅いぶすきの販売手数料についてのお尋ねですが、道の駅いぶすき出荷者協議会会員が特産物を出荷する場合の令和4年度からの販売手数料は、指宿市等で生産された農林水産物等の生鮮品が20%、指宿市等で製造された加工食品や民芸品が25%となっております。また、販売コーナーで冷蔵・冷凍機能を有する陳列棚を利用した場合には、当該物品の販売額に5%を加算されることとなっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** るる説明ありがとうございました。

それでは、取組については進んでいるということで、10月まで残り100日となりますので、是非、大会の成功に向けて、一緒に頑張っていきたいと思います。

その中で、競技会場につきましては、おおむね問題が、会場自体はですね、ないかなと思っっているんですが、練習会場の整備状況について、お尋ねしたいと思います。成年女子ソフトボール競技会の練習会場となる大成運動場に防球ネットが設置されております。この防球ネット、近隣等の住宅にボールが行くのを防ぐためにあると思うんですが、これまでも何度か補修はされてはいるんですが、それでもやっぱり所々、いろいろな状況で破けているところもあります。またですね、ティーバッティング用のダブルネットを見たところ、そちらも何箇所か破けているところもございました。この国体にはですね、皆さん御存じのとおり、東京2020オリンピック競技大会に出場した選手の参加も多数予想されております。私も間近で見ることが多いんですが、やはりスピードがありますし、威力がありますので、もしですね、その防球ネットの破れた場所から飛んでしまうと、近隣の住宅に大きな被害が出るんじゃないかと危惧しております。それだけではなくて、先ほど申しましたティーバッティング用、やっぱり破けていると、練習も、お客さん、見学者もいると思いますので、やはりそういったですね、怪我をする恐れもあるんじゃないかというふうに思っております。競技会場の整備は重要、そして、この練習会場の整備も重要になってきますが、この安全確保のために、大成運動場のネットの補修が行えないか、お尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 大成運動場のネットに関しての補修等でございますが、利用者に安全・安心に利用していただくため、防球ネットや個別のフェンスネット等の破れなどについては、全て点検を行い、指定管理者と綿密な連携を図りながら、国体に間に合うように補修をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、間に合うように補修のお願いをして、次の質問に移ります。

次に、国体開催後の大会・合宿誘致活動について、お尋ねいたします。合宿を行っているチームであったり、大会で来られたチームにお聞きすると、何か困っていることないですか

ね、こういったところが足りないですかねとお聞きしますと、皆さんおっしゃられるのが、トイレの整備について、この要望が数多く挙げられます。これからですね、国体後、誘致を行っていく上で、このトイレを含めた環境整備、大変重要になってくると思っております。まず、既存のトイレの状況について、お尋ねいたします。弓道場側、そして、本部棟側とですね、グラウンド内に2か所のトイレが整備されているんですが、設置状況、中の洋式・和式、その大便器の数とかですね、そういうものを分かっていたら、教えてください。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 開聞総合グラウンドのトイレは、東側と西側の2か所がございます。トイレの洋式・和式の数は、男子トイレは小便器が2、和式便器が1。女子トイレは洋式便器が1、和式便器が2となっております、これが東側と西側それぞれでございます。なお、東側トイレにつきましては、多目的トイレも設置されているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私も試合であったり、見学でよく利用することが、この開聞総合グラウンド多いんですが、そういったところもあって、これまでもですね、平成29年の12月、あと令和3年3月、このトイレの整備については一般質問をさせていただいております。このトイレ改修や増設に関してですね、これまでも多く提案、若しくはお願いしてきたんですが、なかなか進んでいない状況であります。国体や大会では、仮設トイレが設置されるからというような理由で、これまでも改修とか増設には取り組んでこられなかったんですが、やはりですね、国体後を見据えて、仮設ではなく、しっかりとトイレの整備をしていただきたいというふうに思っております。今、聞きましたが、やはり和式の数が多い。少し時代にそぐわないと言いますか、洋式の数をもっと増やしていただきたいと思います。既存のトイレのですね、洋式化。またですね、そのトイレのドア自体もかなりもう壊れているんじゃないかと、劣化しているんじゃないかと思っておりますので、そういったものの取替、改修をですね、早急に行ってもらいたいと思っておりますが、このトイレの増築や改修はですね、早急に国体後を見据えて行う考えがないか、お尋ねします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 開聞総合グラウンドのトイレにつきましては、国体を見据えた部分については仮設トイレでということに対応を考えておりますけれども、今の既存のトイレにつきましては、今後の市民の利用や国体後の大会・合宿誘致等を考慮し、男女トイレの洋式化等について、早急な対応が必要と思われましたので、同じ社会体育施設費の中で、今定例会において、追加の補正予算として提案する予定としているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** できればですね、もう以前から言っているんで、この途中ではなくて、早い段階でしていただきたいかったんですが、この質問に関しましては、また同僚議員があると思っておりますので、これに留めて、次の質問に入りたいと思います。

次は、道の駅の指定管理者制度について、お尋ねいたします。まずですね、現在、指定管理者であるいぶすき観光デザインへのですね、市からの負担金、この道の駅ではなくて、いぶすき観光デザインへの市からの負担金が幾らか、お尋ねいたします。

- 総務部長（坂元一博）** 令和5年度、本年度の負担金額でございますが、6,890万円となっております。
- 8番議員（恒吉太吾）** 比較のために、一昨年の負担金の額も教えていただければありがたいです。
- 総務部長（坂元一博）** 令和4年度当初予算の額は、7,979万6千円でございますので、1,809万6千円の減額となっているところでございます。
- 8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。この指定管理者の選定理由の中で、第2に挙げられました指定管理料がゼロであり、市に利益の25%を納付するということ、この納付金制度について、お尋ねしたいと思います。指定管理者制度の経営努力へのインセンティブを維持し、更なるサービスの向上と魅力ある管理経営を目指す制度であると思いますが、そのような認識でいいか、まず、お尋ねします。この納付金制度自体が、この更なるサービスの向上と魅力ある管理経営を目指す制度であるかという点。あわせて、今回ですね、収支決算額、収支見込み額が上回った額の25%を市に納付するという変動納付金制度であると思うんですが、昨年度ですね、実際納付金が幾らあったのか、併せてお尋ねいたします。
- 商工水産課長（宮地主税）** 今回の道の駅いぶすきの指定管理者の募集要項におきましては、指定管理者による売上げ又は利益の一部を市に納付金として納付するものとし、納付方法及び納付金額等については、申請者の自由提案としますとして公募をしたところでございます。それを受けまして、いぶすき観光デザインからは、純利益の25%を納付するという提案があったところでございます。それを受けまして、令和4年度分の納付金としまして、いぶすき観光デザインからは351万5,311円が市へ納付金として納付されたところでございます。
- 8番議員（恒吉太吾）** もう一つの質問のほう、もう一度答えていただきたいんですが。この納付金制度というもの、これが、指定管理者制度のですね、経営努力へのインセンティブを維持し、更なるサービスの向上と魅力ある管理経営を目指す制度であるというふうに一般的に言われているんですが、その認識でよかったかどうか、再度質問いたします。
- 商工水産課長（宮地主税）** この納付金制度につきましては、本市としては初めてこの指定管理者の募集の中で取り組んだところでございます。この納付金制度は、売上げ又は利益のということで提案をしたところでございますが、今回、応募したいぶすき観光デザインからは、利益の25%をということでございますので、利益分ということでございましたら、十分管理者側のインセンティブを持ちえるような提案であるかということで判断したところでございますので、その部分を一次産品業者とか、そういった部分に還元するという部分に関しては、範疇に入っているのではないかなというふうに考えているところでございます。
- 8番議員（恒吉太吾）** すいません、再度になります。この納付金制度が、そのモチベーションを上げるために大事なのかどうか、お尋ねします。
- 産業振興部長（野元伸浩）** この納付金制度でございますけれども、道の駅いぶすきの指定管

理として、当然ながら、納付金があるということで、それぞれの企業努力というものも出てくるのではないかとこのように考えております。そういった中で、市としましても、やはりこの道の駅いぶすきを活性化して、より市内・市外の方々に喜んでもらえるような施設、そういった取組をしていただきたいという思いもございまして、納付金制度ということで、今回、募集要項の中で設定をさせていただいたところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 納付金を収めるということは、利益が上がるということ。利益を上げるために経営努力をするので、納付金制度自体が必要なのかなと思う。そこはなかなか、必要かどうかはおっしゃっていただけないというところで、次の質問に移りたいと思います。ていうか、納付金制度が根源としてどうなのかって今の発言になりますので、そこも踏まえて、次の質問に移ります。

今回、納付されました約351万円の納付金でございますが、この使途、市としてのですね、どのように使われるか、お尋ねしたいと思います。またですね、この令和4年度、どの費目に組み込まれるのか、併せてお尋ねいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** この納付金の使途につきましては、募集要項等には特に記載していないところでございますが、この納付金については、商工業振興費や職員人件費等に充てられているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 次に、生産者の収入向上への取組について、お尋ねいたします。令和3年12月15日の産業建設委員会で、観音崎公園の指定管理者選定についての審査がございました。一般社団法人いぶすき観光デザインを指定するため、指定管理者候補者として適任であると判断したと説明がございました。その中で、私も当時、所管の委員会におりましたので、質疑させていただいております。地域や生産者の方々にしっかりと還元できるのかと質疑をした際に、当時の担当課長より、生産者への利益還元について、手数料を下げっていく方向であるという答弁がありました。まず、この答弁に間違いがないか、お尋ねいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** いぶすき観光デザインからの提案ということで、売上げに応じまして、手数料率については下げていきたいということを検討しております。ただし、社会情勢等ございますので、そこら辺を配慮して、検討したいということを聞いております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 納付金は350万ありますので、売上げ、利益としては1,400万ぐらいですかね、上がっておりますが、そういった点も含めて、この販売手数料が1年経過して幾ら下がったのか、お尋ねいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 令和5年度の手数料につきましては、令和4年度と同様、据え置きの手数料でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 答弁の中で、提案の中でも、手数料を下げっていくという方向であるということでしたが、昨年度ですね、納付金が納められるだけの利益が上がっていないながら、手数料を下げられない理由、原因をもし把握していれば、お尋ねいたします。



○商工水産課長（宮地主税） 令和4年度と販売手数料を据え置きとした理由につきましては、人件費や物価、エネルギー高騰などの影響が見通せないなどの社会情勢によることが大きいということを聞いておりました。また、道の駅いぶすきを安定的に運営していくための運転資金を確保したいということから、令和4年度と同額の販売手数料としたということを知っているところになります。

○8 番議員（恒吉太吾） 再度確認になります。利益還元であったり、販売手数料の引下げの話は、提案したときに、指定管理者側から実際提案があったのかどうか、お尋ねいたします。

○商工水産課長（宮地主税） はい、そのとおりでございます。

○8 番議員（恒吉太吾） その提案理由と、実際、今、行っていることが少し違うと思うんですが、その認識はありますでしょうか。

○商工水産課長（宮地主税） いぶすき観光デザインからは、コロナ禍にある令和3年の9月、10月にそういった提案を受けたところであります。コロナ禍でそういう状況だったんですけれども、最近では人件費や物価高騰、エネルギー高騰などの社会情勢等が影響してきているというふうに考えられましたので、そのような形を取っているものというふうに考えております。

○8 番議員（恒吉太吾） 大変なのは指定管理者だけじゃなくて、生産者も一緒じゃないんですか。野菜や商品を入れるパックとか袋代、資材の高騰は生産者にも大きくのしかかっております。生産者もですね、大変な経営努力されております。そういったところは考えられないのかなと少し疑問に思いましたので、もう一個のほうの、二つ先ほど言いました、昨日500万人を超えました山川の道の駅もございまして、そちらのほうの販売手数料がどうなっているか、お尋ねいたします。あわせて、今、おっしゃいました、彩花菜館とのどれぐらい差があるのか、もし分かれば、併せてお尋ねいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 山川港活お海道の指定管理者につきましては、株式会社芙蓉商事が平成24年4月から運営していただいております。指定管理者からの提案として、運営当初は、特産物を出荷する場合の販売手数料は、指宿市内で生産された農林水産物等の生鮮物が15%、指宿市で製造された加工食品や民芸品が20%、販売コーナーで冷蔵・冷凍機能を有する陳列棚を利用した場合は、当該物品の販売額に5%を加算されるようになっておりましたが、平成26年4月からは、消費税増税の影響で、指宿市で生産された農林水産物等の生鮮品が16%、指宿市で製造された加工食品や民芸品は21%となっております。これを受けまして、道の駅いぶすきと活お海道の販売手数料の差になりますが、生鮮品等につきましては4%、加工品につきましても4%、市外の加工品につきましても4%というような開きがございます。

○8 番議員（恒吉太吾） 先ほど、納付金のところでインセンティブ、インセンティブとしつく聞きましたが、このインセンティブというものなんですが、人や組織に特定の行動を促す

動機付けや誘因のことを一般的に言うと思います。生産者に対しての利益還元、言い換えればインセンティブが働けば、生産や事業の安定、更なる品質やサービスの向上につながります。それがですね、ひいては魅力ある道の駅につながっていくのではないかというふうに思っております。その中で、今回、指定管理を取っているいぶすき観光デザインのですね、創設意義や果たすべき役割というものが、ホームページであったり文章に出ていますので、その定款にはですね、目的と事業として、地域活性化や地域を盛り上げること。また、国土交通省に提出された観光地域づくり法人形成・確立計画、この7で、活動に係る運営費の額及び調達方法の見通しという項目の3、自律的・継続的な活動に向けた運営資金確保の取組・方針というものがございます。この中で、道の駅いぶすきの指定管理者として、地域事業者と連携して魅力ある売り場づくりに努め、地域製品の販売により収益性を高める。そして、生産者の利益に寄与するという文言があります。しかし、今の手数料の話聞いても、実際に生産者の利益に寄与しているとは言い難い状況ではないでしょうか。皆さん、たった4%と言われるかもしれませんが、経営者からすれば、とても大きな数字なんです。苦しんでいるのは指定管理者だけじゃない、先が見えないのは。生産者だって一緒なんです。だからこそ、私のほうにも出荷者の方々から、この手数料が高い、負担が大きいという声をたくさんいただいております。そういったことが、まず、指定管理者に相談できないのかどうか尋ねたことがあるんですが、出荷、納めている手前、なかなかそういうことを言い出しづらい。もし、仮にそう言うことを言って出荷が停止されたら、さらに困る状況が起こる。そういったところがあって、交渉したくてもできないと話される出荷者の方も複数おられます。一方ですね、指定管理者だけではなく、それを指定した市側として、実際困っている地域事業者の声を大切にしたり、一次産業を活性化することにより納付金だけ収めてもらえばそれでいい、そういった考えは、まさかないと思います。市としてですね、今あったような、なかなか声を上げづらい生産者の声、この声をどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。あわせてですね、以前からこの提案として、販売手数料を下げっていくという答弁があったわけですから、この点もどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 確かに、道の駅につきましては、出荷者の方々によって、それぞれの施設が潤っていくものというふうに思っております。販売手数料につきましては、活お海道と道の駅いぶすきとは、4%の開きがございますが、募集をかけるときに、指定管理者側からの提案に基づいて、販売手数料を設けていただいているというふうに認識しております。道の駅いぶすきの出荷者に対しましては、令和4年度は収益が出たということでございましたので、売上額の1%分を還元したというふうに報告を受けているところでございます。この出荷者の販売手数料の引下げというものにつきましては、一次産業の活性化・育成につながる一つの手段だというふうに思っておりますので、道の駅いぶすきの指定管理者であるいぶすき観光デザインへは、その旨伝えてまいりたいというふうに考えているところでござい

ます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 350万の納付金が納められたということなのですが、答えられたら結構なのですが、先ほど負担金も大分出ている、まだなかなか自立ができないというところも含めてですね、そういった中で、指定管理者がこの300万円の納付金を収めることと、市から負担金を300万収めるんだったら300万減らせばいいのという単純な論理かもしれませんが、市としてはどちらの方が優位というふうに考えていますでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 負担金につきましては、いぶすき観光デザインの運営に関わるものでございます。道の駅の収益から捻出される納付金は、観光デザインからの提案に基づいた市への貴重な歳入でございます。それぞれの費用を歳入歳出で計上することが適正な公金の取り扱いであると考えておりますので、負担金と納付金、それぞれの費用を相殺できるものではないと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** でも、実際ですね、350万円の納付金、収めることができているということは、それだけの利益も上がっているということですので、自立してもらう、ほかの同僚議員からもいつもそういう話ありますが、そういったふうには、これ利益出ているから減らして当然かなというふうに思いますので、ちょっと質問させていただきますが、利益が上がっている、自主財源のめどがもう立っているのであれば、今後ですね、負担金の見直しについても考えていくべきだと思いますが、今後この点についてどのように考えていますでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 負担金でございますけれども、財政再建のために、歳入と歳出の両面から改革して財政を安定させて、機動的な財政出動が可能となるよう、行財政改革が必要であると考えております。一方で、本市の恵まれた観光資源、食の資源を最大限に活用した、稼げるまちづくりが必要であると考えております。いぶすき観光デザインにつきましては、稼げるまちづくりのために、マーケティングによる消費者の求めるものを発掘したり、ブラッシュアップをしたりするなど、滞在時間を延長、観光消費額の増額等を通して、指宿のファンを増やし、観光人口増加による地域活性化を目指すために設立された法人でございます。このようなことから、稼げるまちづくりのために必要な投資であると考えているところでございます。また、負担金の精査につきましては、もろもろの精査を行って、自立的、また、継続的な活動を進めていきたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、この負担金に限らず、いろいろな見直しはしていただきたいと思いますが、今回、納付金351万円の費目、商工業振興費ということでございました。九州のある自治体におきましては、その収めた納付金を施設の住民サービス改善のための新たな投資に利用する際の対応に図ることが望ましいと規定しているものもございます。今、総務部長からも稼げるまちづくりというキーワードが出てきましたので、これに関連してお聞きしたいと思います。提案になるのですが、市長も常々、この稼げるまちづくりに関

してはおっしゃっております。そのためにですね、これから、私はデジタル地域通貨プラットフォーム事業というものが大変重要になってくるのではないかというふうに思っております。具体的に市長が進めている稼ぐ力、稼げるまちづくり、このために大変重要なんです。このデジタル地域通貨プラットフォーム事業に対して、先を見据えた未来への投資として使うことができないでしょうか。この事業は、今後、地域内経済の循環創出や地域コミュニティ活性化への効果が大きく期待されております。また、データに基づいたマーケティングリサーチも可能となります。今、総務部長からもありましたが、私が今言ったこの話というのは、本来ならいぶすき観光デザインがしないといけない話なんです。してほしい、今、部長もおっしゃいましたよね。ただ、それが見えてこない、まだこの段階で。であるならば、市がもう先行してすべきじゃないかというふうに思っております。本来、このデジタル地域通貨は、今、申しましたように、いぶすき観光デザインこそが取り組むべき課題だと思っておりますが、それができないのであれば、納付金を収める商工水産課として、代わりに行うことができないか、お尋ねいたします。

**○副市長（有留茂人）** まず1点、先ほど納付金の話がありましたけれども、これまで、山川砂むし保養施設、山川の砂むし会館ですけれども、向こうで納付金制度を指定管理でやった経緯がありますので、そこを付け加えさせていただきたいと思えます。

それと、地域のデジタル通貨のお話がありましたけれども、今、私も観光デザインの理事を拝命しておりますけれども、その中で、先進地として東北のほうに、そのデジタル地域通貨を活用した事業をやっているというところのDMOがありまして、そこに観光デザインとして研修に行っております。そのデジタル通貨の消費の動向等を確認して、どういう世代がどういう物にその消費をしているかというふうなものを、ある程度データとして蓄積をしていて、次の戦略に生かしていくというふうなことで、研修に行ったという報告を受けております。ですので、その地域通貨についても、観光デザインとしても、今後の運用を見据えての研修だというふうに理解をしているところです。

**○8番議員（恒吉太吾）** 観光デザインは観光デザインとして、そういう調査研究、いつまで掛かるか分かりませんがしていただいて、でも、そんな待ってられないから、私言っているんですよ。商工水産課として早急に、先に取り組めないか。これ結構大事な問題ですよ。やる気があるのかないか、やる考えがあるのか、お尋ねいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 私どもも、様々なデジタルを使った地域振興に係るものにつきまして、いろいろと勉強をしているところでございます。それぞれの取り組んでいる会社が、いろいろとたくさん持ち込んでくるわけなんですけれども、どの仕組みが、システムがいいのか、今、それをいろいろと勉強している最中でございます。また、この観光デザインが何に取り組むということに関しましては、また私どもの持っている情報とすり合わせながらしていく必要もございます。また、市のやる施策につきましては、いろいろな各課をまたいだ



すね、常々、話しているところであります。今、大きな役割で言うと、指定管理者として道の駅の運営をしていると。それから、ふるさと納税の市がやる役割と、デザインがその一部を業務としてお手伝いをしていただいている。そして、そもそものDMO登録をはじめとした、指宿のデザインをしていくと、この三つが、我々が一番期待している役割でありますけれども、その方向に向けて、それぞれが明確な数的な目標であったり、取組であったりということについては、少しずつその形をなしつつあるのではないかというふうに私は思っています。全国のDMO又はDMO候補の中で、一番の課題はやはり自走できない施設が多いと。つまり、独立しきっていない。親からの仕送りがなくなかなかできないといったようなところが多いというふうに聞いています。そういった中で、今、全国のDMOも、中央の観光庁をはじめとしたいろんなところからは、少しこれはきちんと将来性があるところとないところとの精査もしなければならぬといったような情報も入ってきておりますので、まずはしっかりとそこはやっていってほしいというふうに思います。この議会での冒頭でも話しましたがけれども、観光・経済戦略会議を立ち上げました。この観光・経済戦略会議が正にその様々なことについての最終的な決定・方向性を決めていく場所になります。そこでいろいろな方向性を定めていく際の、一つのパートをデザインが担うということに過ぎないというふうに私は思っています。ですから、デジタル通貨の活用についても、今、副市長も話をしましたけれども、昨年から視野には入ってしまして、市の職員についても研修に派遣をしておりますし、商工会議所も会頭を含めていろいろと研修に出掛けておりますし、もちろんデザイン自体も、向こうからその主人公になっている、プレイヤーの中心になっている皆さんを招聘をして勉強したりと、双方向での、今、いろんな議論をしているところであります。それぞれ、そこで視察してきたメンバー、勉強してきたメンバーから、私も具体的な報告や内容を聞いて、指宿なりに焼き直さないといけない。指宿にとって一番いい方法、指宿のまちづくりや、これからのサステイナブルな経済活動、そういったものに対して、最も効果的な方法を取らなければいけないということで、今、それを、それぞれ持ち帰ってきた団体であったり、メンバーが議論をしている、準備をしている段階であるというふうに思っています。これについては、どのような形になるか、まだ最終形は決まっていますが、いい形のプラットフォーム作りは、やっていけるといいうふうに思っているところです。ただ、これは中心的になるのは、市にはならないと思います。市は、そういったものを基にした、最終的なプランニングにおいて責任を持つというふうに思っておりますので、あくまでもその前提になる様々な活動や情報については、いろいろな団体に役割分担をしながらやっていったほうがいい。それが私が最初に唱えていた、ワンチームの姿であるというふうに思っていますので、是非、議員は一つ、そこは御理解いただきたい。

もう一つ、観音崎公園を中心にした彩花菜館の将来性、姿でありますけれども、持つべき機能は、最初、あそこに道の駅を造ろうという時期、私は県議会議員でしたけれども、当

時、国土交通省管轄下の道の駅ということで、防災情報でありますとか、道路情報でありますとか、そういったところの情報発信の基地という役割と、一方で、道の駅で皆さんに特産品を売る最先端の基地という形の位置付けでしたけれども、今、指宿の将来を考えますと、もっとも役割が増えているというふうに思います。今年、既に鹿児島国道事務所は予算要求をしていただいていますけれども、次の、今の観音崎を中心とした姿については、準備に入りつつあるというふうに思います。先だって、国土交通省が着手をしてくれそうな勢いですが、その中では、これはもう例えばですけれども、あそこは指宿の玄関口ですから、あそこに入ったら、指宿のいろんな施設、いろんなホテル、いろんなところの予約状況であるとか、どこは混み合っているとか、並んでいるとか、そういったものも分かる。あるいは、そこで予約をすることも、そこでキャッシュレスで支払いをすることもできる。様々なそういう機能をあそこには備えてほしいなということ、実は希望として、国土交通省との懇談会でも話をしているところでありますし、また、今、P a r k—P F Iという話がありましたけれども、既にあそこもできてから約20年が経過をして、次の10年以内には、新たな姿を造っていくための準備に着手しなければいけないというふうに思っていますので、今、言ったP a r k—P F Iという新しい手法があって、従来はこの全面積の2%しか売りにできない。1千坪あったとすれば、その中の20坪しか売りに場にはできないというルールがあるわけですが、P a r k—P F Iという考え方を採れば、その公園を維持したり管理したり改修をしたりする費用もあるでしょう。それは、自ら稼いでもいいんだよというのが、このP a r k—P F Iの一番肝になる考え方ですので、そうすると、その売り場を10%別に確保できる。だから、本来は2%が12%になりますから、6倍ぐらいの販売面積を含めた営業の面積を確保しても構わないというような状況があったり、今、2階にあるレストラン部門を、今、どこの道の駅を勉強してもそうですけれども、もうこういう高齢者時代の中でですね、2階まで歩かせることはなかなかよろしくないということで、1階にそういった部門を造れるような努力、活お海道は、今、そんなふうになっていますよね。あそこは平屋です。だから、そういったことも含めて、彩花菜館については、次の段階の姿を、我々はもう既に勉強し始めて、どういう形でやっているのかということの研究を始めているという状態です。少なくとも、国土交通省の方々の評価では、指宿の道の駅に関わる担当者、市の職員は、最も県内では熱心であるとお褒めをいただいております、そういった意味では、その期待にも応えなければいかなというふうに思っているところです。

少し答弁が長くなりましたけれども、そういうことであります。よろしく申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時19分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

**○7番議員（新宮領實）** 皆さん、おはようございます。7番、新宮領實です。質問の持ち時間に余裕がありませんので、前段の御挨拶を省略させていただきます。本日は、三つの項目について、順次お尋ねさせていただきます。

1番目に、再犯防止推進計画についてのうち、過去3年間の市内における刑法犯の検挙者数と再犯者数の推移はどういう状況か。

2番目に、DX、デジタルトランスフォーメーション化を見据えたスマートフォン普及推進についてのうち、市内各地域におけるスマホの普及率はどのような状況か。

3番目に、都市計画道路等整備計画についてのうち、二月田駅周辺整備の計画はどのようなものか。

以上、1回目とし、答弁を求めます。以下、関連質問を交えながらお尋ねをしてまいります。毎回お願いしておりますが、長々の答弁はいりません。誰もが理解できるように、簡潔・明瞭、そして、声高に御答弁くださるようお願いしておきます。

**○市長（打越明司）** 簡潔に、明瞭に答えるよう努力をさせていただきたいと思います。

議員から、二月田駅の整備計画についての御質問がございましたが、この計画については、まず、この二月田駅の正面側と、市役所のある側をどうやってつなぐかという課題があったわけですが、これは平成5年、十町の土地区画整理事業が着手をされた当時、つまり、今から30年前から既にその課題があるということで、JR九州と協議を進めてきたところであります。これまで、この駅裏広場と駅との連絡方法については、地下道方式はどうか、あるいは、歩道橋などを活用してはどうかといったような検討を進めてきたところでありますが、技術的な問題、コスト面での課題が非常に多く、具体的な方針がなかなか定まっていないという状況が続いておりました。しかし、区画整理事業に着手してから、いよいよ25年が経過をし、しかも、事業完了が迫ってきた中で、令和元年から協議を再開をし、令和4年度に新しく踏切を造る平面交差の方針で、市とJR九州との間で方向性を確認されてきたところであります。その他の詳細なことについては、引き続きJR九州と具体的な協議を、現在、詰めていくという段階にあります。

ほかの質問については、関係部長、関係課長からお答えさせます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 過去3年間の市内における刑法犯の検挙者数と再犯者数についての御質問ですが、法務省矯正局に問い合わせたところ、検挙者数については、令和元年が39名、令和2年が29名、令和3年は36名となっております。再犯者数については、令和元年が18名、令和2年が13名、令和3年は20名となっております。再犯率につきましては、令和元年が46.2%、令和2年が44.8%、令和3年が55.6%となっております。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** DX化、デジタルトランスフォーメーション化を見据えたスマートフォン普及推進についてのうち、市内各地域におけるスマートフォンの普及率につ



いての御質問ですが、スマートフォンの普及率について、市内複数の通信事業者に出向いて確認したところ、企業が管理している営業秘密であることから公表できないとのことでした。ただし、総務省が実施している通信業動向調査の結果によりますと、令和4年8月末時点で、スマートフォンを保有する世帯の割合は全国で90.1%、鹿児島県が85%となっております。

○7番議員（新宮領實） はい、ありがとうございました。

再犯防止推進計画のほうからまいります。本市において、市民が安心・安全に暮らせるまちを実現するために、地方再犯防止推進計画を早期に策定していただきたいと願う立場から、以下、お尋ねをします。なお、この件につきましては、指宿市保護司会の皆様も強く切望していることを申し上げておきます。本市では、過去3年間の検挙者数、累計104名、再犯者数51名で、再犯率約50%のようですが、他自治体においても再犯者が増えてきている状況にあるようです。これはゆゆしき事態ではないでしょうか。確認をさせていただきます。再犯防止推進計画策定については、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が成立、施行され、翌平成29年12月には、国の第一次再犯防止推進計画が閣議決定され、これを受けて、地方公共団体には、地域の特性を踏まえた新たな再犯防止対策に取り組む責務が明記されました。県では、平成31年3月に鹿児島県再犯防止推進計画を策定し、令和元年度には、再犯防止推進に関する県民の意識啓発のセミナーを振興局ごとに毎年開催し、罪を犯した人たちの居場所づくりなど、具体的事業に着手、実施されております。また、令和5年、本年3月には、第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、各都道府県知事、各市町村長宛に法務大臣官房長より通知が届いていると思いますが、以上のことにお間違いはないでしょうか、御答弁ください。

○健康福祉部長（出島雅彦） はい、そのとおりでございます。

○7番議員（新宮領實） 県の再犯防止推進計画の計画内容と、具体的な活動を把握されているのでしょうか。把握されているのであれば、概略お聞かせください。

○健康福祉部長（出島雅彦） 県の計画内容と具体的な活動ですが、計画内容としまして、鹿児島県における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、鹿児島県再犯防止推進計画を平成31年4月から5年間を計画期間として策定をしているところでございます。具体的な活動としまして、五つの重点課題に取り組むことを基本方針としており、一つ目は、国・民間団体等との連携強化。二つ目は、就労・住居の確保。三つ目は、保健医療・福祉サービスの利用の促進。四つ目は、非行の防止と矯正施設等と連携した就学支援の実施。五つ目は、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進となっているところでございます。

○7番議員（新宮領實） はい、ありがとうございました。

それでは、県内各自治体の策定状況をお聞かせください。

○**健康福祉部長（出島雅彦）** 県内各自治体の策定状況でございますが、令和5年5月現在、県内43市町村のうち、鹿児島市を含め、6市2町が策定をしているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** 既に鹿児島市をはじめ、6市2町の自治体が策定しているようですが、指宿もこれに追随するべきだと思います。市民の安心・安全をどう考えているか、お聞かせください。

○**健康福祉部長（出島雅彦）** 本市における犯罪の現状を把握しながら、生涯安心して暮らせるまちづくりのため、保護司会の皆様をはじめ、関係機関と協働で取り組み、犯罪のない明るい地域づくりに努めていく必要があるものと考えており、そのような活動を行っていく上で、再犯防止推進計画は重要なものであると認識をしております。

○**7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。

この件について、保護司会の皆様と意見交換をしたことはありますか、ありませんか。ある、なしで御答弁ください。

○**健康福祉部長（出島雅彦）** これまでのところ、特に具体的な意見交換等はしておりませんが、庁舎敷地内には更生保護サポートセンターもあることから、保護司会との情報共有は行われているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** はい、ありがとうございます。

保護司は地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民の犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っております。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員でありながら、本質的には民間のボランティアです。本市には19名の方々が保護司として活動されているようです。日頃から、市民の安心・安全のために多大な御尽力をいただいていることに、市民の一人として、また、議会人として、厚く御礼を申し上げ、深く敬意を表するものであります。

本市は、保護司会と従事する皆さんをどう捉えておられますか、御答弁いただきます。

○**健康福祉部長（出島雅彦）** 議員もおっしゃられたとおり、保護司の皆さんは、犯罪・非行をした人に対する更生・社会復帰のために御尽力をされ、市民の安全・安心を守るという部分においても、多大な功績があるものと認識をしております。深く感謝をしているところでもあります。市としましても、保護司会の活動に対しては、できる限り協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○**7番議員（新宮領實）** 御丁寧にありがとうございます。

保護司会からの、この策定の要望には、今、要望等は出ていないということでもございましたけれども、これから、そういう要望にはどんな対処・対応をされる御予定でしょうか。

○**健康福祉部長（出島雅彦）** 内容を精査した上で、前向きに対応させていただきたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） はい、ありがとうございます。

指宿市では、平成26年1月に人権教育・啓発基本計画を策定しているが、その中の第2章、様々な人権問題、第11節、その他の人権問題、第2項、刑を終えて出所した人の中に、現状と課題、施策の方向が示され、的を射た表現になっていると思いますが、国が示した新たな再犯防止計画では、七つの課題と96の具体的施策が盛り込まれています。本市においても、国や県の再犯防止推進計画に即した計画が必要と思うが、委員会を設置し、再犯防止推進計画を策定すべきと考えるが、取り組む考えはないでしょうか、御答弁ください。

○健康福祉部長（出島雅彦） 今後の策定の取組についてですが、市民が安心・安全に暮らせる社会の実現のために重要な計画であるということは十分認識をしております。既存の計画に盛り込む形か、単独で策定するかも含めまして、保護司会とも協議をしながら、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 策定に向けて、委員会は設置しないのでしょうか、御答弁ください。

○健康福祉部長（出島雅彦） 策定をする場合におきましては、委員会を設置する必要があると考えております。

○7番議員（新宮領實） その場合、委員会のメンバーはどんな方々で構成する御予定でしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 委員会のメンバーにつきましては、現時点でお答えすることはできませんけれども、保護司会の方々と協議・相談をしながら選定することになると思っております。

○7番議員（新宮領實） 今、るるお答えもいただきました。そういう中で、自分の中で整理させていただいた中では、策定に向けて取り組むという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 前向きに検討してまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 策定に向けて、何か弊害みたいなのがございますでしょうか。

○健康福祉部長（出島雅彦） 弊害というのは、特にないと思っております。

○7番議員（新宮領實） 市長にお尋ねをいたします。市民の安全・安心に暮らせる社会の実現を目指すためには、この策定は最重要と考えております。策定に当たっての文言は、どの自治体においても、そんなに変わるものではありません。類似自治体を参考にして、早期に策定していただくか、早期の策定を促していただきたいが、お考えをお聞かせください。

○市長（打越明司） 今、担当課長であり担当部長である職員から答弁をしましたがけれども、全く同じでありまして、私の大好きなスピード感をもって応えていくということで、しっかりやっていきたいと思いますが、もし、追加で必要になるとすれば、その策定委員会等々に関わる予算、こういったものがちょっと追加になるかもねということぐらいでありますので。全国で、今、策定済みが563団体というふうにデータを持っておりますので、大体全国のおおむね3分の1の自治体は、既にそういう方向でもう決定をしているということでもありますか

ら、大事な問題ですので、遅れをとらないようにしっかりやりたいというふうに思います。

**○7番議員（新宮領實）** はい、ありがとうございます。

やはりこれからの指宿市の安心・安全を担保するためには、再犯防止推進計画は必要不可欠であると考えますので、よろしく願いをいたします。

次にまいります。DX化を見据えたスマートフォン普及推進について、お尋ねをしております。デジタル事業を進める中で、システムやアプリを整備しても、デジタルデバイス、端末を持たない、持っても扱えないでは、デジタルデバイド、情報格差は解消できません。DX化と並行して、アナログの施策を残したり、追加したりしては、コストも手間も掛かってしまいます。誰一人取り残されないデジタル社会を構築するためには、スマホを持ち、使いこなすことができなければ、所詮は絵に描いた餅でしかありません。スマホ普及こそが、DX化推進につながるという思いから、以下、お尋ねをしております。

スマホの普及率はほぼ分からないということです。最低限把握しなきゃならないと思いますが、これからどのようにしてデジタル化を推進されていかれるのでしょうか、御答弁ください。

**○総務部長（坂元一博）** スマートフォンの普及率につきましては、毎年、国において実施しているアンケートがございます。内容としましては、都道府県別の年齢別普及状況やインターネットの利用状況、SNSの利用状況、セキュリティ対策に係る状況など、様々な項目のアンケートとなっております。市としましては、指宿市デジタル・トランスフォーメーション推進ビジョンを策定しておりますので、この毎年実施している国の調査結果を参考にしながら、デジタル活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** デジタル化推進については、デジタル戦略課が担っているということでもよろしいでしょうか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** デジタル化の推進につきましては、デジタル戦略課を中心として、関係部署と協議しながら進めていくこととなっております。

**○7番議員（新宮領實）** このデジタル戦略課、横文字でいい表現だと思うんですが、何の目的でいつできたんでしょうか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** デジタル戦略課につきましては、国の示すデジタル社会の実現に向け、ICTを活用した多様なサービスの迅速かつ効率的な提供を目指し、令和4年4月1日に設置されております。ICTを活用した行政のデジタル化や地域情報化及び統計業務を行うデジタル政策係と、行政情報システムの導入・管理や、情報セキュリティ業務を行うシステム管理係からなっております。

**○7番議員（新宮領實）** 市が提供するDXに関するシステムやアプリは、既に整備されているのでしょうか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** 行政サービスにおけるデジタル技術の活用につきまして

は、行政事務や市民サービスにおいて、以前から活用しているところがございます。また、令和4年度に整備したもので言いますと、コンビニ交付サービスシステム、指宿駅構内総合観光案内所用デジタルサイネージ、観光チャットボットシステム、時遊館COCCOはしむれやふれあい公園における公共施設予約システムについて整備をしております。

**○7番議員（新宮領實）** デジタル化を推進する中で、デジタルデバイスの中でも、スマホの普及が欠かせないと思わないでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 議員のおっしゃるとおりだと思っております。全ての方がスマートフォンを所有して使いこなすことができることで、デジタルデバイドの解消が図られると思っております。市としましては、防災・教育・福祉・経済活動など、デジタル技術を活用して、市民の生活の質の向上につなげる取組を図っていかねばならないと考えております。本市のDX推進におきましても、各取組を現在行っているところがございます。

**○7番議員（新宮領實）** 高齢者、前期高齢者、65歳以上、私もその高齢者なのですが、を対象として、スマホ所持や持たない理由などのアンケート調査をしたことがあるのでしょうか、御答弁ください。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** 高齢者を対象としたスマートフォン所有の調査につきましては、第9期高齢者福祉計画を策定するに当たり、昨年12月に長寿支援課において、県から示された高齢者等の実態調査を行っております。その質問項目の中で、スマホやパソコン等の所有状況に関する簡単なアンケート調査は、項目として入っております。

**○7番議員（新宮領實）** であれば、年代別に、指宿市の方々のね、高齢者の方々が持たない人というのは、把握できているということよろしいのでしょうか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** そのアンケートの内容につきまして、長寿支援課に確認を取りました。この対象が、市内65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない方を対象にしているようです。470名の方に調査を実施して、その中で持っていると答えた方については291名、約62%程度の保有という形の、このアンケート調査の中では結果が出ているようです。

**○7番議員（新宮領實）** 私は、このね、残りの38%、その38%の人に、何とかして持ってほしい。そういう思いで、このスマホ普及のことについて、今日はお尋ねしております。アンケートのね、指宿市は指宿市でね、もう1回ね、公民館長さん方というのは、よく地域の住民のことはよく理解している。まあ言えば、高齢者の方は、どの方だということもですね、あるいは、見なくても大体分かっていますよ。ですから、是非、公民館長さんをお願いして、スマホを持たない人はどういう方ですかとか、スマホを持たない理由はなんですかとか、いろんなアンケートの調査があると思いますので、是非、お願いしてみたらいかがでしょうか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** 公民館長さんにおかれましては、御自身の仕事や地域の活

動などがある中で、また新たにアンケート調査をお願いするとなると、負担が増えるという形も考えられますので、現状としてはなかなか難しいのかなと考えております。先ほど、答弁を部長からしましたけれども、アンケート調査につきましては、国のほうで実施しているアンケートがありますので、それらの調査結果を注視しながら進めていきたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** それはそれで、その成果を、また教えていただければありがたいなと思います。

これまで、市民の皆さんにDX化に向けて説明会を開催したことがありますか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** 本市としましては、行政サービス等でスマートフォン等を活用できる環境を整えた際に、広報紙等で周知をしたり、あるいは操作方法等を研修会や相談会等で説明をしているところでもあります。

**○7番議員（新宮領實）** スマホの普及の取組について、これからお尋ねをしていきます。スマホなんでもよろず相談などの設置について。スマホの操作に不慣れな人が気軽に相談できる場を作れないか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 本市においては、高齢化や過疎化が進む中で、デジタル活用を推進し、住み心地の良いまちをつくることを目的とし、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、令和3年度からスマートフォンなどのデジタルツールの活用サポートを行っております。具体的な活動として、令和3年度は職員等が講師となり、自治会等でスマートフォン講習会を行ったほか、YouTubeで初心者向け簡単デジタルサポート室from指宿というチャンネルを開設し、講習会だけでなく、自宅で動画を見て、デジタルツールを学べる環境づくりを行いました。昨年度からは、講習会や動画投稿に加え、デジタルボランティア養成講座を実施しました。24人のデジタルボランティアが誕生し、スマートフォン講習会のサポートスタッフとして活躍しております。今年度は、これらに加えて、JR指宿駅2階において、年11回、デジタルボランティアによるスマートフォンの使い方相談会を実施しているところです。

**○7番議員（新宮領實）** 指宿駅の2階で年11回ということなんですが、受講された実績というのはまとめていますか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 3回の講習を2度行ってまして、29名が参加をいたしました。終了した方が24名ということになっております。

**○7番議員（新宮領實）** せっかくやっていたらね、ケチをつけるわけじゃないですけど、29名受けたって、へのツッパリにもならない。実際言って。何百人、何千人の方々がね、受けましたというのであれば、やったんだなという評価になってくるんでしょうけれども、29名だったらですね、やっただけというような話になってしまいます。そののところが少しくお考えになって、これからちょっとお考えをね、考えていただければいいかなと思

います。

次、行きます。市庁舎や商業施設に相談コーナーを設け、会計年度任用職員を派遣するほか、民間の通信会社からの派遣要請はできないか、御答弁願います。

**○総務部長（坂元一博）** 相談につきましては、現在実施しております、自治会等でのスマートフォン講習会、デジタルボランティア養成講座、スマートフォンの使い方相談等について、より一層充実した形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、今後、民間企業との連携も含めて、スマートフォンの操作に不安のある方々をサポートできる環境について、検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○7番議員（新宮領實）** デジタルボランティア、そういうボランティアというのじゃなくてね、会計年度任用職員として1年間ぐらい従事してもらう。まあ言えば、おっしゃるのにも力が違うじゃないですか。皆さん結構デジタルにはね、非常に、パソコンの扱いとか、スマホの扱いはね、皆さん知っているんだと思うんですけども、市の皆さんが、そしたらね、300何人ぐらいでね、だーっと連れ上がってね、そりゃボランティアで行きましょって、市長なりますかね。

**○総務部長（坂元一博）** 会計年度任用職員の相談員につきましては、スマートフォンの機種ごとに操作性が異なるため、習得するまでに時間が掛かります。また、これによって誤った操作を伝えますと、故障やトラブルの要因となることから、会計年度任用職員を相談員として活用することは難しいと考えているところでございます。市としましては、会計年度任用職員を任用するのではなくて、デジタルボランティアの活用や、それぞれの機種に詳しい民間企業と意見交換を行いながら、スマートフォンの操作に不安のある方々をサポートできる環境をつくりだしていきたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** だからね、募集すればいいじゃないですか。会計年度任用職員としてね、そしたら、デジタルを操作できる人をね、こういう形で雇いますからとって、市の広報紙でもいいじゃないですか。それに手を挙げてね、来られる人もおると思いますんで。今、デジタルボランティアからという形で、今、申し上げましたけれども、そういう答弁でくると、私としても、いや、そうじゃなくて、デジタル分かっておる人おるでしょうと。そのボランティア、デジタルボランティアの人を横滑りさせるんじゃないで、市としてね、募集されたらどうですか、いかがですか。

**○総務部長（坂元一博）** 議員のおっしゃることもうなずけることでございますけれども、それにつきましても、財源等の問題もありますので、また他市の状況等を踏まえながら、また、そこら辺も調査研究していかなければならないと思っております。

**○7番議員（新宮領實）** 今、サポートできる環境ということ答弁いただきましたけれど、これ、市のね、正面玄関の近くとか、まちづくり課の受付のところとか、サンキュー、だいわ、タイヨーなどの一角にブースを設けるということの理解でよろしいんでしょうか。これ

とは全然違うんですか、話は。

**○総務部長（坂元一博）** 大型店舗等での相談コーナーにつきましては、市内通信業者におきまして、定期的に出張店舗といった形で出張販売・相談等を行っております。先般の土曜日も、商業施設において開設しているようでした。その際、各種相談や操作方法の説明等も対応しているようございます。今後、民間企業と意見交換を行いながら、スマートフォンの操作に不安のある方々をサポートできる環境について、協議してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** それで、スマホ教室の全自治公民館ごとの開催について、お尋ねします。校区公民館単位ではなく、集落単位の自治公民館でスマホ教室を開催できないでしょうか。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** まず、先ほどのデジタルボランティアの件でございます。24人の受講修了者につきましては、昨年度の実績でございまして、本年度については、これから募集をかけていくことになろうかと思っております。

スマートフォン等のデジタルツール活用サポートの研修会の開催につきましては、市自治公民館連絡協議会理事会や各校区公民館を通じまして、随時案内を行っております。健幸・協働のまちづくり課が窓口となり、デジタルを活用した共創の場づくり事業として、開催を希望する自治会等に対し、講師やデジタルボランティア、集落支援員等を派遣し、校区や区、集落単位など、要望に応じて開催をいたしております。先月も、指宿校区からの依頼を受け、スマートフォン教室を開催し、LINEでのグループ作成や便利な機能の紹介などについて研修を行ったところです。スマートフォン教室の全自治公民館での開催につきましては、派遣人員の面や、スマートフォンを持っている人と持っていない人とで内容も異なることから、これまで同様、自治会の要望に応じまして対応していくとともに、開催を促す案内につきましては、機会あるごとに行ってまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** スマホ教室にはですね、デジタル活用支援推進事業交付金とか、そういうのがあると思うんですけども、上手くこれを活用して、そういうスマホ教室を運営されていきませんか、どうでしょう。

**○総務部長（坂元一博）** デジタル交付金の関係でございますが、特定の個人等に対する給付の経費に類するものは、デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象外となっているところがございます。交付金につきましては、令和4年度におきましては、公共施設予約システムの導入であったり、証明書等のコンビニ交付サービス等を導入しているところがございます。

**○7番議員（新宮領實）** 今、こういう交付金があるんじゃないですかって言うだけで、それをもってきて使う、これにもっていく、どうしようというのは、あなたたちがするのよ。私がこうしなさい、ああしなさいというわけじゃないんですよ。御自身たちがどういうのにな、デジタルを推進するためには、どういうものがあるかって。国からどれだけのお金を引



き出せるかって。それ、どうして使えるかということをおね、是非、お考えになっていただきたいと思います。これには答弁いりません。

スマホの便利さ、持つことによるメリットや、これ叩いたら怒られますので、持つことによるメリットや恩恵があることを説明したリーフレットを作成し、配布するお考えはないでしょうか。

**○デジタル戦略課長（大岩本幸司）** リーフレット等の作成ということですがけれども、いろんな財源の問題等ありますので、また広報紙等を活用しながら、できることは周知をしていきたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** だから言ったんですよ。だからこういうリーフレットを作るのにね、デジタル活用支援事業なんかは使えませんかという中で、僕は最初にこの話をしたんです。そういうものを考えればね、リーフレットを作るのにね、市の財源を持っていかなくても、国からのそういう財源、推進のやつでね、十分やっていけそうな気がするんですけども。これも、是非、考えとってください。答弁はいりません。

スマホの新規購入者に対する助成について。スマホを普及率を100%にするために、60歳以上の新規購入者に対して、地域限定のポイントを付与したらどうか、いかがでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** スマートフォンの普及につきましては、国の調査などからも、近年、増加している状況でございます。一方で、自分の判断でスマートフォンを所有しないという方も一定数はいるようでございます。令和3年度版情報通信白書によりますと、70歳以上の方で、スマートフォンやタブレットを利用しない理由について調査したところ、自分の生活には必要ないと思っているからが52.3%と最も高く、次いで、どのように使えばよいか分からないからが42.4%となっております。購入や利用に係る料金が高いと感じるからという理由については、16.6%となっております。以上の傾向から、まずはデジタル技術を活用して、各種行政手続きのオンライン化など、生活が便利になるような行政サービスの導入や、スマートフォンやパソコン等を使える方と使えない方の格差の解消となる取組から実施してまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 部長、大局が見えていないような気がするんですけども。今ね、スマホ普及の話をしている。行政サービスをこれからはDX化を図るということではないのか。そして、それにはね、なんと言ってもデバイスが必要ではないでしょうかということですよ。スマホが一番デバイス、これをね、デジタル化をするために、推進するためにはね、何が必要かと言えねばね、スマホが一番必要じゃないんですか、どうなんでしょう。

**○総務部長（坂元一博）** 議員おっしゃるとおりだと思います。先ほども答弁しましたが、全ての方がスマートフォンを所有して使いこなすことができることで、デジタルデバイドの解消が図られます。本市としましても、DX推進において、各取組を現在行っておりますので、さらに充実を行っていききたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** あまりいじめたくはございませんので、もうあまり言いませんけれども、スマホ普及のための施策としてね、スマホ普及のための施策として、今後、どういう取組をしていかれるか、御答弁ください。

**○総務部長（坂元一博）** DX化を見据えた取組につきましては、令和5年3月に策定しました指宿市DX推進ビジョンにおきまして、デジタル技術を活用し、市民生活の質の向上に取り組むこととしてございます。行政においても、デジタル技術を活用した手続きや情報発信など、様々な活用を進めており、スマートフォン等を普及させることは、DXを推進する上で効果的であると考えております。また一方で、個人の選択としてスマートフォンを活用しないと判断していらっしゃる方もいるようでございます。そのようなことから、本市としましては、行政サービス等でスマートフォン等を活用できる環境を整え、広報紙等で周知しつつ、操作方法等を研修会や相談会等で説明し、市民生活の質の向上につなげるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** DX化を進めるためにもですね、御自身たちもデバイス、スマホであったりパソコンであったりというのはよく御存じだと思います。中でも、そのパソコンをですね、持っている人はね、全てスマホはですね、皆さんお持ちです。だから、是非、スマホを普及させるためのですね、ことをお考えになっていただけますか。

DX化推進の参考になればと思い、いろいろ申し上げてまいりましたけれども、デジタルを活用するためには、何がベストか考えてほしい。皆さんには何でもやってみようという気概があるのでしょうか。市長、御存じか分かりませんが、D i g i田甲子園というのがあります。本市は、今、正にデジタル化を推進しております。最高賞は内閣総理大臣賞です。あとは御自身で調べてください。デジタル実装部門で県においてノミネートされるように、職員にはっぱをかけていただきたい。何かが変わるかもしれません。スマホ普及について、デジタル推進化イコールスマホ普及と思いますが、市長の持論はありますか、お答えください。簡単でいいです。

**○市長（打越明司）** この質問については、終止うつつむき加減で聞いておりまして、スマホの話は、まだ耳の痛い話であります。指宿市は、デジタル推進本部を立ち上げたところでありますが、不肖打越がその本部長であります。まだスマホを所有していないところであります。答弁の中にもありましたけれども、皆さんどういう形で生活をしていくかというものの中には、やっぱりいろんな生活スタイルを考えている方々がいる。確かにですね、市役所のサービスであったり、様々なことを上手にやっついこうと思えば、できる限り普及をしていたほうがやりやすい。それは間違いないと思いますけれども、しかし、高齢者の中には、もう自分はアナログ人間として一生を歩いていきたいと、そういうふうな決意を固めたような方々も結構おられましてね、やっぱりこれはもうそのことを持ったり利用することで、非常に分かりにくい、あるいは煩雑な生活になってしまうという方々の思いも受け止めなければ

ならないと思っていますので、できる限りこのスマホを持つことや、そのデバイスを活用することが、本当に便利になっていくなということを実感できるようなDX化を進めていかないといけない。だから、僕もデジタル戦略課には、とにかく市民へのサービスの中で、分かりやすく、やっぱりスマホを持っていたほうがいいなど、非常に分かりやすいような政策をとっていってくれということを進めているところであります。いろいろと自分も成長しながら、前向きに取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○7番議員（新宮領實）** 市長ね、市長もデジタル化推進をされていらっしゃるね、自治体にね、1回、勉強しに行ったほうがいいんじゃないですか。そうじゃないとね、首長がデジタル化にね、デジタル、デジタルって言ってもね、私はね、アナログやって、それを言っとったって、お話にならない。いや本当に。それはね、士気に関わる、士気に。そこのところはね、是非、あれしてください。

この件、最後なんですけれども、私は別にね、デジタル化推進だけでスマホを普及させたいと思っているのではなく、スマホが普及することにより、高齢者の方々のICT利活用が盛んになれば、高齢者のコミュニケーションの活性化ばかりでなく、高齢者本人にとっての利活用効果や、また、その周辺の人々を含めた利活用効果、そして、ICT利活用の波及効果が広がっていくことにより、新しい枠組みの地域づくりや地域活性化の取組に転換することが期待できる狙いがあるということを申し上げておきます。

食事にいたしましょうか、どうされます。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 先ほど、スマートフォン講習会の件で、デジタルボランティアの実績を申し上げましたが、このほかに、昨年度は7団体、100の方が講習会ということで受けていることを申し述べておきます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時02分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

**○7番議員（新宮領實）** ちょっと、休憩が入るとどっから言えばよかってというような感じがするんですけれども、都市計画道路等整備計画について、お尋ねをしていきます。二月田駅周辺ですね、整備計画は進むということはですね、長年の懸案事項だったので、本当に感謝しているところでございます。先ほど、冒頭、市長から御説明がありましたので、それに関係して、お尋ねをさせていただきます。設計業務委託料はですね、今度の6月議会に上程されていらっしゃるようなんですけれども、これについて御説明いただきたい。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** 業務内容は、現地測量や土質調査、道路や広場に関わる設計、図面作製や数量計算などを行います。設計業務委託料につきましては、県が定める設計基準に基づき、価格を算定しております。

○7番議員（新宮領實） 結構，設計業務委託というのは，結構，どこの建設関係，建設課，他自治体においてもですね，今，そういう流れかもしれませんけれども，本市においてですね，設計ができる技術者がいないということになるのでしょうか。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 土質調査など専門的なものに関しましては，どうしても外注になりますが，測量などにつきましては，時間が確保できれば対応可能でございます。ただ，現在の職員数では勤務時間内での対応が難しいのが現状です。特に，今回の設計につきましては，都市計画道路及び鉄道交差の設計基準を順守する必要があり，一般的な設計に比べて専門性が高く，長期の設計期間を要しますので，現職員での対応は難しいと考えております。

○7番議員（新宮領實） せっかくね，設計業務して，設計ができあがりました。やっぱり，こう協議しておったら，また設計が変わりました。またそれについて，また設計業務委託をしなきゃいけない。そういうふうになってくるんですね。どうなんでしょう。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 現段階では，設計変更は想定しておりません。ただし，現地測量の結果などにより変更が生じた場合は，業務委託料が発生します。

○7番議員（新宮領實） 市長ね，やはりこう外注，外注だけではなくてですよ，やっぱり指宿市にも優秀なですね，技術者がいると思うんですね。だから，せっかくですんでね，今，こういうのがこう出てきましたから，ちょっと市長にもちょっとお尋ねしておきたかったんですけども，本市にもですよ，設計積算課みたいなのをね，お作りになられたらどうなんですかね。もうですね，年間すれば，億に近いぐらいのですね，設計業務委託料というのは必要になってくると思うんです。4・5人ね，十分雇えて，あと，いろいろな機器をですね，設備して，システム入れればですね，十分こういうのは可能じゃないのかなって，私は思うんですけれども，市長，どうですかね。ちょっとこの話になりましたから，これからそちらのほうに振りましたけれども，結構，こう話の中のね，関連した形ですんで，ちょっとお尋ねしましたけれども，どうでしょうかね。

○市長（打越明司） せっかく技師として採用して，今は都市・海岸整備課の話ですけれども，学校施設整備であるとか，あるいは水道，土木，建築であるとか，多岐にわたって，技術者はできるだけ採用したいという思いでありますけれども，大切なのは，市役所で雇用して，そこからその技師の能力をどれだけ育てていくかということが非常に大事だろうと思えます。ただ，今，課長からも話があったように，業務の中身と分量を考えて，人間の数をオーバーするような仕事になるケースもあります。また，発注の仕方によっては，そのほうが効率的だというようなものもありますけれども，やっぱり長い目で見て，できるだけその仕事を，現場現場を与えることで，一人ひとりが成長して，いろいろなできあがってくるもの，あるいは，これから造るものについての評価をする力をつけていくというのは，非常に大事だというふうに思いますので，そういった視点を持って，設計業務を発注する場合には，自

前で可能かどうかという視点も忘れないようにしながら、指示をしていきたいなというふう  
に思います。

○7番議員（新宮領實） ちょっと余談だったんですけども、是非ね、そういう方向で  
すね、これからお考えになられれば、いろんな形に即面したですね、ものに対応できると  
思いますんで、是非、お願いいたします。

ちょっと話を戻します。この分の工期はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 設計業務の工期につきましては、今年度末を想定して  
おりますが、県やJR九州との協議と調整を図りながら、設計を行いますので、協議の状況に  
よっては、次年度へまたがる可能性もございます。

○7番議員（新宮領實） 今年じゃなくて、来年度という形でよろしいですか。来年度始める  
んですか、今年ですか。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 設計は、今年度始めます。

○7番議員（新宮領實） 設計は今年度、事業に入るのはいつからと考えてらっしゃるん  
ですか。事業というのは、着工に入るとのことですよ。いざ、道路にです。道路の工事に入  
るというやつです。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 工事につきましては、県や国と補助金の調整もしなが  
らなので、その状況を見ながら、随時、進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 今回は、端的に、設計業務だけをさせていただきますということ  
でよろしいですね。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） はい、そのとおりでございます。

○7番議員（新宮領實） 次に行きます。駅舎やロータリー、駐車場の整備計画はどうな  
っているか。また、駅舎はいつ頃できるのでしょうか、お答えください。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 駅舎やロータリーや駐車場など、詳細につきましては、  
まだ何も確定はしておりません。駅舎の完成までは、少なくとも5年掛かると思われます  
ので、引き続き、JR九州及び県との協議を進め、地域住民の意見を参考にしながら、駅舎  
など、詳細について検討を進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。

ちょっと突っ込んだ形で申し訳ないんですけども、5年掛かるということは、どうい  
うことなんでしょうか。また、その根拠というのはあるんですか。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 工事の流れといたしましては、列車の運行を止めず  
に施工する必要がございますので、現在の駅舎を残しながら、最後に新しい駅舎に切り換  
えることとなります。それまでの間に、踏切前後の道路の築造や駅前広場、公共広場など  
の工事があり、JR敷地内におきましては、JRによる設計及び施工がございますので、その  
施工期間を考慮すると、少なくとも5年は掛かる見込みでございます。

- 7番議員（新宮領實） 素人考えでお尋ねをするんですけれども、私も土木を出たということはあるんですけれども、それから長年、土木に従事しておるわけじゃございませんので、素人が質問していると思っていただければよろしいかと思えます。全体の計画図面というのは、もう作成済みなんですか。
- 都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 全体の計画図なんですからけれども、今回の設計業務におきまして、全体の計画図面を作成してまいります。
- 7番議員（新宮領實） 駅舎はどちらが造るか、負担するのか、もう決まっておいでですか。
- 都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 駅舎の新築や費用負担につきましては、今後、JR九州と協議の下、確定していきたいと考えております。
- 7番議員（新宮領實） 総工費というのは、大体幾らぐらい、おおむねで結構なんですけれども、そういうのが出ているわけじゃございませんですが、大体、おおむね幾らぐらいという形でお考えですか。
- 都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 事業費につきましては、この設計業務で算出してまいりたいと考えております。
- 7番議員（新宮領實） またこの件については、おいおい聞くかもしれませんが、財源の確保というのはめどが立っていらっしゃるんですか。
- 都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 財源の確保につきましては、市の一般財源の負担を少しでも軽減するため、国・県との協議を進めてまいります。引き続き、国庫補助金の獲得に向けて努めてまいりたいと考えております。
- 7番議員（新宮領實） 今回のこの工事についてのですね、市民への周知はどういう形で進めて行くつもりでございますか。
- 都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 住民への周知につきましては、事業の進捗などについて、広報紙やホームページなどの媒体を通じて、広く周知を図りたいと考えております。
- 7番議員（新宮領實） この分のですよ、完成予想図って言うんですかな、俗に言う鳥瞰図というのはあるんですか。これから作ろうと思ってるんですか。それがないとですね、市民がどんなふうになるんだろうかというのがお分かりにならないと思うんです。図面で、平面でですね、作って、こういう形ですよって言うてもですね、鳥が見た、鳥瞰図みたいなんじゃないとですね、皆さん理解しにくいんじゃないかなと思うんですけれども。それも併せて、広報紙なんかでお知らせするというお考えございませんか。
- 都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 現在、鳥瞰図の完成予想図はございません。今、御指摘のとおり、鳥瞰図につきましては、前向きに検討してまいりたいと思えます。
- 7番議員（新宮領實） 是非、作ってください、お願いします。そうじゃないとですね、市民の皆さんにですね、アピールができないと思うんですよ。ただ造りますから、造りますからじゃなくてですね、是非、これを造ってもらわなきゃ、我々みたいな人は、ここの方もです

よ、あそこできますよって言ったって、どんなんなってるんだろかいというふうになると思いますので、是非、駅舎を含めた形もですね、完成予想図ですね、そういうものを、是非、お示しいただきたいなと思っております。

前々からですね、トイレのことをお尋ねしているんですけども、工事に入って5年間、多分、一番最初に壊すのは、駅舎から壊されるんじゃないかなと思いますけれども、そうしたらもう、トイレもなんにもへたくそれもないと思うんです。そうしたときにですね、是非、前々からあそこの地域の方々もそうですね、使う人たち、我々もそうなんですよ、たまにあそこに、二月田駅を使ってですよ、何て言うんですっけ、あそこに、指宿駅に飲みに行ったりするわけ。あそこまで戻って来たりですね、するわけですが、そのときトイレ行きたくてもですよ、トイレに行けないからということで、言えば、失礼だけでも立ちションをする、実際言ったら。中にはちょっと、大きなのをする人もおったりすると思うんです。だから、そういうのは非常にですね、観光地として非常にですね、恥ずかしい話じゃないかなと思うんですけども、そのトイレをどうされるか、ちょっとお答えください。

**○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎）** トイレにつきましては、今後、駅利用の方向性や必要性、地域住民の要望も踏まえながら、トイレの設置について検討していきたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** 課長ね、検討じゃなくてね、しますって言ってほしい。トイレはね、大事なんだって。何がないがって言ったら、もうトイレほど大事なものはないと私は思っている。トイレ議員って言われてもいいぐらい、トイレに関してはですね、ちょっと、何て言うのかな、譲れないところがありますんで、そのところは是非、お考えになっていただきたいと思えます。

二月田駅のことについては、以上でさせていただきます。あと、二反田川・サンキュー前踏切整備計画は、今後どうするのか、ちょっとお尋ねをします。

**○土木課長（東恵一）** 当該路線は、市道二反田川線であり、特に通勤・通学の時間帯は、多くの車両が往来している状態です。国道226号から上流側におきましては、2級河川である二反田川の河川改修事業を、鹿児島県が事業主体となり、令和元年度から20年計画で始まっており、現在、業務委託や用地交渉、一部道路築造を行っている状況であります。本踏切箇所は、河川改修事業により市道線形が変更になる箇所であり、今後、関係機関と連携し、協議を進める予定であります。

**○7番議員（新宮領實）** 同じような質問になってしまいますので、続いて、秋元川のいぶすき内科前の踏切整備計画について、お尋ねをします。これについて、どういう形で考えていらっしゃるか、お尋ねをします。

**○土木課長（東恵一）** 当該路線は、市道秋元湯口線であり、車両の離合ができず、譲り合いながら通行している現状であり、特に通勤・通学の時間帯は、多くの車両が往来している状況

であります。現在、十町地区土地区画整理事業におきまして、秋元川下流側からボックスカルバート整備を進めており、本踏切箇所におきまして接続させる計画でありますので、道路の線型変更も併せて、関係機関と連携し協議を進めたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** ありがとうございます。何と言いましてもね、JRとの協議がもう欠かせない。今回、今、この二月田駅周辺の件に対してもね、三十何年掛かってきている。その三十何年しよったら、我々はもう亡くなっていない。もう20年も、15年ばかりしたら、もういない。市長が20年ばかりかな。そんなところですよ、実際言っても、人間というのはね。そんなのではね、待ちきれない。市の発展性もない。ですからね、これまでの二反田川、秋元川の踏切の整備をね、これまでJR九州に打診したことあるんですか、どうなんでしょう。

**○土木課長（東恵一）** JR九州との協議には、不測の日数を要します。そのことから、河川改修整備計画等々ありますので、影響がある踏切等は変更協議も含めて、JR九州へ情報を早目に提供していき、実施に向けられるよう、より効率的な事業進捗に努めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（新宮領實）** JR九州の窓口というのは、こういうのはどこになるんですか。JR九州の窓口というのは。お答えできますか。

**○土木課長（東恵一）** 地元でありますと、鹿児島支社になります。また、本社になりますと、福岡にあります本社になります。

**○7番議員（新宮領實）** いや、それは、JR九州の鹿児島さ、JR九州本社ですよ。その窓口ですよ。お宅たちと話ができる窓口というのは、どこになるんですか。

**○土木課長（東恵一）** まず第一に、鹿児島支社の担当のほうに協議に行きまして、それから上申をしてもらうような流れになっております。

**○7番議員（新宮領實）** そういう状況だったらですよ、ぱーっと流れていかない。JR九州鹿児島でね、終わってしまう。もう往々としてね、こういうお役人仕事というのは、そういうところだから、どこなのかということですよ。そうじゃないと、そこにね、お願いにあがるにもお願いにあがれない。あなたたちだけに任せたってね、それはできるもんもできない。やっぱりお願いするべきところはね、お願いしていかなくちゃいけない。そういうことをしながらね、やっていくために、市長、2点、お尋ねをしたい。こういう案件というのはですよ、やっぱり県議とか国会議員とか、そういう方々のね、お力添えというのは必要かと思うんですけども、そういう方々との、議員の方々とのですよ、連携はね、日頃できているのかということと、これまで執行部の関係所管課とです、中央官庁やJR九州とかそういうところに陳情にあがったことはあるんですか。そのところ、2点、お尋ねをしたりするんですが。

**○市長（打越明司）** 関係の議員との連携でありますけれども、そういったことが話題になっ



て、地域の方々の声も聴きながら、それぞれがそれぞれの形で相談に行ったり、声を上げたりというケースは往々にしてあると思います。このトイレの問題でも、相談に来たよということは我々も聞いておりますので、個々にそういうケースはあると思いますけれども、市町村で行く場合には、むしろ南薩4市、特に鹿児島市を含んだ4市で、JRとの間の懸案事項についての意見交換会、あるいは突っ込んだ話をするという機会は、鹿児島支社においても、福岡のJR本社においても、これは今年も計画をされておまして、その中では、大きな問題から、そういう個別の問題まで、時間があれば議論をしていくということになると思います。そこでは、今、お話をしたような、具体的な都市計画のことについて、私が議論した記憶は、まだありません。むしろ、このJRの鉄道運営について、今、非常にいろんな課題を持っておりますので、そしてまた、この秋口には、新しく県や自治体やJRとの間で、赤字路線等については協議会を設けなければならないという方向が、これから見えてまいりますので、そういう重要な案件については、今年もかなり突っ込んだ意見交換をしなければならないと思っております。今、お話が出ました、トイレのことについて、ちょっと触れさせてもらいますが、今のやり取りを聞いておれば分かる、御存じのとおり、全体完成、あるいは、その周辺に新しいトイレを設置するかしないかということについての結論は、やはりまだ時間が掛かりそうだとすることであれば、現在あるトイレ、あるいは、そこに簡易的なものを含めて、トイレを利活用できるようにすると。その方向は、ほぼ方針を持っておりまして、つい先だって、そのJR支社の営繕担当、どういうふうにしてこのトイレを使っているのか、使っていないのかといったことについても、現場で立ち合いの下、話し合いをしたばかりでありまして、今後、市が清掃であるとか、一部修繕とかバリアフリー化とかいうことも含めながら、検討していかなければならないなというふうに思っているところであります。

**○7番議員（新宮領實）** 中央官庁とか、そういうところにもね、立派な部下がおるわけだから、連れ立ってですよ、何かをするというときには、やっぱりお願いに行つてどうなのかって。ただ机上の中で、じゃらいねじゃらいねじゃないと、まず当たって砕けるというぐらいの感じの中です。言ってもらわなければ、進展がないと思うんですよ。だから、是非、そののところがこれからもやっていただきたいんですか、やっていただけますか。

**○市長（打越明司）** 最大限の努力をしてまいります。

**○7番議員（新宮領實）** 期待して、終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時32分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

○9番議員（田中健一） こんにちは。お昼の一番目だと思っておりましたが、二番目になってしまいましたが、議長より一般質問発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まず、1点目の質問で、国・県・市道の管理についてであります。私が常々、土木課長にもお願いをするときもあるんですが、国道・県道・市道のところの除草作業。私のこれまでの認識の中で、大勢の作業員の方々が、除草作業については、根っこまで引っこ抜いていただいて、観光客であったり、生活道路を通行する市民の方々に気持ちの良い環境を与えていただいていると思っておりましたが、昨年ぐらいから、ちょっと作業体系も変わっております。機械の作業に移ってきておりますが、根っこまで取る作業ではないので、もううちの牛舎付近の緑地帯については、もうぼうぼうであります。やはり、労働力不足というところをこれから重く受け止めることにすれば、私はさらに何かの手立てを講じていかないと、人件費であったり、作業のロスというものも含めて、予算のところもしっかりと改善できるのではないかと考えております。あと、フェニックスというか、南国ムードを醸し出すああいう樹木のところについても、もう20m以上のものもあるやに聞いています。市の運動場についても、100本近いものが埋まっております。あの木についても、作業労働代というものは、すごく市に負担が重なっているのではないかと考えて質問をさせていただきます。

2点目に、今年度、2020年、幻に終わったかもしれない、2023年かごしま国体・かごしま大会というものが、この指宿でも大会が開催予定であります。これについては、本当に御尽力をいただいた関係者の方々に、心より感謝を申し上げたいと思います。特に、佐賀県・滋賀県の県民の皆様、本当にありがとうございました。この気持ちを、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の盛会につなげていけたらと、私も力のある限り応援をしていきたいと思っております。その中で、子供たちの行動が、応援が見られたら、まだ、この競技者の方々、関係者の方々、競技役員の方々にしっかりと記憶が、子供たちも夢が描けるのではないかと考えております。熱い鼓動風は南からのキャッチフレーズに負けない大会運営に向けて、指宿市の観光につなげる場所のリピーターも含めて、どのようになっていくのか、お伺いをいたします。

3点目に、これは聞き取りの中で私が勇み足的なところもあるんですが、池田小学校については、シャワー室が必要ではないということで感じていたもので、シャワー室の設置は、池田小学校だけなんだよという気持ちで質問をさせていただいたんですが、私の聞くところの間違ひもありまして、地元議員でもある井元氏も、前回は廊下の老朽化が一番、一丁目一番地なんだということを聞くところでもありますので、その次に、シャワー室の設置になっているのか、そういうところをお聞かせいただきたいと思っております。

4番目に、かいもん山麓ふれあい公園、皆様の記憶の中にまだ新しいと思っております、オールドカーフェスタ。地元民も、ちょっとあの渋滞に再度びっくり、何年か振りにびっくりいた

しました。これまでの大会より多かったのではないかなと思ひ、駐車場の量も聞いたら、以前はここまでなかったということで、1万5千人の発表でしたが、1万5,500人ぐらいはいたのかなって、これ冗談ですけども、それぐらいイベントの効果のある場所でもあります。ここをしっかりとふれあいを、賑わいを取り戻せる、指宿市の一般財源を少しでも和らげる活動、活性化に向けた協議会もしっかりとやったつもりではありますが、市民の皆さんに開園のふれあい公園の認識をさらに深めていただきたくて、今回、質問をさせていただきます。最初に、平成25年度に検討委員会が開催されておりますが、その中で、答申を受けて、私はいろいろやっていただいたのではないかなという気持ちではいたんですが、1回目の会議の中で、そういうことはあまりしていないということを知ったので、今回、こういう形で一般質問をさせていただきます。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 田中議員から、今年開催予定のかごしま国体・かごしま大会について、とりわけ、今後のリピーターとなっていただくためのおもてなしという部分についての御質問をいただきました。午前中の質問の中でも少しお話がありましたけれども、本来、令和2年に開催予定であったこの大会については、ハードとソフトとあるわけですけども、ハード面而言えば、平成29年から総合体育館、大成運動場あるいは総合グラウンドと、多岐にわたる準備を続けてまいりまして、本番であった令和2年度までに4年間で約13億7,000万余りの準備費を投資してきたという状況であります。さらに、本年度の受入の予算として、令和2年度に比べますと、若干見直しをさせていただきました。これはもう、できる限り簡素化・効率化を図るべしという立場からですね、仮設のもの、造って本番が終わったらすぐ壊しちゃうもの、こういったものについては、できるだけコンパクトに、お金を掛けないようにしよう。そして、今後も活用していくようなもの。この国体を契機にして、さらに充実させていくというものについては、きちんとやっていこうと、こういった方向でやってまいりましたけれども、このおもてなしの部分についても、若干の見直しをさせていただいたところでもあります。その一つとしては、これまで国体の競技会場で実施をされていましたが、一般観覧者への無料ドリンクや特産品の振る舞いといったような予算を削減したところではありますが、実行委員会の総会においては、これについても様々な意見をいただいたところでもあります。大会の事務局といたしましては、鹿児島県や関係団体等と連携を図りながら、現在進めています、企業からの協賛・協力による無料ドリンクの提供、特産品や観光PRも合わせた実行委員会、加盟団体と連携した振る舞いの実現に向けて、努めてまいりたいと考えております。議員も出席されました、先だつての試合のある団体の総会ではですね、今大会に向けて、寄附をしようということで、総会で決定をいただいて、それもまた、この無料ドリンクの配布等の振る舞いに活用させていただこうというふうに考えているところでもあります。また、おもてなしというのは、ハード面だけではなくて、多くのボランティアであったり、

応援であったり、そういったことも非常に大事だと思いますけれども、運営ボランティアにつきましても、現在162名の申込みをいただいております。開催前には、事前の説明会等を実施して、全国からの来場者に対して、コロナ禍からの再生と飛躍を象徴する大会として、また、いわゆる国体と呼ばれる最後の国体開催になりますので、来年からはスポーツ大会、国スポというふうと呼ばれているようですけれども、名称も変わりますことから、本当に記憶に残るようなものにしたいということで、人と人の触れ合いによる交流の促進を、是非、図ってまいりたいというふうに思っています。また、この国体を契機として、指宿の魅力を活かして発信できるような体制整備に努め、観光指宿へのリピーターの創出につなげられるように努めるとともに、今後のスポーツ大会、合宿誘致を見据えて、スポーツ施設のPRや清掃など、関係団体と連携し、維持保全にも努めてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、関係部長、関係課長等に答弁をさせたいと思います。

**○教育長（吉元鈴代）** 池田小学校のシャワー室の設置について、御質問をいただきました。学校施設の整備等につきましては、限られた予算の中で整備等を行うため、緊急性を考慮しながら、順次実施しているところでございます。池田小学校のシャワー室設置につきましても、池田小学校としての優先順位や必要な修繕も考慮しながら、検討していきたいと思っております。

**○建設部長（高田博憲）** 国・県・市道、それぞれの除草作業等の管理についてのお尋ねでございました。国道・県道の除草等の維持管理作業につきましては、それぞれの管理者へ問い合わせたところ、基本的には業者委託により、路線ごとに年1回程度実施しているというところでございました。また、市道につきましては、まちづくり公社へ管理委託しており、路線ごとに年1回から2回程度の除草作業を行っております。なお、いずれの道路につきましても、苦情や要望等があった場合につきましては、その都度、必要に応じて対応しているところであります。また、草刈りや清掃活動においては、各自治会などが自主的に行っていただいていることもあり、非常に感謝しておりますが、近年、コロナ禍でございますとか、高齢化によりまして、その依頼の回数は増加傾向にあるところでございます。また、議員から、根まで抜かないこの除草作業という御指摘もございました。このような状況に対応していくためには、道路に応じた除草剤の散布、防草シートによるメンテナンスフリー化、また、観光道路としての利用が多い国道・県道などでは、緑地帯などへの花の植栽回数を増やすことによる防草効果など、国道・県道管理者とも連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

**○観光施設管理課長（廣森政宏）** かいもん山麓ふれあい公園の活性化に向けた御質問でございます。令和4年度に開催いたしました、かいもん山麓ふれあい公園の活性化に向けた検討委員会の第1回検討委員会の中で、平成25年に開催した、かいもん山麓ふれあい公園検討委員会でお出された御意見に基づいて、市が行った取組について御質問をいただき、第2回検討委

員会で、個々の取組を報告をさせていただきました。平成25年の検討委員会では、ふれあい公園の今後の方向性として、収支の改善や営業体制の見直し、経費節減に努めながら市の直営で運営を継続するとの大枠の意見と、そして、個々の事業の在り方などに対する御意見もいただいたところでございます。市といたしましては、平成25年の検討委員会でもいただいた御意見を参考に、後々の管理も含めて、継続した対応が可能な対策を優先して行ってきたところでございます。

**○9番議員（田中健一）** るる説明をいただきました。それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

答弁の中に、除草作業については、今後、除草剤を含めたメンテナンスフリー化というもので答弁をいただきましたが、この除草作業に替わる除草剤の散布、歩道については人畜無害というのが基本になろうかと思いますが、そういうところについては、大丈夫なんですか。

**○土木課長（東恵一）** 除草剤の散布につきまして、市では、60を超えている路線で、除草剤の散布を、現在、行っているところでございます。構造物等の民家に影響のない部分につきましては、構造物だけの部分につきまして、除草剤を撒き、そして、枯れたところでまた回収をしていくという作業を今でもやっているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** メンテナンスフリー化、これは防草シートだと思うんですが、防草シートの設置をやって、樹木だったり、花については、ちょっと厳しいのかなと思っておりますが、この防草シートの浸透性、水のところ、浸透性がなかったら、樹木についても、私は、水管理もまた余計に掛かってしまうのではないかということで、反対ではないんですが、そういうところの心配はないのか。逆に、今度は浸透性が悪く、そこに水たまりができたり、それについては施工の問題等もあるのではないかと思います。そこに水たまりがあったら、病害虫の発生であったりということも含めて、そういう心配はないのか、お伺いいたします。

**○土木課長（東恵一）** 先ほど部長から申しました、防草シートによるメンテナンスフリー化なんですけれども、今、大分いい材質が出ております。その部分も含めまして、検討をしながら、設置を随時増やしていきたいと思っているところです。

**○9番議員（田中健一）** こういう、これまであまり見られなかった作業について、労働力不足のところは改善をされるかもしれませんが、労働費について改善をされるのか、されないのか。イエスかノーかです。

**○土木課長（東恵一）** 労働力については、確かに人材不足というのもあり、限られた予算の中で計画的に維持管理を進めているところですが、労働費につきましては、なかなか諸事情等々ございますので、それも検討をしていけたらと思っているところです。

**○9番議員（田中健一）** 報告の中では、年に1回ぐらいしかやっていない。あと、要望があれ

ば、そのところに応じて順次やっていくという報告を聞きましたので、ここも、私の認識の中で、観光客の方、この地元に住まれる方々の、私は目に焼き付くところが、日々変わってはいけない観光地だと私は思っておりますので、今後、地域の方々又は観光客の方々が喜んでいただくような施策に努力をしていただきますように、よろしく願いいたします。

花木についてであります。この指宿市にとって、菜の花だったりツゲ、ハイビスカス、そういうものが、この指宿の代表するところでもあります。市のところにもなっておりますが、市内全域を見て、全部を回っているかと言えば、回っていないような気もするんですが、私の同級生で観光バスの運転手を勤めている方からも指摘をされました。指宿に観光に連れてきても、市の木と花が、もうまとめてこれがない場所がないんだと。指宿のあの一部、ハイビスカスがあるところもありますが、どうなのでしょう。山川・開聞も合併して20年近く。これこそ、まだなれていない象徴でもあるのではないかと思います、どうなのでしょう、伺います。

**○土木課長（東恵一）** 市の木でありますツゲの木とギョボク、そして、市の花でありますハイビスカスというものが、一部の路線で植栽はされておりますが、確かに議員のおっしゃるとおり、統一感が出ているかという、なかなか難しいところもございます。今後、街路樹や花などの植栽を検討する際には、市全体の統一感にも配慮した植栽となるよう、国道・県道も、管理者も含めながら連携を図り、実施してまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** パームヤシも含めて、今後、作業にどれだけ経費を食われているのか。私は、南国ムードが、もう空を突くような高さなんで、観光客がこれを見て、ああ南国に来たなっていう感じを受けるのでしょうか。東洋のハワイと言われたこの指宿に、ハワイを求めているのでしょうか。指宿は指宿らしい観光地であるべきだと私は思っておりますので、今後、国道・県道・市道含めて、検討の時期にきているんだと思います。すいません、教育長、各学校に、今、言われたギョボク、ツゲ、ハイビスカス、揃っているところありますか。

**○教育長（吉元鈴代）** 揃っている学校もありますけれども、揃っていない学校もあります。

**○9番議員（田中健一）** ほら見ろと言いたいけれども、指宿の子供たち、みんな私は平等にあるべきだと。みんな同じ景色を見てもらいたい。地域によって、それぞれ景色は違いますが、そういう指宿のラベルというところ言えば、同じ認識をもって育っていただきたい。この考えが、そもそも指宿の郷土愛ではないでしょうかと伝えて、次に行きます。

かごしま国体・かごしま大会、心のこもったおもてなし。この指宿市は、2021年、パートナーシップ宣誓制度の導入をいち早くやっております。朝の同僚議員の答弁の中にも、競技大会会場、あとは、練習会場、先ほども市長も答弁もいただきました、一生懸命環境整備には努めていただいていることは、もう認識をいたしましたので、明日も同僚議員がそういう

質問をされるので、そこについては委ねたいと思います。産業建設委員会の、今年度、第1回の意見の中にも、この国体・かごしま大会を通して、この指宿の観光アピール、あと、整備施設、スポーツ整備をしたところを含めて、盛大にアピールをしてくださいという意見もありましたので、そういうところで、縦だけでなく、横の連携もしっかりと取って、この鹿児島、この指宿に来ていただける選手、協議会役員、関係者、あと、応援の皆様方にしっかりと記憶に残る、燃ゆる感動を見せていただきたいと思います。スポーツ少年団の子供たちにも、私は是非、いろんな競技が県内にありますので、スポーツ少年団本部としては、市と共に、子供たちの応援をしていきたいと思っておりますので、市長、よろしく願いいたします。

あと、一つ報告というか、皆さん、今、BSでバレーボール大会、ちょっと題名は忘れましたが、あそこの男子龍神日本バレーボールチームに、開聞の下川諒君といううちの次男坊と同年の23歳、とうとう全日本に選ばれて、まだ試合には出ていないと思っておりますが、彼の姿を見て、この指宿の子供たち、バレーボールだけに限らず、この下川君の活躍、努力を真似をしていただいて、次のパリにはまだ早すぎますので、次でも、次々でも、この指宿の力を受けた子供たちがしっかりとスターになれる応援をできたらいいかと思っておりますが、市長、下川諒君に応援があれば、応援のメッセージをいただければ、彼ももしかしたらこの議会の放送を見て、頑張れるかと思っておりますが、どうでしょうか。

**○市長（打越明司）** 田中議員ほど、まだ情熱をもって答弁はできないかもしれませんが、このまちで生まれて育った子供が、大きな舞台にどんどん出て行って活躍することは、本人だけではなくて、家族やその地域、あるいは指宿市、ひいては指宿市民の本当に大きな力になってくると、地元を元気づけてくれるものだというふうを受け止めます。是非、これからも活躍を続けてほしいと、あるいは、これまで以上の活躍をやってほしいというふうに応援をしていきたいと思っております。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。多分、諒君も頑張って、セッターの場をもぎ取るのではないかと思っております。これで、国体のほうも、次の議員にバトンタッチをしたいと思っておりますので。

次、池田小学校のシャワー室。もう、るる説明をいただきました。池田小学校の校長先生が、しっかりと子供たちがこういうシャワーが必要でないところであれば、もう心配はないんですが、やはり子供たち、いつ何時、こういう場面が必要なことになろうか、ちょっと心配はしております。できたら、存分な予算があれば、すぐ分かりましたって言っていただけるんですが、井元議員も心配をしておりますので、子供たちのために、一日でも早く整備を考えていただけないか、聞いて、シャワー室の質問は終わるんですが、どうでしょうか。

**○教育総務課長（上村圭一郎）** 先ほど、教育長も答弁しましたとおり、池田小学校のシャワー設置もごございますが、そのほかに、池田小学校では、修繕したい場所もごございますので、予

算の範囲内で検討して、シャワー設置もいつかできるように検討をしたいと思います。

**○9番議員（田中健一）** いつか。7月のいつかであってほしいけれども、いつかのいつかだから、子供たちがそういう必要な環境にならないように、御配慮いただきますように、よろしく願いいたします。

4番目の、ふれあい公園のところに入りますが、活性化委員会、第2回の報告の中で、ちょっと本当に残念は残念でありましたが、やはり、活性化委員の答申も含めて、やはり、市とやり方は違うんでしょうけれども、私は同じ方向性ではないかなということを感じたところでありました。やはり、賑わいの創出がなくなったら駄目であろうと。ここを、やり方が直営方式、民営方式という2点で悩みましたが、やはり委員の方々の、直営の思いじゃなくて、あそこの場がずさんになっていくこと自体について、心配をしているところであります。先ほど、答弁の中で、民営化方法も含めたやり方っていうのもあったように思いますが、やはり、我々開聞の人間。開聞岳があって、あそこの裾野に子供たちや大人が、老人の方々が集える楽しい場所であってほしい。いつまでも残っていただきたいという場所でもありますので、しっかりと市の方向性について、開聞の皆さん方にしっかりとつなげられる御提案があれば、やっていただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。熱い思いを。

**○市長（打越明司）** これからのかいもん山麓ふれあい公園の将来性について、これまでずっと委員の皆さんに検討を続けていただいて、いろんな意見の詰まった提言をいただいたところでもあります。当初から申してありましたように、私の一番の願いは、このふれあい公園を中心とした地域に大きな賑わいを取り戻したいということ。これが最優先です。そして、2番目には、地域での、願わくば雇用を生み出すような、そういった場所にしていきたい。あるいは、ここの活動を中心として、開聞、ひいては指宿全体の経済的な波及効果、取引がどんどん生まれる。そういったものがあればなおプラスだという思いで、その三つを基本にしながら、さらにまた、現在、ふれあい公園の、いわゆる収支ということで見れば、残念ながら赤字経営が続いているという実態で、多くの市民の方々の市税がその助けになっているという状態になっておりますので、全体的な経過をきちんとやることによって、その四つを全て解決できるような、そんな方法を見出していきたいというふうに思っているところであります。そういった中において、今回、活性化に向けて、いろいろと検討していきたいと思っているわけですが、その判断材料の一つとして、民間事業者等の知恵も参考にしたい。このかいもん山麓ふれあい公園の価値というのを、全国の様々な方々がどのように見るのだろうか。あるいは、その活用の方法をどのように提案してくるのであろうか。そういったことに、是非、耳を傾けたいというふうに思っております。このことから、ふれあい公園の情報収集のために、サウンディング型の市場調査を早期に実施してまいりたいというふうに考えているところであります。検討委員会からの提言、あるいは、サウンディング型の市場調



査で寄せられた様々な意見・提案を参考にしながら、まず、この目標でありますふれあい公園に賑わいを取り戻すこと。そして、第2に雇用促進を図ること。第3に地元への大きな経済波及効果を図っていくこと。そして、ひいては全体の収支改善にも貢献をすること。こういったことが実現できるように、最も収益性であったり、持続性であったりということを十分に勘案した上で、今後の方針を決定しておきたいというふうに思っております。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。賑わいがまた復活できるように、しっかりと我々もいろんな知恵をまだまだ出して行って、市長の申すワンチーム、頑張っていければと思っております。

一つ、湯徒里館のクーラー。利活用が少ない理由がそこにもあろうかと思いますが、壊れて使えないそうですので、壊れたものは。まず、この間まで、市の仮の庁舎、開聞庁舎だったので、修理をすれば何とかなるのかなとは思いますが、使えないそうです。

るる、大きく四つ、私にはこういう時間が本当に30分が足りない質問時間なんで、なんで四つも書いたよって言われればそれまでなんですが、これまでも、私、いろんな審議会、委員会に参加をさせていただきましたが、これはもう自分でお墓まで持って行こうかなって思っていたんですが、やはりここ、これが今の市の職員の方々、また、市民の方々にも、私はこういうことがあってはならないと思っておりますので、サッカー場の建設検討委員会の、委員会の一場面。これが会議中だったか、休憩中だったか分かりませんが、ある委員さんが、こんな提案をするときに、私も100%、100文字が鮮明にインプットされているかって言われれば、されていないかもしれませんが、その方が言った言葉が本当に衝撃的でした。こんな提案をするときに、我々が職員の頃は適当な数字を適当に並べて、市民の皆さんに判断をしていただいております。これを聞いたときに、私、その人をすごく高い認識をもって接しておりましたが、もうそれから、見ても挨拶はします。本当に残念なことでしたが、市長、こんなのがあっていいんですか。私はあってはいけないと思いますが、これが本当か嘘か分かりません。私も証拠がありません。どう思いますか。

**○市長（打越明司）** 田中議員と全く同様の認識であります。

**○9番議員（田中健一）** 同じ意見ということで、分かりました。私はこのことについて、これ以上、申し上げるところもないんですが、市の職員の皆様、こういう言葉、私は使う、この今の職員の方々はいないと思っておりますので、一緒に市民のために汗をかいていきましょう。終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時29分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** 5番，東勝義です。一番眠たいときに申し訳ございませんが，よろしくお願ひいたします。

通告に従い，一般質問をさせていただきます。

まず，働き方改革についてであります。2012年に創生政策会議で働き方改革が取り上げられ，2014年には経済財政運営に関する基本方針で働き方改革が主要な政策目標に掲げられ，2018年4月に働き方関連法案が可決・成立しました。本市においても，関連法案に準じて改革が進められているとは思いますが，令和4年度において，正規職員の時間外労働総時間と，それに対する人件費は幾らになっているか，お答えください。

次に，唐船峡そうめん流し事業についてであります。6月の広報いぶすきには，広い三角巾にマスク，青いエプロン姿でお手伝いしている市長の姿が拝見されました。ポケットから道具を出してくれるのではないかと思われる姿でしたが，何時間ぐらいのおもてなしで終わったかは知る由もありませんが，たくさんの方々からお声掛けや声援をいただいたのではないのでしょうか。本当にお疲れ様でした。唐船峡そうめん流し事業の過去5年間の整備等基金積立金はどのように推移しているか，お答えください。

次に，職員提案制度についてであります。一般企業においても，会社の合理化や改革，統一性の観点から，社員の意見を広く取り入れているようであり，自治体においても，職員の改革意識を高める目的で，職員提案制度を取り入れている自治体が多数あるようであります。参考資料として，備前市や今治市，高松市，宇都宮市などがあるということを伝えてありますので，それについて答弁をもらうかもしれませんので，よろしくお願ひします。中でも，宇都宮市においては，平成15年から制度を開始し，その内容においても目を見張るものがあります。是非，ホームページで御確認していただきたい，参考にしていただきたいと思ひます。そこで，本市においても，是非，職員提案制度を導入して，行政改革に役立ててほしいと考えているが，どのような考えを持っているか，お答えください。

最後に，施政方針についてであります。行財政改革を全面的に推し進めていく中で，今年度の予算が示されました。確かに，急激な削減は無理であろうと思ひますが，打越市長を応援している方々にとっては，借入金が多い中，大変な思いをしていることでしょうかなどとねぎらいの言葉を掛けてくださっていることでしょうか，市民の一部には，予算においてあまり削減されていないねとか，目に見えて変わったところがないのではないか，などの声を聴くことがあります。そこで，市長任期中にこれだけは成し遂げたいという事案があれば，是非，訴えてほしいと考えております。

以上で，1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

**○市長（打越明司）** 東議員のお尋ねにお答えしたいと思ひますが，職員提案制度については，もう市長になる以前から，もし市長になったらという中で，自分自身ではいろいろと考えていたものであります。職員の知恵やアイデアというのを集めることというのは，非常に，組

織の長としては大切なことというふうに思いますし、また、どういう状況に、今、このまちはあるのか。何を目指しているのか。どういうことを考えればいいのかということ、常に十分に意識をしてもらって、自分のいろんな考えを深めていく、そういうことは、人材を育てていくのにとっても必要なことだというふうに考えております。今回、ようやく職員提案制度というものを実行する 때가来たなというふうに思っております、正に東議員の問いは、私たちの思いと時宜を一致したものだというふうに考えております。この制度については、市政運営に対して、職員の創意工夫による提案を奨励することで、職員の問題解決力及び企画力を高め、意欲ある職員を育成することで、組織の活性化につながるものだというふうに考えておりますし、市民サービスの向上や事務改善の推進が図られ、効率的な自治体運営に寄与する制度であるというふうにも考えております。本市においては、財政再建に対する取組の一環として、今回は幅広く職員の提案を募るために、職員提案制度を実施することにしたところであります。詳しい内容については、また担当課長のほうでも話があると思いますが、私も、昨年1年間の中でも、例えば新しく採用された職員のメンバーから、これはもうほぼ全職員が参加をしておりましたけれども、市役所に入ってみて、どういうところを改善すればいいと思うかと。この市役所ではどのような無駄があると思うかといったようなことをレポートとして全員に提案をしてもらって、私も一つ一つ読ませていただいて、職員と意見交換をしたり、あるいは管理職のメンバーでしたけれども、例えば菜の花マラソンに参加をし、いろんなところで立哨したり、運営を手伝ったりしながら、この菜の花マラソンの改善点、来年はどんなことに気を付けたほうがいいのかといったようなことを広く集めて、そのことを、この前開きました運営委員会でも提案をし、検討をみんなにしてもらっているということで、一つ一つ、何かの施設の運営であったり、イベントであったりというものに、一歩でもそれが進化していく、内容が良くなっていくということに関するいろんな提案制度はこれからもどんどん活用していきたいというふうに思います。議員から、宇都宮市、備前市など、他市でもやっているんだよという御案内でありました。私、全く他市の例について勉強したことはありません。今は独自で考えていたことを実行しておりますけれども、いろんな地域での提案制度も研究をしてみたいというふうに思います。

もう一つ、市政について、この残された任期があと3年足らずになりましたけれども、少なくとも1期4年の間で、これだけは成し遂げたいということについての議員のお尋ねであります。私は御案内のとおり、一番は将来が楽しみになるようなまちをつくろうということを目指し、それを掲げて、指宿市長として就任をさせていただきました。この指宿は、温泉をはじめとする様々な資源に恵まれた地域であり、十分なポテンシャルと稼げる力を持っているまちだと思います。そういう中で、長い目で見ると、私がYouTubeなどでも流していたのは、とにかく10年掛けて、しっかりと稼げるまちにしていこうということ。20年掛けて、なんとしても一番、県内で住みたいまちの一つに選ばれるようなまちづくりをやっ

いこうと。そして、そのときには私がいるかどうか分かりませんが、30年後に対しては一生に一度は必ず行ってみたいまちと、日本で一番そう言われるようなまちにしたいなということ、大きな目標として思いながら、五つのキーワード、ワンチーム・財政再建・住みやすいまち・稼げるまち、そして情報発信と、こういったものを発案しながら、今、取り組んでいるところでありましてけれども、やはり2年目に入って一番感じたのは、初年度は引継ぎも多いですので、そういったものを1年間しながら、じっくりいろいろ勉強させてもらって、今年予算編成は、初めて私は挑戦をした予算編成。この中で、一丁目の一番地として約束したことは、収入の範囲内で支出をしますよという約束と、借金を返した額以上の借金はしませんよと、この二つの約束をして、極当然の約束なので、意外と簡単に実現できるかなと実は思っていたところがありました。ところが、初年度でやってみたところが、収入の範囲内で支出を定めるというのが、いかに難しいことかということに改めて思いました。それはやっぱり収入が少ないのか、それとも使いすぎなのか。やっぱり歳出構造が間違っているのか。いろんなところに問題点はあると思いますけれども、4回予算編成をするチャンスがあります。そのうちの1回は使った。あと3回ありますので、願わくばその4年以内には、収入の範囲内でいい予算を組んで、しっかりと歳出もやる。しかし、収入以内でやるということ、是非、まずは実現したいものだと思います。先だって、全国市長会がありました。議員の皆さんも調査で訪ねたと思いますが、兵庫県小野市の市長が、25年以上の勤続、つまり、7期当選という方が受賞者を代表しての御挨拶をいたしました。その方の25年間の目標というのは、できるだけ質の高いサービスを市民に提供することと、できるだけ安いコストでそれを実現すると、この二つが私の最大の目標だったというふうにお話をされたのが、誠に印象的でありました。それはもう全く私が思っている思いと一緒にというふうに思いましたが、それは極めて難しいことなんだなということ、今、1年目にして感じているところでもあります。しかし、あと3回挑戦権がありますので、是非、それは実現をしていきたいものだというふうに思います。指宿市は他市に比べると、職員の数も多かったり、歳出も多いという面もありますけれども、それはほかのまちにないような、例えばそうめん流しのような、直営でやっているような施設が、ほかのまちに比べると随分あります。そういったところでの職員の数であったりと考えますと、若干多いのではないかというところも、そういう場所ではありますが、しかし、その一つ一つの構造改善もしながら、できればトータルとして、本当にそれぞれの施設、財産が最大に活用されながら、しかも収支改善が行われるといったようなことを実現をしていきたいものだと思います。全国の先進地の中で、子育てでいえば明石市といったようなことはよくあがりますけれども、明石市の取組をしっかりと、この10年間、取組を勉強させていただければ、最初の5年間は明らかに歳出見直しをして、どこをその歳出見直しをして、そのできた財源でもって、子育てに充てていくと。やっぱり一番最初にやるべきことは、歳出構造の見直しなんだなということに非常に勉強させていた

だいたとこであります。この一般財源ベースで歳入の範囲内で歳出をしっかりと守っていくといったような、こういったことを頭に置きながら、何よりも市民・職員、そして、議会の皆さんとワンチームになって、この五つの課題に向かって挑戦できるような、そんな4年間にしていきたいと思っているところであります。

残余の質問につきましては、関係部長、関係課長が答えさせていただきます。

**○総務課長（瀆上和也）** 令和4年度の正規職員の時間外勤務について、御質問をいただきました。令和4年度の時間外勤務手当の実績につきましては、総時間が3万5,218時間。総支出額が約7,926万円となっております。なお、鹿児島県が公表しております、職員給与等の公表の令和2年度と比較いたしますと、本市の職員1人当たりの平均支給年額は17万円で、金額の多い順から19市中15位となっているところでございます。

**○開聞支所長（山下秀一）** 唐船峡そうめん流し整備等基金の過去5年間の年度別の残高につきましてでございます。平成30年度が8,397万3,431円、令和元年度が9,372万3,973円、令和2年度が4,121万7,121円、令和3年度が5,087万4,861円、令和4年度が4,388万9,233円となっております。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。一応、市長の熱い思いで、私はもう感動して、何も次が出てこないような気もしますが、また、働き方改革についてから質問させていただきます。

今、正規職員の数で、3万5,218時間の総支給額が7,900万ということでお答えいただきましたが、これの令和3年度の実績があるのでしょうか。あればそれと比較したいんですが、分かりますか。よろしくをお願いします。

**○総務課長（瀆上和也）** 令和3年度の時間外勤務手当の実績は、総時間で3万105時間で、総支給額は約6,555万円でありますので、比較しますと、令和4年度が総時間では5,113時間、総支給額では約1,371万円の増となっております。これは、参議院議員選挙や県議会議員選挙、新型コロナウイルスに関する各種生活支援特別給付金事業、各種イベント事業、台風災害や雪害対策、マイナンバーカードの交付促進事業等が主な原因となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 取材の中で、時間外労働っていうのは、私は部長級・課長級も全て支給されると思っていたんですが、そうでないということを受け止めましたので、どこの職種に時間外労働が適応されるのか。また、職種、職の階級ですね、階級区分によっては、その1時間当たりの労働時間に対する支給額が違うのか、その違いがあればお答えください。

**○総務課長（瀆上和也）** 時間外手当につきましては、部課長を除く職員が支給対象となっているところでございます。また、各職員の基本給によって1時間当たりの単価が算定されていきますので、各職員の1時間当たりの手当額は異なっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 関連がありますので、次の質問に行きます。時間外労働の上限が法定化

されていると思うんですが、その法定化について、ちゃんと守られているのか。守られていないのであれば、どういう状況で守られていないのか。災害があつたりとか、特別な部分があつたりとかするんでしょうけれども、それに対して、どういう方針を取っているのか。時間外が多くなれば、正規の労働時間を短縮したりとか、そういう対応でなされているのか、よければお答えください。

**○総務部長（坂元一博）** 働き方改革につきまして、働き方改革を推進するための関係法令の整備に係る法律の施行に基づき、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則を改正し、これにより、時間外勤務命令を行うことができる上限は、原則としまして、月45時間以内及び年360時間以内となっているところでございます。令和4年度に、月45時間を超過時間外勤務を行った職員は延べ81名で、年360時間を超過時間外勤務を行った職員は6名となっているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 罰則規定などはないと思いますが、この月45時間を超過した81名と、年360時間を超過した6名、この方々に対しては、どうでしょう。その時間外が多くなったから、結局、正規の時間を少なくしたりとか、そういう対応はしなくて、そのままの時間で支給されたんでしょうか。それとも、それに対して、やはり罰則規定なんかあるんでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 月45時間、年360時間を超過した職員は、新型コロナウイルスに関する各種生活支援特別給付金事業やマイナンバーカード交付促進事業など、時期的に業務量が増える場合や、突発的な場合に関する業務を担当しております。申し上げました業務におきましては、時間外勤務の上限が、指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則において、月100時間未満及び年720時間以内となっているところでございます。また、台風対策などの大規模災害への対処など、重要で緊急に処理を要する業務におきましては、上限が設けられていないところでございます。このようなことから、今回の延べ81名と6名につきましては、法令違反になっていないところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この働き方改革については、総務省としても、心のケア、逆に病気になってしまうとか、そういうことで働き方改革の上限を設けようというのは伺っているんですが、この働き方改革の心のケアについて、部課長級は何時間働いても時間外は出ないっていうことで、部課長級の方々も、やはり心のケアが必要じゃないかと思うんですが、このケアについては、市としてはどういう対策を取っているんでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** 長時間労働に該当する職員につきましては、月100時間以上や2か月平均が80時間以上の職員は、産業医による面談を実施しているところでございます。また、月60時間を超過する職員につきましても、面談を案内いたしまして、早期の対応に努めているところでございます。なお、年1回ストレスチェックを実施しておりまして、高ストレスの傾向にある職員や、希望する職員に対しましては、臨床心理士によるカウンセリングを年8回実施をいたしております。また、令和4年度はストレスをテーマにした健康管理講演会を実

施し、110名の職員が参加をしたところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この今説明を受けた年1回のストレスチェックというのは、表があったりするのでしょうか。それと、カウンセリングは年8回って言われましたけれども、これは希望する方がするのか、それとも、職員で受けたらどうでしょうかという方がいればそれを案内するのか、どういう対策を取っているのでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** 年1回のストレスチェックは、業者に委託をしております、そちらのほうのチェックシートを利用させていただいております。それから、先ほど申しました臨床心理士によりますカウンセリングにつきましては、このストレスチェックによりまして、高ストレス傾向をと出てきた方々には全て案内いたしまして、その方で、希望する職員が受診をしていただいているという形でございます。

**○5番議員（東勝義）** 今までのこのカウンセリングとか働き方改革で、心のケアがちょっとこうで、この仕事は続けられないって退職された方がいらっしゃるのでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** それが原因で退職をしたかというのは、統計を取っていませんけれども、いないのではないかとはおもっております。

**○5番議員（東勝義）** はい、ありがとうございます。できればこういう、働き方改革というのは、時間内で、できるだけ時間内、人件費削減の部分もあります。時間内で仕事を終えて、そのまま家に帰ってゆっくりするという方法を取っていただいて。市役所の場合は、逆に言えば災害とか、日曜日の出方とかがいろいろあるわけであって、なかなか時間外の労働というのは減らない部分があるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。また、その人件費の観点から、この時間労働を、できるだけこの、突発な部分はいといて、ある程度、日々の時間外労働を削減するための努力はなさっているのでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 特定の職員に業務が多く割り振られれば、その負担が時間外勤務の増につながる事となります。その中で、係長及び係員で、事務の分担を協議し合いながら、平準化を図っているところでございます。さらに、係内で対応が困難な場合は、課長や他の係も含めた協議を行って、課内での調整を行うことで、負担軽減及び時間外勤務の解消を行っているところでございます。また、土曜・日曜・祝日の勤務であれば、平日に休むなどの振替勤務をすることで、勤務の時間の削減も実施しているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。この人件費、時間外労働についても、予算化がされるっていうことを聞きました。その当初の予算化、それは、課内で予算化するのか、それとも、その予算を各課が持ってきた予算額に応じて、それなりに振り分けるのか、どういう削減がなされているのか。削減されるのであれば、どういう削減がなされているのか、お聞きします。

**○総務部長（坂元一博）** 時間外勤務の削減に向けた改善でございますけれども、当初予算編成時におきまして、時間外ヒアリングを実施しております。これにおきましては、真に必要な

時間外の状況を聞き取っております。それを予算化するなどして、時間外労働時間の短縮に努めているところでございます。令和5年度におきましては、かごしま国体・かごしま大会の開催に伴い、時間外勤務手当が増額となったところでございますが、それでも令和4年度の当初予算と比較しますと、一般会計で3万1千円の増額に抑えているところでございます。これにつきましては、職員全体の努力の結果ではないかと考えているところでございます。また、時間外勤務の状況につきましては、毎月開催しております部長会議や指宿市安全衛生委員会でも把握しております。随時、この対策を検討しているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 私は、一般企業の観点からすると、時間外労働ってというのは、そのときにあった時間外労働があって、予算化することがまずないんじゃないかなと思ってはいたんですが、予算化されるってことを聞きましてびっくりしたんですが、この時間外ヒアリングっていうことは、これはどこが主にして、何時間ほしいっていうことがあれば、それを調整するのか、調整しないのか。調整して、何時間か抑えてくださいっていうのがあるのか、ちょっとお聞かせくださいませんか。

**○総務課長（濱上和也）** 当初予算の作成時に、各課・係において積算を行いまして、各部長と協議後に、総務課へ時間外勤務手当内訳書というのを提出していただきます。これを基に、例年1月に時間外ヒアリングを実施したしまして、昨年度と比較し、増額になっている理由や、削減に取り組んだ事業、新規事業などの内容等の確認を各課長・係長からさせていただいているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** この時間外労働については、これはまず、総務課でその時間外労働の総時間を大体決めるのか。それとも、市長名で、市長がどれぐらいの予算にのきなさいっていう命令でいくのか、その部分についてはどうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 積み上げにつきましては、先ほど総務課長からもございましたけれども、各課から積み上げまして、その分を総務課でヒアリングを行いまして、真に必要な分だけを予算計上するという形で、市長から幾らという形ではないところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。この時間外労働について、やはり人件費の削減ということが掲げられております。また、市の職員にとっては、時間外労働っていうことが、なかなか進められないっていうか、日曜日に出方があったりとか、災害時があったりとかするので、ある程度理解はできるんですが、市民の方々からよく日曜日にも電気が点いているねとか、8時を過ぎても電気が点いているというような指摘がありましたので、今回、一般質問をさせていただきました。できれば、仕事の内容に捉われず、やはり職員の方々から元気で働いていただけるように、時間外労働をできるだけ少なくして、人件費の削減に努めていただきたいと思います。

次に行きます。2番目です。唐船峡そうめん流し事業についてです。今、年間の推移を受け承りました。多くなったり少なかったりしている状況で、徐々に少なくなっているのが目



に見えているんですが、この基金積立金が減るっていうことはどういうことか、お答えできますかね、よろしくお願いします。

**○開聞支所長（山下秀一）** 先ほど答弁した中で、令和2年度から減額になっておりますが、これは新型コロナウイルスの関係による減でございます。

**○5番議員（東勝義）** 私が言いたいのは、その積立金が減るっていうことは、一般企業からすれば赤字なんです。赤字企業だということで、認識でよろしいでしょうか。

**○開聞支所長（山下秀一）** 予算の中で不足分が出たということで、基金の中から繰入れをしたものでございます。

**○5番議員（東勝義）** 今、営業をなさっているんですが、営業時間のことについて、ちょっとお尋ねします。同僚議員が食券を買ったら、3時半までだっていうことで、今のこの時期に3時半っていうのは、あまりにも短いんじゃないか。夜の7時頃までちょっと明るい状態で、3時半っていうのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、それは今の時期だけなのか。それとも、夏休みはちょっと違うのか。その時期によって営業時間は違うのか、ちょっとお知らせください。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 営業時間につきましては、令和5年度につきましては、4月から10月におきましては、10時から15時30分、ラストオーダーを15時を基本としております。ただし、夏休み期間の7月21日から8月31日までの期間は、10時から20時、ラストオーダーを19時30分としているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 11月から3月の間はどうかしているんでしょうか。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 11月から3月につきましては、11時から15時30分、ラストオーダーを15時を基本とし、正月の1月1日から1月4日までは、10時から15時30分、ラストオーダーを15時としているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 冬に関しては致し方ないのかなと思うんですが、4月から10月、この夏休み期間以外は、やっぱりどうでしょう。私、夕方にあまり行ったことがないので何とも言えませんが、この7時頃まで明るいっていうことを考えて、夏っていうことを考えれば、まだ売上を伸ばすことが可能じゃないのかなと思うんですが、その10時から15時半に至った経緯が分かれば、よろしくお願いします。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 営業時間につきましては、令和2年度からコロナ禍におきまして、利用者数が減少したことにより、短縮をしたところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 働く方がいないという状況ではないんですかね。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 従業員の数も少なくはなってきましたけれども、何とか今のところは、一生懸命頑張らせていただいているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 私が言いたいのは、この、今、赤字経営という積立金が減っていく状況の中で、もう少し働いて、売上を伸ばしていこうという取組というか、そういう指示がない

んでしょうか。それとも、そういう話合いになっていないんでしょうか。そのまま、今の状況のまま、コロナ禍の状況のまま、今、コロナがWithコロナになった状況でもこういう時間でいくんでしょうか。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** 現状、お客様が多くなってきておりますので、経費を見ながら、また、営業時間等は見直しをする必要が出てくるのかなというふうに考えております。

**○5番議員（東勝義）** 労働時間の関係もあります。また、働く方の内容もありますけれども、ちょっと難しいところではありますが、是非、利益を上げていっていきような事業をして、進めていってほしいと思います。

次に行きます。高齢者及び障害者の方々に配慮した、これはエレベーター棟のことではあるんですが、このエレベーター棟に関しても老朽化している。また、建物に関しても、また、施設の機械に関しても、やはり老朽化がしていく。その中で、やはり老朽化している中で、もう利益から、改修して整備していかなきゃいけないという観点からすれば、どうしてもこのそうめん流し事業については、もし改修ってなった場合は、やっぱり一般財源から出していかなきゃいけないという観点があります。そういうことを考えれば、やはり利益を上げていかなきゃいけない。その利益も、何億、何千万もいかなきゃいけないと思うんですが、このエレベーター棟について、ガタガタいっていると、やっぱり危険だということ、危ないっていう市民の方々多いんですが、試算をしていないと思いますが、幾らぐらい掛かると思われますか。もし、分かればです。

**○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博）** エレベーター棟を建替えた場合の費用につきましては、参考価格になりますが、令和元年度に概算の数値として試算した資料によりますと、設計業務や解体及び新築等の費用を含めまして、約2億8,000万円ほどとなっております。この金額はあくまでも概算額であり、現状はここ数年の建設コストの高騰が著しいことや、アスベストの使用の有無等により、大きく変動するものと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 私は、この唐船峡のそうめん流しについては、商売人から言わせれば、官が商売するべきじゃないというのが私の持論なんです。なぜかっていうと、痛くも痒くもないんです、税金を突っ込んでも。自分は痛くも痒くもないんです。だから、やはり官がそういう商売に手を出してしまったらいけないっていうことが私の持論なんです。市長、この将来に向けて、この唐船峡そうめん流しについては、今、利益がある状態。今、時間の改善をすれば、利益が出てくるんじゃないかなって状態にあると思うんです。今のうちに、検討委員会なり開いて、検討をするべきじゃないかな。将来にわたって、民間に移行するのか、それとも指定管理をするのか、それは分かりません。ただ、検討をする価値があるんじゃないかな、検討していく余地があるんじゃないかなと思うんですが、赤字になってからじゃ買う人がいないと思うんです。やっぱり黒字のうちに売り渡す。それと、いい条件で、全

てその企業に任せて、地元の方々を使っていただくっていく方針もあるんじゃないかなと思うんですが、市長はどうお考えでしょうか。

**○市長（打越明司）** このそうめん流しの経営状況につきまして、私の見立てでは、もうコロナが始まった時期から、既に大きな赤字経営であるというふうに考えております。お金の出し入れだけで計算すると、若干プラスであったり若干マイナスであったりですけれども、その間投資した金額であったり、施設償却費等は計上されておられませんので、修繕に必要なものについて、積立、準備を行えない状態であるということは、それはその分が全て赤字だということにつながってまいります。そういった意味では、経営の改善が必要だということで、昨年10月に唐船峡そうめん流しの経営改善検討委員会を既に設置をし、税理士の代表の方であるとか、金融機関の代表の方であるとか、そういった一定の見識を持っている方々、あるいは、民間の食べ物を出すようなお店の代表であるとか、そういった方々も交えながら、検討を今年3月まで行ってきたところでありまして、既にこの経営改善検討委員会の答えをいただいております。そして、大きなテーマは、一つはこのサービスの内容を、あるいは施設の改善といったようなことについて、どのようなことを考えていけばいいのかという観点。それから、年間を通じた計画の中で、特に赤字幅が大きいと思われる冬季の営業については、もう雪が降っても雨が降っても、今、ずっと開けているわけですけれども、そういったことについては、あの周辺の民間施設は当然閉めているわけです、商売にならないわけですから、そういったことなども含めて、既にいろいろな提案・意見を頂戴をしているところでありまして、そういったことを踏まえながら、将来に備えて、そうめん流しの様々な分野についてどうあるべきかということで、今年から順次取り組んでいく予定にしているところであります。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。全く知らないことでしたので、こういう唐船峡そうめん流しは私の一つの課題っていうか、一つの方針です。ほかに市長、今、言ってもいいでしょうけれども、下水道事業であったりとか、温泉事業についても、やはり、人間のマンパワーっていうか、人間が大きすぎて、なかなかどこを削減していいか分からない状態じゃないかなと。だから、それについて、各分野において、やはり検討委員会を開いて、それと、民間の、市民の方々の意見を聴いて、砂むしにしても、やはり検討して行って、もうかるところは一般の企業にやって、自分たちはその方々の利益をもらう。働くというよりも、働かせてもうけさせる市であってほしいなと思って、こういうことを提案させていただきました。ありがとうございます。

次に行きます。職員提案制度についてですが、今、もう市長から、既に考えているということでしたので、市として実施する職員提案制度の内容について、お知らせいただければ助かります。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 新たな歳入確保策について、職員提案制度を実施することと

しているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 検討するに至った経緯があれば、よければお願いします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 財政再建を確実に実行していくためには、職員が改善の意識を持ち、常に考える職員を育成するとともに、そのような職員を増やしていく取組、こういったことが必要だというふうに思っております。また、同時に、職員が経営感覚を持つということも大切なことであろうと思っております。市役所そのものが稼げるようになるためには、職員が知恵を出して、様々な収入を増やすためのアイデアを出すことで、新たな歳入確保策を幅広く検討することができるのではないかとこのように考えております。そのために、職員からアイデアを募集する手段といたしまして、職員提案制度を導入したいと考えております。

**○5番議員（東勝義）** 私が求めているこの職員提案制度っていうのは、まず職員自体が自らの仕事場の改善をして、それによって、職員が皆さんで協力し合いながら、この指宿市を盛り上げていくっていう提案だったんですが、今、言われたように、もうかる状態ということで、今、提案を進めているっていうことですが、この提案制度っていうのは、今期限りなものでしょうか。それとも、続く予定でいるんでしょうか。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 先ほど申し上げました、新たな歳入確保策に関しての職員提案制度といったものについては、本年度のみの取組として考えております。今後も、テーマを検討しながら、職場の改善、あるいは事務改善、こういったことにつながる職員一人ひとりのアイデア、それから意見、こういったものを行財政運営に反映させる手法について検討の上、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○5番議員（東勝義）** 私が本当に思っているとおりのことであります。市長はトップです。職員の方々には動力となって、この市を上手くもうかるというか、住みやすいまちにするのが、職員の方々です。この職員の方々が一一致団して、この市はどうしたらいいか、どのようにしたらいい市になるか、住みやすいまちになるかっていうのは、職員の方々の考えだと思います。これによって、市は変わってくると思いますので、是非、この提案制度を、目的を持った提案制度、アイデア部門、それから、事務効率部門、市民サービス向上部門とか、この宇都宮市にあります、この目的によっても全然違ってきます。この宇都宮市を、本当に私は全部持っているんですが、中身を見たところ、400ぐらいの提案があります。その中身については、非常にいい提案もあります。そして、人事削減にも、自らの身を切る提案もあります。それによって、市が自分たちの仕事を、職員の方々、これじゃ駄目なんだっていう、やはり意識付けが必要じゃないかなと。我々商売人は、自分たちの意思でやっています。やはり自分たちのこの指宿市を何とか上手くやっていく、助けていくっていう方法も取っていただければと思います。なおさら、この職員提案制度については、今から、是非、行っていただきたいと思います。ただし、一つ問題がありまして、この職員提案制度をするに当たっ

て、やはりやっかみ、妬み、そういうのが出てくる可能性があると思いました。宇都宮市でもありました。それについても、やはりその提案制度を上手く導入する、選ぶ、こちらのほうにとっても、やはりもうちゃんとしたことがない、なければならないと思うんですが、この職員の提案制度を上手く使っていくためには、やはりいい提案にはやはり賞を与えたりとか、すばらしいですねとか、市長賞とか、ほかのところは市長賞、教育長賞、副市長賞とかいろいろやっています。報酬も、多分税金じゃないポケットマネーだと思うんですが、市長はどれぐらいポケットマネーを持っているか分かりませんが、そういう賞を与えることも大事じゃないかなと思っているんですが、そういうアイデアを引き寄せて、それを賞にしていくなとか、その提案した方々におめでとうね、いい提案だったということ表彰するような場を設けてほしいと思うんですが、それについても考えているでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 職員提案制度に対する職員の積極的な参加を促し、自主的な改善提案を引き出すために、優秀な提案をした職員の表彰を行うことは効果的であると考えております。優秀な提案をした職員につきましては、表彰を実施し、全職員に対して提案内容を紹介したいと考えているところでございます。また、優秀提案につきましては、来年度以降での事業化に向けて庁内で協議を行い、必要な予算措置等も検討していきたいと考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。この提案制度、職種、職の域に関係なく、新人から、また、部課長級まで名前を入れて、是非、提案してもらって、それに対して、階級ではなく、人間ではなく、公平な目で採用していただきたいと思いますと思うんですが、そういう人選については、市長、なんか考えているでしょうか。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 今回、職員提案制度として実施予定のものにつきましては、広くアイデア、それから意見といったようなものを求めていきたいというふうに考えておりました。対象者で申し上げますと、指宿商業高等学校の教員を除きまして、再任用職員、それから、臨時的任用職員、そして、会計年度任用職員と、要は正規職員に限らず、やはり広くアイデア、意見を求めることで、ある意味では考えてなかったような、ぱっと光るようなアイデアというのが出てくる可能性があるというふうには思っています。ですので、そういった仕掛けを、是非、やっていくということで考えておりました。市役所に勤務する全職員を対象に、提案の提出依頼をやっていくということを予定しております。

**○5番議員（東勝義）** この提案について、何月から何月まで、一応、まとめてくださいと。何月までに出してくださいと。そのあと、何箇所かけて審査しますと。私が言いたいのは、審査をする方々っていうのは、今、考えていらっしゃるのか。それとも、広く部課長級も集めるのか。市民の方々とか、有志の方とかを集めるのか、どういう計画があれば、教えてください助かります。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 今現在、提案制度の実施要領を固めている最中でございますし

て、イメージといたしましては、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、職員に限らず、広くアイデア・意見・提案というものを提案書に記入をしていただいて、提出していただく。まず、第1提出としては、担当の課長、いわゆる所属長のところにその課に所属する職員からの提案が上ってまいります。提案が寄せられた所属長、いわゆる課長は、中には、ん、と思うような提案があるかもしれませんが、一番大事なことは、その提案が実現の可能性が高いかどうか、そういったところも見極めていく必要があるというふうに思っています。そこで、まず第1次審査としましては、所属長が職員から出された提案書を見て、基本的には各課から1点の提案を、今度は部長に対して上げていくという考えでおります。部長のところ、今度はそれぞれの所属長から提案が上がってまいりますので、そこで2次審査といったのを行う。ただし、その過程で、いわゆる選外に、要は漏れてしまった提案、こういう中にも、実は後から見てみると、これもよかったのになどといったような提案もあるかもしれませんので、そういった提案は全て市長に上げていくといったような考えでおります。そうやって、最終的に恐らく、今の予定ですと、課長審査、それから、部長審査等を経まして、希望となりますけれども、最終的に20件ぐらいの提案が絞り込んだ上で上がってくるんじゃないかというふうには思っています。その20件ぐらいの提案を、今度は庁議の場で、どの提案が実現可能か、歳入確保につながるかといったようなところを審査をしていて、1点ないし2点、これが一番いいだろうといったのを選んでいくといったようなスキームになっていくのかなというふうには考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。私が考えている提案制度とはちょっと中身が違うんじゃないかなと思っております。部課長級に上がってきて、その部課長の意思で左右されるっていうのが、まず、私はノーだと思っております。全てを同じテーブルに並べて、誰が何の提案だったかを、その職員で、10人で10人審査をすると。皆さん意見を出していただいて、その中から絞っていくっていうのが、私が思っている提案制度であって、その課長が審査をするっていうのは、課長の、逆に言えば、心が入ってしまうと。だから、一人の人間じゃなくて、10人で見ると、30人で見ると、今度はまた駄目だという、宇都宮はそう言ってるみたいです。宇都宮って、ごめんなさい、ほかのところは大体10人から15人で見ってもらうということをやっていますから、もしよかったら、私がこういう、宇都宮のことをまたもう1回調べてもらって、上手くやってもらって、この提案制度っていうのが機能するような仕組みを作っていっていただければ。この、本当にいい、市長も言われていましたように、市長に非常にいい提案制度だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最後になります。もう熱く語っていただきましたんで、何も聞くことはないんですが、私、様々な自治体を調査したんです。本市のような人口規模、3万7千・8千人の規模のところでは、今、市長が言われたように、そうめん流し事業とかいろいろあります。年間予算額が大体200から215億というのが、今の私が調べたところの自治体の状況だと思います。正規

職員が360から400、今、指宿が480でしたかね、正規職員が。そういう規模のようです。他市とはまた違うようですが、市長のその目標とする市の構造っていうのは、20年、30年後っていうのをもう聞きました。そのためには、やはり市長、あと自分を引き継ぐ人を育てる。いつも市長が言う人を育てるっていうのが、もう松下政経塾の一つの言葉なんでしょうけれども、やはり20年後、30年後、自分が辞めたときにも、この指宿市をどうしたいっていう夢を持った方々を育てていく。そういうために、やはりいろんな方々をつくっていただきたいと思います。市長が求める、この指宿市っていうのは、どういう規模で、どれぐらいの予算が適当であるかっていうのをお考えであれば、最後にお答えください。

**○市長（打越明司）** 3月の議会でも議論をしましたがけれども、私たちのこの、今、3万8千人を少し切るぐらいのまちですが、標準的な体力に当たる標準財政の規模の中で、どれぐらいの予算規模、どれぐらいの定員定数、あるいはどれぐらいの事業内容、どれぐらいの借金の残高、いろんなものが、目指すべき姿っていうのは、やっぱりほかとの比較、同規模との比較、あるいは産業構造の比較によって、うちのまちは、例えばお金を仮に使い過ぎているとすれば、どういう分野が使い過ぎていのか。あるいは職員の数を見れば、分野ごとに見て、どこが手薄でどこが多すぎるのか、そういったことをきちんとした上で、最終的には、この世には回答っていうのは、正解っていうのは絶対ありませんので、自分たちで正解、目標を作って、それを正解になるように努力をするということになると思いますけれども、今、その作業を担当部で行っているという最中であります。9月の段階で、皆さんにそのことをお示しをしたいというふうに思っておりますが、その中で、今、申し上げたようなことをしっかりと目標に定めて、その目標を達成するためには、どういう手順で、どれぐらいの時間が一体掛かるのかと。急げば、いろいろと失敗することや、血を流してしまうようなこともあるでしょう。しかし、ゆっくりとしては、改革はなかなか前に進まないということもあるでしょう。そういった期間設定も含めて、しっかりと定めていきたいなというふうに思っています。私も機会あるたびに、市長仲間と言いますか、県内のみならず、九州市長会、全国市長会では、同じ規模であったり、元々交流のある市長たちと、そういったことについては、るる、情報交換をしながら、なるほど、そこが問題だなといったようなことを勉強させていただいているところであります。

先ほどの話の中で、付け足そうと思ってはいたんですけども、今回はテーマを絞り込んでいますから、単年度ですけれども、本当に様々な分野で、稼ぐ市役所というのは、その金もうけという意味ではなくて、どういう場所で、この市役所が持っている資産であったり、いろいろな物を活用すれば、上手く集めることができるような、歳入を増やすことができるのかという観点で言えば、例えばもう、これから今後、公用車を使って広告はできないかとか、あるいは市内の様々な施設を使って広告、いわゆるネーミングライツですけれども、こういったものについては、もう既に検討に入っており、要項はでき上っております。ですから、

ある程度もう既にできると、あるいは取り組むべきだと思ったものについては、どんどん、今、順次やっております、あとは、今回、市の職員を対象にしておりますけれども、ここで皆さんにお話をさせていただいて、来月か再来月、職員提案が終わった頃には、市民の方々にも直接、こういうテーマでいいアイデアがあればいつでもくださいというようなことで、市民へも直接呼び掛けをする機会は作りたいなど。もちろん、議会の方々もいいものが、アイデアがあれば、どんどん言って来てほしいと思います。今のところは、最優秀は、稼ぐ市役所大賞という名前で表彰したいと思っておりますが、表彰の方法については、もうポケットマネーばんばん使いたいとは本当は思っているんですが、公職選挙法との関連もありましてね、いろいろそこは慎重に、どういう形で表彰するのがいいのかは、検討していきたいなというふうに思っています。今回、稼ぐほうでのアイデアを集めるわけですから、来年あたりは、もう常にテーマを考えて、もうそれはやめてくれっていう声もありますけれども、来年あたりは、最大の無駄は何なのかと、無駄をなくすための提案というのを、今度は、無駄をなくすアイデア大賞を定めてやりたいなとか、いろいろテーマを考えながら、やっていけばいいのかなというふうに思うところであります。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。テーマについての一般質問は終わったんですが、今、市長が無駄をなくすっていうことで、ちょっと私、この前、危機管理課に、全く関係ありません。危機管理課にちょっとお願いしたんですが、防犯灯がよく切れているって、もう私、朝の配達でよく見かけるし、私は世間を回るもんですから、かつちゃん、あその防犯灯が切れとる、ここの防犯灯が切れて、年がら年中言われます。その度に、危機管理課にどうしてこうなっているんだって言ったら、いや、お願いしています、お願いしています。どこにお願いしているの。市の民間の企業にお願いしていますと。そこに言って、何度も言っているけれども、なかなか取り上げんがね。確かにそうなんです。民間の企業っていうのは、防犯灯を替えるために仕事をしていませんから。だから、ほかに仕事があります。だから、私、言ったんです。防犯灯係がおれば、電気職人を一人雇って、防犯灯を常にどこに行って替えてくる。そういう職員を雇ったほうが無駄はないんじゃないかなと。どうせ同じ給与を払うのであれば、防犯灯係を一人雇って、電気職人ですから、自分で、わざわざしにいて、幾ら請求をして、幾ら貰ってっていう、そういうことはなんもなしで、淡々、いくんじゃないかなと。通学路に至っては、やはり大山なんかは、200、300mぐらいずっと切れた状態が4か月続いています。だから、やはり通学路では、やはり自転車の中学生在がいるわけですから。それで、女子の子供たちがいるわけですから、危ないということを考えれば、やはりそういうことを検討していただければ、一応、提案です。もしよければ、一人でも防犯灯係がおって、電球が替えるんだったらどこでも替えられる。防犯灯と街路灯は違いますから、もし、聞いていただけたら幸いかなと思っております。聞いてもらえなくても構いませんが、是非、防犯灯が何箇月も点いてないよと、かつちゃんなんとかせいと。もうめ



んどくさいんです。そのたびに、こうだよ、ここだよ、めんどくさいですから、是非、よろしくをお願いします。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩	午後	3時36分
再開	午後	3時44分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。

5月31日にマイナンバー法等改正案が自民・公明の与党、日本維新の会・国民民主党の賛成多数で可決されました。全国保険医団体連合会は、5月29日にマイナンバー保険証における医療現場のトラブル調査から、他人の医療情報がひもづけられていたというケースが少なくとも37件あると公表いたしました。20保険医協会・保険医会の会員・医療機関から回答を得ました。保団連は、重大な医療事故につながりかねないとして、1件たりもあってはならないと批判しています。同日時点でオンライン資格確認を導入した19都府県、1,432医療機関のうち、6割がトラブルがあり、そのうち、一番多いトラブルが無効・該当なし表示され、被保険者の資格情報が約67%正しく反映されてなく、オンラインで資格確認ができず、無保険扱いで窓口負担を10割請求された患者は、同調査の推計で206人いました。保団連によると、新型コロナウイルス感染症疑いで受診した場合、陽性となれば公費負担がある今年9月までは10割負担で約1万2千円。10月以降は、約6万4千円掛かるといいます。システムを導入した医療機関の中には、マイナンバーカードで保険情報を読み込んだ上、確認のため、保険証の提示を患者に求めているところもあります。マイナンバーカードへの信頼は地に落ちています。2024年秋の保険証廃止は止めるべきです。病気や障害のため、自分で手続きが難しい人はどうするのか。法案審議の参考人質疑で、車椅子に乗っている人は、顔写真にヘッドレストが写っていることを理由に却下されたり、特別養護老人ホームでは、管理者がカードの保管や暗証番号の管理の責任を負わされ、個人情報が出れば処罰もあり得る重い負担です。健康保険証なら全ての被保険者に送られ、そのまま使います。

それでは、質問に入ります。

マイナンバーについて、普及率と、マイナ保険証の付与率はどれぐらいか。

次に、雪害に対する支援について。国や県の事業について、説明の内容と、説明会の内容と参加人数はどのぐらいか。

次に、子供支援について。学校給食費の無償化について、どのように考えているのか。また、国民健康保険税の子供への均等割の免除と通告するところ、国民健康保険税の子供への

均等割の廃止と通告してしまいました。議長の許可をいただき、訂正をし、執行部には訂正したことを通知してあります。改めてお詫びし、訂正いたします。コロナ禍の中、また、物価高の不景気の中、自営業者は経営が非常に厳しい状態です。また、農家は1月の雪害により、壊滅な被害を受け、農業による収入がなく、アルバイトにより生活を補っている状態です。高すぎて払いたくても払えない国民健康保険税です。せめて子供の均等割の免除をすべきだと思うが、どのように考えているのか質問し、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 吉村議員から、雪害に対する御質問をいただきました。市では、5月1日に国の事業の事業実施要領及び事業公募要領が公表されたことを受け、6月1日に指宿地域、6月2日に山川地域、6月7日に開聞地域を対象として、延べ8回の説明会をいぶすき農業協同組合と協力の上で開催をしたところであります。内容につきましては、国の事業については、農作物等の被害からの早期の生産回復・営農再開に向けた各種対策について実証し、効果を取りまとめるとともに、その成果の普及を図ることを目的とした事業となっており、実証事業の一環として取り組む早期の生産回復・営農再開のための経費等が補助の対象となります。具体的には、被害さやの摘果や液肥の散布、ほ場の早期片付け等の取組に対し、10a当たり品目によって1万円から1万1千円が支払われるほか、早期作付などの例年とは異なる次期作の取組に対し、植え付けまでの資材代の2分の1が支払われるという内容であります。県の事業については、被害さやの摘果や液肥の散布などの樹勢回復に要する肥料、農薬等の購入費、又は次期作の植え付けまでに必要な資材代のいずれかに対し、費用の2分の1が支払われる内容です。こうした国及び県の事業内容や留意事項のほか、申請書類の記載方法や必要となる添付書類などについて説明を行ってきたところであります。また、説明会開催の通知方法については、5月15日に行政事務連絡員を通じて開催通知文書の全戸配布を行ったほか、農協野菜部会総会等の各種会合でお知らせをし、結果として、指宿地域では65人、山川地域では110人、開聞地域で42人、合計217人の方に参加をいただいたところであります。

残余の質問につきましては、教育長ほか、部長、課長に答弁をさせたいと思います。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校給食費の無償化について、御質問をいただきました。本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しているところでございます。令和5年度につきましては、食材料費等の高騰の影響により、学校給食費を400円値上げしたことから、急激な値上げ分の支援策として、学校給食費等補助金を月額1,100円から1,300円に、月額200円の増額を行いました。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を生み育てやすいまちづくりを目指していく上では大事なことであると認識しておりますが、一方で、継続的な財源の確保が課題となるところでございます。当面は、学校給食費の保護者負担に対する一部補助を継続して実施していくというふうに考えております。

**○市民生活部長（冨永敏尚）** マイナンバーカードの交付率につきましては、国民健康保険税の

均等割につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードでございます。本市のマイナンバーカード交付率は、令和5年5月末時点で77.90%となっております。

続きまして、国民健康保険税の子供への均等割の免除についてでございます。国民健康保険税の均等割は、法律や条例等に基づき課税しているものでございまして、市の裁量で免除することは、極めて難しいものと考えております。また、市独自に減免を行うことにつきましても、子育て支援の充実や少子化対策、他保険制度との公平性の観点からも、国の責任と負担によって施策が構築されるものと期待しており、軽減対象者の年齢拡大等について、全国市長会等を通じ国に要望をしているところでございます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** マイナ保険証の登録者数について、お答えいたします。本市のマイナンバーカード保険証の利用登録状況は、令和5年5月9日現在で、被保険者数1万1,194人に対して、登録者数6,651人、普及率は59.42%となっております。

**○10番議員（吉村重則）** マイナンバーカードの普及率が77.9%、保険証の付与率が59.42%ということなんですけれども、この保険証について、今、いろんなトラブルが起こっているわけですよね。医療機関に行って、マイナ保険証でやってみたら、資格がないという結果もトラブルとして結構出ているんですけれども、指宿市民の場合、このようなことは発生していないのかどうか。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 本市におきましては、現在のところ、そういったトラブルは発生していないところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今、マイナ保険証で診察を受けているというのは、まだ少数だと思うんですよね。これが来年の秋以降、保険証が廃止され、マイナ保険証に変わった場合に、ほとんどが使用するときになったとき、そういう資格がないということになった場合、市民が本当に自分の健康のために病院に行くわけですよ。それで10割負担されると、資格がないと言われた場合に、市民の対応としてはどういう方向で対応したらいいのか。例えば、市役所に確認が取れるのかどうか。その辺は、今後どうなる見通しなんですか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** この質問に対しましては、現在、国と県に、対応について調査をしているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 現段階でも、資格がないって言って、10割負担がもう起きているわけなんですよね。ですから、いつそれが起こるか分からないというのが現実だと思うんですよ。だから、本当に市民が安心して医療を受けられるというような条件を、やっぱり今後、早いうちに検討すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

**○国保介護課長（大牟禮伸英）** 私どものほうでどうこうという判断はなかなかつきかねるものですから、先ほど申し上げましたように、県とか国と、また今後協議をし、県・国の指示に

基づいて、我々末端行政としては動くべきものだと思っております。

○10番議員（吉村重則）　ということは、現時点でもし資格がないと、病院のほうから請求された場合には、10割を本人が負担すると。もし、現時点で行って、資格がないと言われて10割請求された場合には、本人が10割払わなければならないということになるんですか。もうこれは仕方ないんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英）　そういったケースが、まだ現時点で発生しておりませんので、もし、そういったことがあった場合は、その患者さんのことを考えますと、早急に対応しなければならぬということだと思っておりますので、医療機関からの連絡があり次第、こちらから医療機関と連絡を密にした形で、なるべく本人負担分、3割の場合は3割なんですけれども、そういう対応ができればと思っております。

○10番議員（吉村重則）　例えば、コロナで10月以降、感染した場合には、病院に行き、マイナ保険証でやった場合に10割負担となった場合には、6万4千円ぐらい本人は払わなければならないわけですよね。本人はその時点で連絡のしようがないわけでしょう。どこに連絡したら分からない。病院からは10割負担されると。だけれども、市民の本当にそういう暮らしを守るという面からしたときに、もうそれは対応はできていませんので、本人が10割払うんだということになるんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英）　10割負担ということで、本人に負担していただく場合もあるかと思えます。その後、本人負担分の3割以外を除く7割につきましては、私どものほうで対応できるような形でいければなと思っておりますのでございます。

○10番議員（吉村重則）　6万4千円っていったら、持っていけないですよ。市民の平均所得は115万でしょう。そんなお金はないですよ。病院に行き診察を受けた。払うときになったら、10割払ってくださいって言われた場合には、どうにもできないんですよね。だから、何らかの方向を検討すべきだと思うんです。その辺はどうですか。もうそれは、一旦10割払ってもらって、あとで高額医療の関係で返しますという方向でしか、もう対応はできないということになるんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英）　この場で具体的にどうこうするというのは、ちょっとお答えできませんけれども、なるべくその患者さんの立場にあった形で、行政として対応できればと思っておりますので、早急に、議員のおっしゃるとおり対応しなければならないということでは重々承知しておりますので、今後、また、県や国に、こういう案件があるんだけど、その対応について、なんとか回答いただけないかというような形で、要請というか、県と国からいろいろと意見を聴取した上で判断させていただきたいと思っております。

○10番議員（吉村重則）　今後、そういう面では検討しなきゃならないと思います。そうした場合に、例えば病院に行き10割請求された時点で、市役所の担当課に電話入れて、そこで資格がありますという、そういう対応はできないんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 電話連絡により、国保介護課に問い合わせがあって、明らかに3割負担であるというのが分かれば、医療機関のほうに連絡を取った上で、保険証の番号とか、そういったのを医療機関に言わないといけないと思うんですけども、なるべく3割負担で済むような形で対応できればと思っております。

○10番議員（吉村重則） 指宿市においては、そういうトラブルについては、今までないということでは言われたわけですが、これがマイナ保険証の付与率がどんどん高くなって、利用率が高くなってくれば、そういうトラブルの可能性っていうのはあるわけですよ。今朝の新聞の世論調査の中でも、保険証の一本化で別人の情報がひもづけられたケースが7,300件もあると。もう自分のあれじゃなくして、ほかの人の医療情報が入ってくるわけだから、病院に行った場合に、もうその誤った情報で医療を受けた場合には、人の命に関わる問題があると思うんですよ。だから、こういう問題があって、保険証を廃止すべきでないというのが7割を超しているんですよ。マイナ保険証では駄目だと、いままでの保険証を続けるべきだというのが72%ぐらいあるんですよ。ですから、本当に市民の命を守るんだという面では、やっぱり早急に何らかの対策を打っていただきたいと。もう、これは法律は通っているわけですので、これを中止させる方向でしかないんですけども、だけれども、このままいけば、このままやられると思うんで、市民の命を守るという面からも何らかの対策を取るべきだと。

次に、マイナ保険証と今の保険証ですよ、この違いについて、具体的にどうなんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 現在の保険証とマイナ保険証との違いということですが、マイナンバーカードを保険証として使用することで、薬剤情報などデータに基づく最適な医療の受診でありますとか、転職や転居等により保険証の切替や更新の簡素化が図られると。あと、手続きを行うことなく、高額医療限度額を超える支払いが免除されるなどの利点がございます。

○10番議員（吉村重則） 今、マイナ保険証のメリットと言ったらいいでしょうか、が答弁されたわけですが、現時点ではトラブルがこんなに発生しているんですよ。いかにも安全だという説明なんですけれども、間違った医療を受けたら命まで失う可能性がある。絶対あってはならないことが、マイナ保険証では起こり得るんだと。今までの保険証だったらそういう事例があったんですか。いろんなそういうトラブルとか、間違った医療が受けられてきたんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 現在使用されています保険証については、そういったトラブルはございません。あと、先ほど私のほうでメリットだけ申し上げたんですけども、議員のおっしゃるとおり、確かにデメリットもございます。申し上げますと、全医療機関において、まだマイナ保険証が使える医療機関が、まだ100%じゃないということやですね、もち

ろん、先ほどからおっしゃっているとおり、個人情報の漏えいのリスクがあるということ。あと、もちろんシステムで管理しますので、システム障害なんかが起こった場合に、医療機関での受付が困難になるなど、そういったデメリットもございます。

**○10番議員（吉村重則）** マイナ保険証の場合は、マイナンバーカードにしても5年に1回は個人が申請しなければならない。資格証の場合は、毎年申請をしなければ資格を失ってしまうという、そういう問題があるわけですね。保険証の場合は、納付権者のほうから各世帯に、各個人に保険証が送られるわけですから、そういう面では本当、皆保険制度が崩壊していく可能性がある。それは障害者の方々、もう本当にもう車椅子に乗って、酸素を吸って、それを外したらどうしようもない人たちとか、それとか、特老なんかで寝たきりの人たちが申請が難しくなるという部分をすれば、皆保険制度が崩壊していく可能性もあるんだと。そういう面では、市民の暮らしを守るという立場で、やっぱり、今後、取り組んでいてもらいたいということを要求しておきます。

次に、雪害に対する支援について。県や国の説明会が、説明されたわけですが、全員で217人の方が説明会に来ていただいたと。本当、今回の雪害については、7年前よりも壊滅的な影響を受けていると。1年の、本当言って、農家にとっては収入源として、なってくるわけですね。そういう中で、今回被害を受けたわけですが、その中で、市長も含めて、国からも来て、農家と現地調査なんかも行われていると思うんですけども、どのような声が寄せられているのか。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 被害に対する農家の声ということでございますが、市では、被災当日の1月25日、災害調査を始め、その他、その後の様々な機会において、被害に対する皆様方の声を聴かせていただいております。その中で、特にいろいろある中でも、大切に育ててきた作物が収穫できなくなってしまったことによる落胆。それから、現金収入がなくなってしまったことへの不安。当面、運営資金の確保や納税を猶予してほしいというような声。それから、次期作の資材代に対する支援や補助をお願いできないかといったこと。それから、相談の窓口はできないかと、設けてほしいというような声。それから、資材代の支払いを猶予してもらうことはできないかというようなことの声。そのほかにも、中には、今回のこういった雪害を受けて収入保険の大切さを改めて認識したとか、現場での雪害対策を具体的に、技術的にこういった提案ができるんだけれどもというような声がありました。いろんな場所で、そういった様々な声が寄せられたということでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 今度の雪害によって収入がほとんどなくなってきて、若い農家はもう夜もアルバイトに行って、生活費を工面しているというのが現実なんですよね。そういう中で、今年の国保税は大幅な値上げがされているわけですよ。3月議会で取り上げたように、平均所得が115万と。夫婦と子供2人で、去年は17万いくらで終わったのが、今年は値上げのために21万からなっていると。しかも、もう収入が本当途絶えて、今、オクラの収穫は

あると思うんですけれども、とてもじゃないけれども、追いついていけないのが現実なんですよね。だから、本当にそういう資金の面で、農協に申請をしたりとか、いろんなので工面されていると思うんですけれども、その審査会で除外された方々、市で5,000万の予算を組んで、一人認定農家で50万という予算を組んだ中でも、ほとんどが市には申請がされていないんじゃないかと思うんですけれども、市に申請されたのは何件で、どのぐらいの金額が借入れされているんですか。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 議員から御指摘があった件につきましては、指宿市の農業振興促進基金のことだと思います。ここについては、市長の特任事項ということで、雪害の被害を受けて、市長から早急にこの制度について発動をというようなことで指示を受けておりますが、ただいま御質問のあった件につきましては、5月31日に資材等の決済を大体迎えるということで、5月31日を区切りに、全体で26件、御相談・問い合わせがございまして、そのうち、申請をなされて、実際にその資金を借入れをしたという方が、認定農家が6件、販売農家が2件ということで、合計8件、330万円ということでございます。内訳につきましては、ほぼ50万円がこの6件ということなんですが、中には30万円が1件ございまして、販売農家については25万円、上限ということございました。申請を上げなかったというような理由に関してですけれども、特にこの基金の貸付けの前提要件である書類の整理だとか、その辺の提出がなかなかなされていないというようなこともありまして、申請を断念せざるを得ないというようなこともあったかと思っております。

**○10番議員（吉村重則）** 今回、一般質問を通告して、農家と面談でいろいろしていく中で、ここ2・3年のうちに就農した方々の場合は、収入保険を掛けられないと。農協に行っても融資を受けられない。市のほうに行っても、書類の関係なんかもあって受けられないというような状況が起こっているわけですよね。そういうことを考えれば、指宿の場合は、鹿児島県内の中でも就農率が一番高いと。他の市町村からすると、指宿は就農率が高いんですよ。だから、そういう本当に地元で農業をやりたいんだという方への支援について、どのような、今後、対策とか支援の在り方とか、その辺については考えているんですか。

**○農産技術課長（前園洋一）** 農家に対する支援の関係の御質問でございますけれども、これまでも、若手農家が農業を継続できるようにといったようなことを念頭に置きながら支援を行ってきているところなんですけれども、経営安定のために、今回のような災害が定期的に発生することを前提にした経営を行うことが大切だいうふうに考えているところでございます。そのための災害対策としましては、単一作物の作付だけではなくて、災害に強い品目と組み合わせた栽培体系ですとか、植え付け時期の分散によるリスク軽減、併せまして、施設化ですとか、先ほどからおっしゃっていらっしゃいます、収入保険の加入などが考えられるところでございます。特に、この収入保険については、災害だけではなく、価格の低下ですとか、農家自身の怪我・病気等による収入の減少も対象となっておりますので、農家のセー

フティネットとして、経営安定のために大変有効であるというふうに考えてございますので、今後も加入を推進していきたいというふうに考えているところでございます。この収入保険になかなか入れない方もいらっしゃるという話でもあるんですけども、そこについては、掛金が安くなるというところも、最近出てきてございますので、そういったことを、今後とも説明していきたいというふうに考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 市内全域を考えた場合、もう私の場合は山川の一部の地域で、そういう農家と、今回いろいろ聞き取りなんかもしたんですけども、市内全域として、そうして、ここ、農業を始めた2・3年の農家については、行政としてはちゃんとつかめる状況にあるんですか。

**○農政部長（鴨崎一郎）** ここ数年の新規就農の状況ということでございますが、昨年、一昨年前の数字的に申し上げますと、まず、我々の農業支援センターに相談にまられる方が、令和3年が35名、令和4年が49名ということで、そのうち、新規就農者ということで関係機関と集約をしているのが、令和3年が23名、令和4年が18名ということで、ここについては約20名前後。とりあえず、確実に就農されたということの、その裏付けのデータは厳密には取ってはいないんですが、そういうような状況として把握はしております。

**○10番議員（吉村重則）** 例えば、令和4年に49名の方、相談に来て、18名は始めているというような説明だったと思うんですけども、あとの31名については何も、相談は来たけれども、そのままになっているという状況なんですか。

**○農政部長（鴨崎一郎）** 実際に、先ほど認定新規就農者ということの数字は申し上げませんでしたけれども、この新規就農者の中の18名のうちの5名は、経営改善計画を作って、されると。青年就農資金であるとか、それから、次世代の資金を借り入れられる、そういった資格を持った方ですが、先ほど質問のあった、その三十数名というのは、全くその農業を知らずに、こういった制度があるんだけどもとか、そういった意味で、駆け込みで来られた方々というのも多くいらっしゃると思います。いろいろ担当者が、大体1時間から2時間程度、寄り添いながらいろいろお話を聴くんですが、そういった中で、御自身がもう少し見合わせようかなというような件がですね、多数を占めるというふうに考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 今年の議会と語ろう会で、山川のほうで、農家の皆さんと語る会したんですよね。その中で、リタイアされた方々が農機具を持っているんだと。これの有効活用について、何らかの方法はないのかという農家からの提案もあったんですよ。だから、そういう面で見れば、なかなか新規就農するとなった場合に、もう農機具の新車となれば、テラーにしても高いんですよね。もう本当、農機具というのは高すぎるというのが、現実があるわけですよ。だから、市内全域で考えれば、相当な数があるんじゃないかと思うんですよ。だから、そういうのを有効活用して、本当に農家を支援していくんだという対策とか、その辺は、今後、取られていけないものでしょうか。



○農政部長（鴨崎一郎） 昨年度、市長が就任をされてから、そういった農家と語る機会がございました。提案としてそういうこともございました。実は、市内の農機具店等も入れながら、そういった情報をしっかりと集めて、マッチングをするというようなこともアイデアとしてはいただきました、そのときにですね。なので、例えば、それをどうやって運用するかというようなところでいうと、やはりそういった情報を共有する場が必要だろうというふうなことです。今後、そういった機会づくりを、少し検討しなければならないだろうと。おっしゃる提案に関してはですね、というふうには考えております。

○10番議員（吉村重則） 農業委員の皆さんが各地区におられるわけですね。そういう面では、農業委員の方は、実際、もうそういう始めようかなという人たちとも懇談をしたりとか、いろんなことがされていると思うんです。そういうことを考えれば、農業委員の力を借りて、農政課と一緒に、今後、そういう若い農家、就農を高めていくんだということを取り組んでいけば、指宿もどんどん人口が減っていく中で、人口をどうにか抑えることができるんじゃないかと。だから、指宿の場合は、県内の中でも就農率が高いってことは、人口を増やす条件ってというのはあるわけですよ。そこを、農家を育てることができるかどうか。ここにかかっていると思うんですよ。だから、そういうことを考えれば、やっぱり農業委員会、農政課含めて、そういう対策すべきだと思うんですけども、どう考えますか。

○農政部長（鴨崎一郎） 現在、人・農地プランということで、今回、機構改革をしておりますが、農業委員会の中に、そういったセクションを作っております。正におっしゃられるとおり、農地、それから、人と農地というところで、対話の場を作っていこうということでございますので、先ほどお答え申し上げました、一つについて、機械であるとか、若い人たちへの支援という仕組みも、そういった地域の中でお話ができる機会ってというのは、今後、増えてこようかと思っておりますので、そういった場を活用してまいりたいというふうには思います。

○10番議員（吉村重則） 農業をやりたい人を本当に育てるためにも、是非、そういう新規就農の育成に力をつぎ込んでいただきたいと思っております。

次に、学校給食については、財源の問題で言われたわけですが、本当言って、今回、保護者と話をした中で、5人いる方と話をしました。そしたら、保育園から小学校、中学校まではいなかったんじゃないかな、保育料とか食事代とかいろんなのを入れて、月に5万は掛かっているんだと。そういう中で、市は財政が厳しいから、これ以上は支援はできません。だけど、子育ての皆さんは本当に子供を作りたいんだけど作れない、今の状態では。だけど、5人いる方の場合は、月に5万使うという現実があるわけですよ。だから、財政がありませんので、給食費も今年200円上げた。来年も200円上げて、補助金を200円下げると。こんなことをやったときに、本当に指宿市がそういう若者を育てる、子供を育てる状況ができるわけがないですよ。この辺はどう考えますか。もう、そりゃ、子供を作ったのが

責任だということになるんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 本市におきましては、令和元年度から学校給食費等の一部補助を実施しているところでございます。本年度におきましても、財政が厳しい中でも学校給食費等補助金を200円増額できたという認識でございます。学校給食費の完全無償化、一部補助につきましては、いろいろな御意見があると認識しておりますが、本市といたしましては、当面は一部補助を継続して実施していく予定でございます。

**○10番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、そういうことを聞いていないんです。現実、そうして子育てに本当に苦しんでいる人がいっぱいいる現実なんです。これが、物価高で給食費が上がった場合、また途中で保護者に負担を求めるんですか。物価高はどんどんまだ進む可能性があるわけですよ。上がった場合には、どのような対応を取るんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 現在のところ、令和5年度中に学校給食費の値上げの予定はございません。給食食材費等の高騰が続くようであれば、まずは子供の健康や食育のための質と量をしっかりと確保しながら、献立や調理方法の工夫をして対応してまいりたいと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** 県内で完全無料化しているのは、何自治体ぐらいあるんですか。去年から何自治体ぐらい増えているんですか。

**○学校給食センター所長（小吉建治）** 県内で学校給食費の完全無償化を実施している市町村は、令和4年度末で9市町村ありましたが、令和5年度から新たに4市町村が実施し、合計で13市町村となっております。

**○10番議員（吉村重則）** 4自治体については、財政的にも優れていると。指宿はもう財政が厳しいからできないけれども、ほかの自治体についてはそんだけ裕福だという捉え方になるんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 各市町村の学校給食費の支援につきましては、完全無償化から一部補助、補助なしなど、継続的な財源確保などの問題によって対策が異なっているものと考えております。

**○10番議員（吉村重則）** その5人の方のほかにもいろいろ話をしたんですよ。その中で、指宿に住んでいるものの、子供を育てやすいなと思ったことは特にない。これはもう保護者の声ですから、実際。それとか、多子世帯だが、1人分が3,100円でも合わせると高額なお金になる。物価も高騰している中で、今後、今以上に家庭の負担が増えていくのは辛い。将来、指宿市を支える子供たちのために、子育て支援に、是非、力を貸してほしいという、本当、いろんな切実な声が寄せられているんですよ。本当に、もう食事代も厳しい、詰めていっている中で、どうにかやり繰りをしている、こういうことなんかも関係ないんですか。もう市の財政が厳しいから、もう負担を求める。また来年になれば200円増やして、小学校で3,300円、中学校で3,900円にするんだと。これが当たり前という捉え方なんですか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 先ほども申しましたが、学校給食費の完全無償化、一部補助につきましては、いろいろな御意見があると認識しております。本市といたしましては、当面は一部補助を継続し実施していく予定でございますので、保護者の皆様におかれましても、学校給食費等の一定負担をお願いしたいと考えているところでございます。

**○10番議員（吉村重則）** 市長に伺いますけれども、6月広報の中で、この金の卵と、私たちの時代だったら他所に行って、他所を支えたと。今度からは、そういう人の子供とか孫を指宿に返してほしいということで、そういうお願いみたいな方向も書かれているわけですよ。そういう中で、さっきの農家の問題にしても、始めて2年、3年の方、冷害でやられてどうしようもない。資金は借りられない。こんだけ育てればすごい力になると思うんですよ。だけど、そういうところには支援がほとんどされていない。また、子供に対して、給食費についても、財政が厳しいからできませんと、本当にこういう状態でいいんですか。地元にいる子供たちとか、そういう農家を金の卵として本当に育てていくべきだと思うんですけども、市長はどう考えますか。

**○市長（打越明司）** 今、農家の新規就農者、若い方々の話と、子供たちへの支援というお話がありましたけれども、両方とも極めて重要な分野、私の思う政治の中でも、非常に重い、大切な分野だというふうに認識をしております。農家のほうで言いますと、今回、市長特例という形で、いろいろな条件を付けましたけれども、それは、さっき話が何回も出ていますように、新規就農者が指宿は多い。そういう地域で、指宿はできるだけ多くの人たち、若い人たちにどんどん指宿にやって来て、農業を始めてほしいと、そう呼び掛けている地域でありますから、そういう方々が、その実績がないから、金融機関に行ってもなかなか信用がありません。仲間もそれほどいるわけではないので、保証人を探すことがなかなかできません。そういう状況があることは十分に分かっておりましたので、その中で、今回は初めて、市長特例として、年齢は45歳以下というふうにさせていただきましたけれども、保証人も付けなくていいよと。そしてまた、実績がなくて、なかなかほかの金融機関で借りれないという方々は、是非おいでということで、それぞれ相談をして、可能な限り、その支援をやりなさいと。おいでおいでと言って、指宿に来て頑張っている方々が困ったら知らん顔というわけにはいかないだろうということで、そのような形で取り組んできたというふうに私は認識をしているところであります。それでも十分に届かなかった面はあるかもしれません。農家の困った方々の中からは、支払いが迫っているようなものについて、いろんな資材を使って卸してくれているいろんな会社に対して、市長から支払い猶予を頼んでくれんかというようなお話もありました。職員とも話をしましたけれども、首長がそういう支払いをちょっと待ってくれんかと呼び掛けるのはいかなものかという意見もありましたけれども、あえて、今の指宿市の現状を十分に鑑みた上で、それぞれの農家の相談に乗ってあげてほしいといった形で、支援の要請を、それぞれの関係している取引先、資材会社にも私の名前で要請をさせ

ていただきました。被害があつてからすぐだつたと思いますので、皆さんと直接意見を聴いてから、直ちにそういったこともさせていただきました。法令の許す範囲の中では一生懸命させていただいたというふうに思っております。

子供たちの支援につきましても、今、たまたまこの給食費というものを対象にしてお話をしておりますけれども、実はその子供を支援するということについては、お腹に子供が入ったところから、正にその産前産後の支援、そして、病児であつたときの支援、あるいは子育てに寄り添つての、小さい0歳児・1歳児・2歳児のときからの支援。そういったものからずっときめ細やかな形で、様々に財政出動を伴う支援はあります。その中で、今、私たちが持っている力の中では、今、これについてはここまでの支援という形で、できる限りやって、今、ここまでだというのが1,300円の支援であるというふうに理解を、是非してほしいと思います。全くやっていない市町村っていうのは、僕はないと思いますけれども、それぞれの、やはり優先順位の中で、今、指宿はそこにいるというふうに考えていただいて、それぞれの段階、段階で、中身はいろいろあります。医療の問題もあれば、保育料の問題もあれば、段階、段階でいろんなもの。また、要望の中には、子供たちがもう少し遊べる場所を作ってくれないかとか、雨の日にはどうすればいいかとか、こういったものについての要望もあります。そういったものについては、今、庁内で、子供を持つ職員の中でプロジェクトを作って、どうすればいいだろうかと、どれぐらいお金が掛かるだろう、お金を掛けないでやる方法はあるだろうか。いろんな民間のこの企業の力を借りたりとか、いろんなところの力を借りながら、市が全て単独でやるということではなくて、正に市民との協働ということを前提にしながら、いろんな方々の協力ももらいながら、やっぱりそれでも指宿では、子供に対しては温かい支援でやっているというまちを目指していることは間違いありません。ほかのところを、いろいろ諦めたり縮小したりして、こんだけのお金できたよね、じゃあこれに使おうという形でやっていくのが、やっぱり政治だろうと思います。ほかの市町村が全面的にそこに入れたという背景には、私は裏側で、何かを諦めていると。何かをやめて、こちらに集中しようという判断をされたものだというふうに思いますので、願わくば、指宿でも議員の願うような部門、部門においても、さらなる支援ができるように、今後も努力をしていきたいというふうに思います。

**○10番議員（吉村重則）** それと、国保税の均等割ですよね。免除ということで取り上げたわけですがけれども、これを本当に、減免ということも、今年限って、例えば、今年1年に限って、収入はないんですよ。オクラでもそんなに上がるもんじゃないんですよ。ですので、減免について、是非、検討していただきたいんですよけれども、その辺は市長はどのように考えますか。

**○税務課長（橋口裕一）** 減免につきましてですけれども、税金の種類によって詳細が異なりますけれども、農作物に対する被害で申し上げますと、税の減免につきましては、損失額等が

平年に対する当該農作物の収入の10分の3以上ある場合であって、前年の所得額が一定額以下である場合に、預金や換価が可能な財産などを調査した上で、最終的に減免の可否を決定することになります。納税にもしお困りで、どうしても税金が払うのが難しいという場合につきましては、まず、税務課に御相談をいただきたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） 納税の猶予になってくると思うんですけども、そうであれば、年度末の時点で3割以上の減収になっていたら、それと、財産とかそういうのも出てくるかもしれないんですけども、減免が可能だということによろしいんですか。

○税務課長（橋口裕一） まずは、納期限の延長であったり、徴収猶予などにより、納付をしていただくことが原則となっております。減免の制度につきましては、あくまでも災害などにより例外的に制度として構築をされておりますので、先ほども申し上げましたとおり、まずは、税務課に御相談をいただければと考えております。

○10番議員（吉村重則） 是非、新規就農者への支援、また、子供たちへの支援を、是非、早急に実現していただきますよう、よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

#### △ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、21日に行いたいと思えます。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 前之園 正 和

議 員 松 下 知 恵

# 第 2 回 定 例 会

令和 5 年 6 月 21 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

令和5年6月21日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第53号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 14 番 議 員 | 新川床 金 春 | 15 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 16 番 議 員 | 高 田 ちヨ子 | 17 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 18 番 議 員 | 下川床 泉   |          |         |

---

1. 欠席議員

- 1 番 議 員 中 村 昭 二

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 坂 元 一 博 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 野 元 伸 浩 | 農 政 部 長 | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |



|               |      |          |       |
|---------------|------|----------|-------|
| 山川支所長         | 中島裕一 | 開聞支所長    | 山下秀一  |
| 総務課長          | 濱上和也 | 経営改善推進室長 | 木下英城  |
| 健康・協働のまちづくり課長 | 嶺元和仁 | 危機管理課長   | 竹山秀一  |
| 財政課長          | 東忠孝  | 商工水産課長   | 宮地主税  |
| ふるさと納税課長      | 大山好美 | 観光課長     | 山下浩二  |
| 観光施設管理課長      | 廣森政宏 | スポーツ振興課長 | 田之上浩康 |
| 農産技術課長        | 前菌洋一 | 農産技術課参事  | 下尾泉   |
| 耕地林務課長        | 村元重夫 | 土木課長     | 東恵一   |
| 建築課長          | 中吉竜治 | 学校教育課長   | 山下信久  |
| 農業委員会事務局長     | 西村里志 | 生涯学習課主幹  | 鶴田重孝  |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 鮎川富男 | 次長兼議事係長 | 池水拓也 |
| 主幹兼調査管理係長 | 川畑裕二 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領實議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

20日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新川床金春議員。

○14番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。14番、新川床、通告に従い一般質問を行います。

令和5年第2回定例会において、対話型自治体財政シミュレーションゲームSIMふくおか2030の講師を招致し、市民と対象に財政改革の出前講座を実施する予算が組まれたことを大いに評価します。市長が目指している、10年後が楽しみになる指宿、20年後はもっと楽しみになる指宿を実現するため、対話型自治体シミュレーションゲームSIMふくおか2030講座が多くの人に理解していただき、財政改革が前進していくことを大いに期待しております。

それでは、まずはじめに、1番目の国民体育大会会場の整備と課題について。（1）指宿総合体育館の整備費と課題について。バドミントン、ボッチャ会場として照明や空調設備など、国民体育大会のために改修していますが、整備内容と整備費総額について、答弁を求めます。

2番目の観光地の現状と整備計画について。（1）魚見岳登山道の現状と整備計画について。魚見岳自然公園の展望台からは、指宿市街地や知林ヶ島及び大隅半島が眺望できる素晴らしい観光スポットで、土日、祭日には車で登山客が多いです。また、多くの市民が健康づくりのため、山頂を目指し登山しています。登山道のアスファルトが傷み、砂利が出て、大変危険な状況です。担当課は魚見岳の登山道の現状をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

3番目の共生・協働のまちづくりについて。県では共生・協働による温もりのある地域社会を目指すと提唱しています。市の取り組んでいる共生・協働のまちづくり事業はどうなっているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わりますが、的確な答弁をお願いします。

**○市長（打越明司）** 的確な答弁を心掛けたいと思います。議員から、共生・協働のまちづくりについてのお尋ねをいただきました。指宿市の協働のまちづくり指針においては、協働のまちづくりの定義を、市民がお互いに、あるいは市民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互の信頼関係の下、お互いに補完し、協力し合ってまちづくりに取り組むこととしています。その効果としては、地域社会の課題解決、第三者による公共サービスの提供、市民参画、住民自治の推進、効率的な行財政運営などが挙げられるところであります。これからのまちづくりにおいては、市民や地域、NPOなどの市民団体、企業をはじめ、あらゆる主体が知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが重要であり、自分たちのまちは自分たちでつくるという信念に基づき、共通の目的に向かって協働していくことは不可欠だと考えております。協働事業の一環として、福元区での放課後や長期休暇中の子供の居場所づくりとして始まった、山川子どもクラブ。あるいは、川尻区での、地域にある空き家の登録、家財の処分、移住者のマッチング等を実施する、川尻元気プロジェクトなどがございます。地域が主体となり事業を進めていただいていることで、多くの新しい価値を生み出していると考えております。市では、協働の担い手の主体となる自治会、NPO、市民団体などの活動支援、助成を行うほか、共創の場づくり事業として、第三の場をつくり、市民や団体間の交流を促進し、課題解決や新たな価値の創造に取り組んでまいり所存であります。

残余の質問につきましては、関係部長、課長のほうから答弁をさせたいと思います。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 国体に向けた、指宿総合体育館の整備費は幾らか、どのような内容だったかということについて、お答えいたします。指宿総合体育館は、かごしま国体のバドミントン競技会及びかごしま大会のボッチャ競技会の競技会場となっております。国体に向けた整備といたしましては、平成29年度に大規模改修工事を行い、工事費は約11億4,000万円となっております。主な改修内容といたしましては、屋根の葺き替えを含む外壁、アリーナ・卓球場の床、各室内装、観客席などの改修、アリーナ2階客席等の空調換気設備、全館LED化などの電気設備、トイレ洋式化、温水シャワー等の給排水衛生活ガス設備などとなっております。

**○建設部長（高田博憲）** 魚見岳登山道の現状と整備計画についてのお尋ねをいただきました。魚見岳の市道は3路線ございます。しかしながら、どの路線も経年による劣化が激しい状況であることから、損傷度の高い箇所から部分的に補修を行っていく計画でございます。併せまして、車の離合が困難な道路につきましては、側溝蓋を布設するなど、道路の幅を広げ、離合箇所の新設を行う計画でございます。市道沿いの草刈りや樹木の伐採、落ち葉の処理につきましては、計画的にまちづくり公社が維持管理しているほか、建設業者による機械借上業務委託を活用し、安全・安心に通行ができるよう、今後もパトロールを行いながら、維持管理に努めてまいります。

○14番議員（新川床金春） 2回目の質問に入ります。1番目の国体会場の整備と課題について。モニターをお願いします。平成29年に11億4,000万掛けて整備した総合体育館です。国民体育大会、特別全国障害者スポーツ大会が開催するに当たり、何か課題はないのか、答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（田之上浩康） かがしま国体のバドミントンの競技会場として、おおむね問題ないと考えておりますが、今後も指定管理者と綿密な連携を図りながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） ただいま、答弁いただきましたが、ボッチャ競技に参加する選手は障害の程度により、BC1からBC4にクラス分けされていますが、障害者が利用する多目的トイレの整備は十分なのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 指宿総合体育館の部分について、多目的トイレにつきましては、障害者が利用できるように可能な範囲で対応できているというふうに思っております。

○14番議員（新川床金春） ボッチャの選手が何人来るか分かりません。障害者が使えるトイレは何基あるんですか。

○スポーツ振興課長（田之上浩康） ボッチャ競技におきましては、県の主催という形で実施されます。先日、行われましたリハーサル大会におきましても、体育館の外に車椅子でもスムーズに入れるような仮設の多目的トイレが設置されていたところでございます。

○14番議員（新川床金春） はい、分かりました。それでは、安心しました。

次に、2番目の大成運動場の整備と課題について。大成運動場は成年女子ソフトボールの練習会場に指定されています。令和元年度、グラウンドの整備を実施したと伺っていますが、大成運動場の整備内容と整備費総額について、答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（田之上浩康） 大成運動場はかがしま国体の成年女子ソフトボール競技会の練習会場になっております。国体に向けた整備といたしましては、令和元年度に表層土入替等の改修工事を行い、工事費は約2,660万円となっております。工事の内容といたしましては、西側の野球用内野部分、東側のソフトボール用内野部分に係る表層土入替及び舗装工事、排水工事、防球ネットの一部張替え、付帯工事としまして、ピッチャープレート、ホームベース等を新設したところでございます。

○14番議員（新川床金春） 令和5年2月9日開催された、山川地区区長会と議会と語ろう会の場で、山川地区区長会から、令和2年3月出された陳情書は、議会が全会一致で陳情採択していたにもかかわらず、全面改修がされていないと指摘されました。令和2年4月から令和5年5月まで、大成運動場はどのような改修をされたのか、整備内容について、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 市に対して提出された大成運動場の全面改修に関する陳情書につきましては、回答要旨としまして、照明施設のLED化を予定していること。また、全面改修については、今後、利用計画や利用状況に応じて検討してまいりたい旨、回答をしている

ところでございます。照明施設のLED化につきましては、昨年の台風14号の被災により、4灯をLED灯に交換したところでございます。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。大成運動場です。山川地区区長会が御指摘したとおり、外野をはじめ、草ぼうぼうでグラウンド内に水たまりができていました。担当課に確認したら、今後、グラウンドの改修計画はないとのことでしたが、確認させてください。問題なく、ソフトボールの練習ができる環境に整備されているのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 大成グラウンドにつきましては、草が繁茂したりとかしておりますけれども、そういった部分については、市と、管理をしております指定管理者とですね、協議をいたしまして、国体の状況に支障なくできるような対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○14番議員（新川床金春） 水たまりができていますけれども、しっかり練習できるんですか。答弁をお願いします。

○産業振興部長（野元伸浩） 大成運動場につきましては、山川地域についてはですね、複数の体育施設がございますけれども、山川地域のスポーツ拠点を、山川勤労者体育センターや山川武道館、大成運動場周辺に集約することを考えているところでございます。そのようなことからですね、今年度は山川勤労者体育センターの改修工事を行い、大成運動場の改修等につきましては、今後、他の体育施設の状況や利用状況、財政状況等を考慮しながら、計画的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 私が聞いているのは、10月の国体に間に合いますかと聞いているんですよ。答弁をお願いします。

○スポーツ振興課長（田之上浩康） 大成運動場は昇降式の防球ネットの破れや、個別のフェンスネット等も劣化しております。飛球による被害や怪我を未然に防ぐため、ネットの補修を行うことにしております。また、季節的にも、グラウンド内外に雑草が目立ってきておりますので、定期的に草刈りを行うことにしております。特に国体前には重点的に行うよう、指定管理者と協議を行っているところでございます。市民の皆様をはじめ、かごしま国体での選手の皆様にも施設を気持ちよく利用していただくため、指定管理者と綿密な連携を図りながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○14番議員（新川床金春） 私が聞いているのが、水たまりがあるグラウンドのことだけ聞いていますよ。そこを改修しないのかと聞いているだけです。答弁をお願いします。

○スポーツ振興課長（田之上浩康） 水たまりにつきましては、指定管理者と協議を行いながら、砂を入れるなどして、水たまりの解消に努めたいと思っております。

○14番議員（新川床金春） よろしくをお願いします。

次に、3番目の開聞総合グラウンドの整備と問題点について。開聞総合グラウンドの整備

内容と整備費について、答弁を求めます。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 開聞総合グラウンドは、かごしま国体の成年女子ソフトボール競技会及びかごしま大会のグラウンドソフトボール競技会の競技会場となっております。国体に向けた整備といたしましては、平成30年度にグラウンド等改修工事。令和2年度に証明LED化等改修工事を行っており、工事費につきましては、グラウンド等改修工事が約1億円。照明LED化等改修工事が約9,400万円となっております。グラウンド等の改修工事の主な内容といたしましては、表層土の入替等のグラウンド舗装工，防球ネット，バックネット，フェンスの新設などとなっております。照明LED化等改修工事の主な内容といたしましては、既設照明柱6基の投光器112台のLED化，照明制御盤の取替及びケーブル配管改修等となっております。

**○14番議員（新川床金春）** ただいま、整備費1億9,400万と伺いました。成年女子ソフトボールやグラウンドソフトボール競技大会として、十分な整備がされているのか、答弁を求めます。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** かごしま国体の競技会場として、おおむね問題はないと考えておりますが、今後も指定管理者と連携を図りながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 開聞地区の方から、令和4年11月に、国体の会場として、グラウンド以外の施設はいつ整備するのか、御指摘を受け、調査しました。モニターをお願いいたします。令和4年5月上旬に撮影した開聞総合グラウンドの本部，トイレ，そしてベンチです。この状態で、色が剥げて、大変国体の会場としてふさわしくないんですけれども、この状態で国体を開催する予定だったのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 開聞の総合グラウンドにつきましては、成年女子ソフトボールが国体として開催する予定となっております。グラウンドの状況，そういった施設等については、支障なく使用できるものというふうに考えていたところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 開聞総合グラウンドは、25年経過し、本部席をはじめ、トイレ，バックネット及び4か所のベンチに、本当に入れない状況であります。平成29年から令和3年まで、施設の塗装工事を実施するような案はでなかったのか。当時は教育委員会所管でしたので、教育長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 開聞総合グラウンドにつきましては、国体が開催されるということで、様々な改修とかが行ってきたところでございます。そういった中で、試合，国体に向けての支障はないというふうに考えたところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。担当課に指摘したら、指定管理者であるいぶすきスポーツクラブが予算の範囲で整備すると担当者から伺い、私、驚きました。経年劣化で塗装が剥げたり、色がくすんだところを整備してくれたスポーツクラブには感謝し

かありません。総合グラウンドの施設塗装の作業費は幾らになるのか、答弁を求めます。

○**スポーツ振興課長（田之上浩康）** 今回、ダッグアウトやナイター支柱の塗装につきまして、指定管理者でありますスポーツクラブと協議を行い、対応していただいたところでございますが、塗装費につきましては86万円程度と伺っているところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。指宿市の指定管理者の基本協定の中には、50万以上は指定管理者が払うとなっておりますか。答弁を求めます。

○**スポーツ振興課長（田之上浩康）** 基本協定の中では、第16条の管理施設の維持保全というところに記載がありますが、管理施設の維持保全につきましては、1件につき20万円以上のものについては、甲、市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円未満のものについては、乙である指定管理者が自己の費用と責任において実施することを基本とし、甲乙協議の上、定めるものとする記載されているところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。指宿スポーツがですね、出した金額、ただいまの答弁だとオーバーしているんじゃないですか。答弁求めます。

○**スポーツ振興課長（田之上浩康）** 確かに、20万円未満という基本の額からは大きくオーバーしているところでございますけれども、御相談させていただきまして、協議をしたところ、できる範囲で対応しますということで回答をいただきましたので、お願いしたところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 指宿市指定管理の基本協定を逸脱していると申し添えておきます。これが、既成事実になると、これから指定管理を受ける人たちは、みんなしなけりやなくなるんですよ。事務方のトップとして、副市長、どう思いますか、答弁を求めます。

○**副市長（有留茂人）** 指定管理の協定書というものについては、順守していくというふうに認識しております。今回の件につきましては、20万円未満のものについては、指定管理者がと。それ以上については、市がというふうなことにおいて、実施することを基本として、甲乙協議の上、定めるというふうな協定書になっているふうなことで、甲乙、協議というふうなことを経てですね、そのスポーツクラブのほうにお願いをしたというふうなことで認識をしているところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 開聞総合グラウンドは、成年ソフトボールと障害者のグラウンドソフトボール会の競技会場です。モニターをお願いします。男子トイレには洋式便座がなく、洋式トイレには2か所ある中で2個しかないことが分かりました。大会当日のソフトボールや障害者の大会をするときに、選手はどこのトイレを使うようになっているのか、答弁を求めます。

○**スポーツ振興課長（田之上浩康）** 国体におきましては、選手用と一般観客用と別に分けまして、それぞれ仮設トイレを設置する計画となっているところでございます。

○**14番議員（新川床金春）** 選手用のトイレはですよ、試合するところから、結構遠いんです

よ。もし、試合中に体調崩したときに、近くにあるトイレに行ったら、和式しかないんですよ。洋式が1個、和式が二つでした。それでいいのか、答弁を求めます。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 既設のトイレにおきましては、今後の市民の利用や国体後の大会、合宿誘致等を考慮し、男女トイレの洋式化等について、早急な対応が必要と思われましたので、同じ社会体育施設費の中で、今定例会において、追加の補正予算として提案する予定とされているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 多目的トイレの入り口や、普通のトイレのところも段差があります。障害者が来たときにあれでいいのか。段差解消をする計画はないのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 多目的トイレにつきましては、段差というものを確認はしておりますけれども、段差というものが無いというふうな認識で、私どもはいるところでございます。また、その国体の障害者スポーツ大会につきましても、その協会等に確認をいたしましたところ、特に支障はないということで、回答をいただいているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 成年女子ソフトボールのプレ大会が開催され、グラウンドはとてもすばらしいということ言われています。しかし、グラウンド以外は整備が必要だと。全日本のトップチームの豊田レッドテリアズが本年2月14日から1週間合宿に来ています。この人たちも、やっぱり全日本の大会をこんなグラウンドでしたいなということ言っております。全日本クラスの大会を誘致し、疲弊した指宿観光を支援するため、建物等やトイレの洋式化を早急にしていただきたいと思います。私がこの問題を提起したから、今回の補正予算であがりました。自分たちの目で見ると、替えないといけないところは、すぐにやらないといけないと思いますよ。開聞地区の人が言ってくれたから、改善されました。山川の大成グラウンドについては、山川区長会が言っております。両方とも選手が怪我をしないように、使いやすいように整備していただきたいと思いますが、どうでしょうか。答弁を求めます。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 51年振りの国体に向けまして、選手が万全な状態でプレーができるように、施設整備に注意を払いながら、国体までに準備を進めてまいりたいと思います。

**○14番議員（新川床金春）** 国体が盛会に終わるように、よろしくお願ひします。

次に、2番目の観光地の現状と整備計画について。令和4年7月30日、魚見校区の市長とみんなて語ろう会が開催されています。モニターをお願いします。魚見岳の尾掛方面からの登山道は劣化し、砂が出ているので、環境整備も含めて、何とか手をつけてほしいという要望がありました。今後、どのような対策を講じる計画なのか、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 今、議員のおっしゃられた尾掛地区から上る市道なんですけれども、確かに離合もできず、舗装面、大分、劣化しているところでございます。そのような場所につきましても、危険な場所、優先順位をつかまして、舗装の痛みが激しいところにつきまして



は、補修の方を、随時、計画していく予定でございます。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。下吹越方面からの登山道もアスファルトが大分傷んでおります。市民が健康づくりで山頂を目指し、ウォーキングしていますが、市民の安全を確保するため、早急な維持管理が必要と思っておりますが、いつまでにする計画なのか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 舗装の傷みが激しく、危険な箇所があるということは、我々も認識しているところでございます。今、随時、補修のほうに努めておりますが、なかなか根本的な解決に至らない箇所もございまして、御迷惑をかけております。我々としましては、3kmほど距離がありますので、計画路線をある程度絞りながら、優先順位を付け、何年ということではなく、少しでも早く対応していければということで検討していきたいと思っております。

○14番議員（新川床金春） 3kmを全てやってくださいとは言っておりません。怪我をしないように、要所要所を整備していただきたいと思っておりますが、早急にできないんですか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 現地調査のほうもいたしまして、早急に整備できるところから、先にかかっていきたいと思っております。

○14番議員（新川床金春） よろしくをお願いします。

2番目の、魚見岳頂上の現状と整備計画について。魚見岳自然公園頂上付近から、景観は大変素晴らしいです。昔はトイレ前の桜の右から知林ヶ島や小島及び大隅半島が見えていました。モニターをお願いします。平成7年3月、市が設置した石碑には、大隅を遠景としていぶすきの海たひからに青む夕暮と記載されております。現状の景観はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 魚見岳自然公園からの眺望につきましては、山頂展望台から錦江湾、知林ヶ島、開聞岳まで見渡せる絶景な眺望となっております。しかしながら、樹木が生い茂り、場所によっては高い樹木が眺望を遮り、見通しが悪いところもございまして。

○14番議員（新川床金春） 私はトイレのところを聞いています。山頂はあとでやります。知林ヶ島や大隅半島が良く見えていたのに、今では大木が生い茂っております。モニターをお願いします。自然公園法があり、雑木の伐採や桜並木の手入れができないのか。調べればできると書いてありますが、早急にできないのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 魚見岳の豊かな自然等の眺めにつきましては、魚見岳からの眺めでございますが、本市の観光資源の一つでございますので、伐採などによる眺望の確保は必要であると考えているところでございます。しかしながら、魚見岳自然公園は霧島錦江湾国立公園の区域内にありますので、環境省霧島錦江湾国立公園管理事務所に伐採の可否を確認することが必要となるところでございます。

○14番議員（新川床金春） ありがとうございます。モニターをお願いします。市町村合併当時の山頂の展望台からは、市街地が見えていました。頂上も木々が生い茂って、今では市街地が見えません。現状をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 魚見岳自然公園の管理につきましては、草刈りなどの基本的な管理につきましては、指宿温泉まちづくり公社が行っており、登山道から右側の頂上周辺は、市民や観光客が多く訪れることから、集中的に草刈りなどは行っております。一方、登山道より知林ヶ島側につきましては、面積が広大なこともあり、十分に手入れが行き届いていない部分もあるとなっております。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。展望台から見たときに、大変だ、見えないなということで、魚見岳を愛する市民から、市街地が見えるようにしてほしい、山頂からの景観がよくなるように。そして、壊れたフェンスと樹木の伐採はできないか、再度、答弁求めます。

○産業振興部長（野元伸浩） 魚見岳自然公園では、樹木が生い茂っておりまして、この40年ほどで公園内の樹木が大きく成長しており、緑豊かな公園になっておりますが、その大きく成長した樹木がですね、公園内からの錦江湾や知林ヶ島への眺めを遮っている状況でもあります。魚見岳自然公園につきましては、霧島錦江湾国立公園の区域内にありますので、環境省の国立公園管理事務所に伐採の可否を確認することが必要となっております。このことにつきましてはですね、今月9日に管理事務所担当者へ現場で説明を行い、対応について協議をしているところですが、今後においても、公園内の保全と眺望の確保に努めてまいりたいと思っております。

○14番議員（新川床金春） モニターをお願いします。展望台から東に下った旧市民会館側には、すばらしい景観の観光スポットがあります。フェンスのところに木が生い茂って、景観を台無しにしております。フェンスに近い木を伐採できればですね、大隅半島から佐多岬まで一望できるインスタグラム映えする撮影ポイントができます。この写真は、南九州市の大野岳からの景観です。魚見岳、池田湖が見えて、大変すばらしいところです。山の周りには木はありません。昨日、聞いたんですが、ちょっと生い茂った木は許可を取って切るようにして、観光客が来るようにするということでした。指宿市もですね、観光客を増やすために、景観を良くするため、環境省としっかりと連携し、環境省のですね、霧島錦江湾国立公園の中には、運営方針の2に、展望地の整備、遠景伐採や利用環境の改善に上申を込めております。遠景が良く見えるようにするとなっておりますので、しっかりと国とやり取りしていただきたいと思いますが、答弁求めます。

○観光施設管理課長（廣森政宏） 今月9日に環境省霧島錦江湾国立公園管理事務所の担当者の方と現場で立ち合いをいただいて、状況を確認をしていただきました。その中で、通景を目的とした伐採を検討をしたいという説明をさせていただきました。担当者の方からは、通景

ということであれば、基本的には認められる部分もあります。ただ、通景のための伐採であっても、広範囲な伐採でなく、ポイントを絞った伐採ということに配慮をしていただきたいとの御意見はいただいたところです。引き続き、管理事務所のほうと協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 次に入ります。3番目の、鷺尾岳周辺林道の現状と整備計画について。指宿市が1市2町で合併した頃は、鷺尾の森自然公園は桜の開花時期は花見客が多く、とても賑わっておりました。モニターをお願いします。数年前から草が生い茂ってさびれていますが、現状をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 鷺尾の森自然公園については、旧山川町において、鷺尾岳山頂付近の大山区有地及び登山道に桜の植栽をしております。合併前は大山区の皆さんに管理作業の業務委託をさせていただきながら、町の職員も協力をして、周辺の道路や公園の管理委託を行ってきた経緯がございます。合併後は、大山区の方々と管理作業委託契約を締結しまして、年2回の除草作業を主とする作業を実施しておりましたけれども、5年ほど前に、大山区長さんから、区民の高齢化が進み、急勾配での刈り払い機を使用した作業は危険であるということで、今後は作業はできないという申し出をいただいたところでございます。以来、令和元年度からは桜の開花時期に合わせて、2月下旬頃に地元建設業者に作業をお願いし、年1回の除草作業を実施しているというような状況に留まっているところでございます。今後もおおむね、これまでと同様の作業をしてみたいというふうに考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 市民の安全を優先的に、市道や林道の草払いは木の枝払いは欠かせないと思います。今後ですと、区からの要望があったら、適正にですね、伐採していただきたいと思いますが、再度、答弁求めます。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 今、議員がおっしゃられたとおりで思っております。鷺尾の森自然公園に至る道路が何本かありますけれども、今後も、指宿まちづくり公社に委託するか、あるいは、地元建設業者に作業を発注させていただく。場合によっては、市の職員が向いて行って、通れないと思ったところに関しては、その維持管理をしっかりやっていくというふうにしていきたいというふうに思っているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** そのようにしていただければ、大山区の人たちも安心すると思いますので、よろしくをお願いします。

モニターをお願いします。鷺尾の森自然公園の看板が鰻入り口にあります。そして、鰻池の入り口に登山道として看板がありますが、観光地として、これは県の指定の観光地じゃないのかなと思いますが、看板はどこが管理しているのか、答弁を求めます。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 看板そのものに関しましては、県によって設置をされたものというふうに考えておりますので、その撤去する、しないという話となりますと、また、改めて県と協議する必要があると思っておりますけれども、現状、設置がされているということで

ございましたらですね、周辺の状況を確認しながら、看板が見えるように対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） 私が言っているのは、看板を撤去じゃないんですよ。自然公園に来る人たちが見やすいように、しっかりと管理していただきたいということなので、まちづくり公社に頼んで、しっかりと定期的に管理するようにできないのか、答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） 失礼いたしました。今後も庁内で情報共有を図りながら、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○14番議員（新川床金春） 鷺尾の森自然公園は森林浴ができるすばらしいところです。県に鷺尾の森自然公園再整備をお願いする考えはないか、答弁を求めます。

○耕地林務課長（村元重夫） 鷺尾の森自然公園は、昭和63年度に花と緑に親しむ村づくり事業ということで、土地の所有者でございます大山区の御理解により、県の補助をいただきながらですね、旧山川町が総事業費650万円を掛けて整備をしているところでございます。合併前は、先ほど少し申しましたけれども、職員と、それから、大山区の皆さんと一緒にあって、維持管理作業を行ってきたということでございますけれども、その、今、確かにその遊歩道から鷺尾岳山頂にかけましては、展望台が朽ちて使用ができなくなったりしていたり、非常に多くの樹木や雑草に覆われるなどしていることでございますので、今後、また、どうあるべきなのかということ、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○14番議員（新川床金春） よろしくお願ひします。

次に入ります。3番目の共生・協働のまちづくりについて。2番目の提案公募型補助事業について。平成19年12月、指宿市提案公募型事業が制定されました。この提案公募型補助事業は、何年間継続したのか、答弁求めます。

○総務部長（坂元一博） 提案公募型補助事業でございますが、平成20年から27年度の8年間でございます。

○14番議員（新川床金春） 令和5年第1回定例会の市長答弁で、指宿市も過去にそういうものがあつた経緯があると。結果的にはちょっぴりと尻すぼみになったと答弁いただきました。提案公募型補助事業は採択基準が厳しくなり、公募者が少なくなったと私は聞いていました。公募を止めた主な要因について、副市長に答弁求めます。

○副市長（有留茂人） 提案公募型補助事業につきましては、そのいろいろと様々な団体が手を挙げていただいて、その実施をしてきたところですが、段々と申請件数が減少してきたというふうな状況がありまして、その事業の見直しというふうなものを図ってきたというふうに理解をしているところです。

○14番議員（新川床金春） 3番目の太田市の市税の1%を財源としたまちづくりについて、伺います。太田市長が長野県早苗村の取組を見て、すばらしい取組だということで、平成18年

1月23日に施行しています。1%のまちづくり会議とは、事業を円滑に進めるため設けた組織です。どのような取組をしているのか、担当課ではインターネットで内容を見ているので、答弁を求めます。

**○健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 太田市の1%まちづくり事業につきましては、議員からもありましたように、ホームページで内容が掲載をされております。例えば、地域住民による環境美化、清掃、除草作業ですとか、広場整備事業、それから、ごみステーションの整備、防犯活動、イベント事業等が主な採択の事業になっております。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。太田市長のマニフェストで地域分権を推し進めるため、市税の1%を財源とし、地域コミュニティをより活性化する、住民と行政が一緒になるまちづくり事業です。地域の人たちの知恵と労力を使い、市税を2倍、3倍に有効活用しています。この取組をどのように捉えるか、市長に答弁を求めます。

**○市長（打越明司）** 太田市の状況については、数日にわたって議員が質問しておりますので、理解しているつもりですが、いかんせん、先方の太田市は約380億円ぐらいの市税。うちの約10倍近い規模のまちでありますので、財政上の規模としては非常に差がありますけれども、中身については、そのことを市民の力とまちの予算とで上手く力を引き出す事業として、一定の評価はできる事業だと思います。太田市のこの1%事業と、丸々同じことを目指す必要はないと思いますが、指宿市なりのやり方を、これは前回、質問があったときにも答弁しましたが、指宿市なりのいい使い方については、今、研究、検討を一生懸命やっている最中であります。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。太田市の1%のまちづくり事業は公募員、団体推薦員合わせて15名で構成され、基本的には毎月第4木曜日に行う。会議の役割は事業の審査や検証、運営方法の審査を行っています。その結果、この15名で事業採択許可を出しております。市民の代表が自分たちのまちをきれいにしよう、活気を出そうという事業です。これは、私は取り組むべきだと思いますし、行政の職員が入りますと、厳しくなったり、ここは改善したらということができなくなると思います。実際、私が5月に行ってきました。そしたらですね、地域は活性化しているし、いいですよ。太田市のこの事業は、17年間の年間平均件数は事業件数で120件、年間の事業費は3,559万4千円でした。コロナ禍でも件数はしっかりと120件から117件。事業費は落ちていますが、日本国内、世界が稼働しない、新型コロナで自粛する中でも地域をよくしようということで、平成3年でも17件ありました。そして、事業費は1,800万程度あります。地域を愛する人たちが地域のために動く。この事業をですね、学びですね、そして、地域の人たちに力を借りて、財政が厳しい指宿のまちを立て直す。そして、市民が喜んでくれる。このような事業は取り組むべきだと思いますが、再度、市長に、後ろでもいいですよ。よろしくをお願いします。

**○総務部長（坂元一博）** 市長のほうからも調査研究を進めていきたいと考えているという答弁

がございました。現在、市民自らの労力提供による公共の道路や農道等の補修に対して、今現在、行っている原材料の支給につきましては、主管課それぞれで交付要綱等を制定して支給しているところでございます。本市にマッチした太田市1%のまちづくり事業のような補助事業創設に当たりましては、既存の制度を残したまま、例えば熱中症対策用の飲料水や昼を跨ぐ作業となった際の昼食の提供などを経費に認める制度を補完的につくるのか。あるいは、既存の各種原材料支給制度を廃止して、それらを統合して包括した上で、飲食物の提供等を認める新たな制度としてつくるのかなど、既存の取り扱いをどうするかという、そういう問題もあるところでございます。本市の現状を把握した上で、支給の上限額や対象事業の実施回数、市民の安全面や、あるいは、民業圧迫等の懸念等もございまして、その分を考慮した支給対象外を設定、若しくは加えて、財源の問題もあることから、関係機関を含めた協議に向けて、今、準備を進めているところでございます。本市におきましては、これまでに取り組んだ経緯を踏まえまして、官民協働で地域に必要なサービスを提供する制度に向けて、財政面も考慮しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。太田市の1%まちづくり事業をですね、しっかりと学んでいただきたいと思っております。インターネットで見れば、上辺しか見えません。私は太田市に行って、2日後は太田市の市長の講演を東京で聞きました。市民が主役だと。市民のために何をするかということで、80歳でしたけれども、8期目でした。自分が出るときは、3期目、多選は駄目って言いながら、私は8期しています。80でも、次は出ようかな、どうしようか迷っていると。地域を良くするため、市民のためにやるんだったら、市長自らですよ、これをしようと言ったら職員が一丸となって動く。そのような体制をつくって、市民が喜ぶ指宿作りをやっていただきたいと思っております。市長、市民が今日は来ていますよ。市民のために、山川の大山區の人たちも、区長会がいろいろ言ったこともあります。山川地区もしっかりしてほしい。そして、今、この中にですね、さらに農地、水で畑かん地内の伐採作業をするときがあります。そのときは、日当の支給や機械の借上げ等もあります。太田市の事業を学び、そして、農地、水、今ではですね、指宿広域協定というふうにな名前が変わってるみたいです。そこの書類も貰ってきました。しっかりとケアしながら、持続可能な事業ができるように、取り組んでいただきたいと思っておりますが、答弁を求めます。

**○総務部長（坂元一博）** 繰り返しになりますけれども、太田市の事業を参考に、本市に合わせた制度づくりについて、調査研究を進めていきたいと考えております。

**○市長（打越明司）** 何回かにわたる、このまちづくり事業についての提案について、その議員の熱い思いはしっかりと受け止めさせていただきました。市長就任以来、1年4か月、いろいろな形で、各地で工夫をしながら、皆さんの協力でできるところについては、そういう形であるように、これまでも努力してきたところであります。そういったものと、これまでの経験も踏まえながら、一番指宿にとっていい方法をつくり上げるように、これから担当メンバー

でもしっかり議論を続けていきたいというふうに思います。

**○14番議員（新川床金春）** ありがとうございます。

4番目の指宿市過疎地域持続的発展計画の基金の活用について。この基金は市民が将来にわたり安全で安心して暮らせる地域として、持続的に発展してしていくためのものです。どのようなときに使用できるのか、答弁求めます。

**○総務部長（坂元一博）** 太田市のようなまちづくり事業に対して、当基金の財源を活用できないかということでございますが、前提としまして、当基金を充当する事業は、過疎地域持続的発展計画に掲載する必要がございます。計画に載せることで活用は可能と考えますが、議員の御提案の事業につきましては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などの他財源の活用も可能と考えられます。当基金の財源につきましては、まずは今後の公共施設の解体に係る費用について、優先的に予算措置をすることとしているところでございます。

**○14番議員（新川床金春）** 最後になりますが、市民と行政が協働する事業で、市民、しっかりと市民のために予算を組んでいただきたいと思います。地権者であり、納税義務者である市民のために、予算ができないというのはおかしいと思います。市民が納めたお金を使うんですよ。そして、地域がよくなるんです。地域活性化するためには、そのふるさと納税とか、そういうんじゃなくて、しっかりと予算を組む。それがですね、市民のためになると思いますが、どうでしょうか。答弁を求めます。

**○総務部長（坂元一博）** 限られた財源の中で、様々な事業を実施するに当たりましては、歳入の範囲内での歳出、既存の事業の見直しやスクラップ&ビルドを行う必要があるところでございます。この財源を効果的、効率的に活用して、事業の緊急性や優先度、そして、国や県の経済対策の状況など、総合的に勘案しながら、行財政運営を行っていきたいと考えております。

**○14番議員（新川床金春）** 最後に一言、追加でさせていただき。私はですね、先ほども言いました。主権者のために何ができるか。実際、昨日もでました、職員定数、残業、いろんなことを見直し、そして、無駄な事業はしっかりと見直し、その予算をしっかりと市民のために提供できるような、そして、それに基づいて動く職員をつくっていただきたいと申し添えて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

人権としての性的マイノリティの問題についてです。この問題は、性的マイノリティであるために、偏見や差別を受け、当たり前の人権を受けることが難しい人たちがいる、人権が脅かされている人たちがいる。近年、非常に大事な問題としてクローズアップされるようになってきました。指宿市においては、2017年の6月議会で、私が一般質問をしたのをきっかけの一つとして取組がなされてきました。そこで、今回はこれまでやってきたことを振り返り、さらに取り組むべきことはないかどうか、継続性はどうかといったことを伺います。整理しますと、まず、これまで取り組んできたことはどのようなものか伺います。次に、継続的なものとなっているかどうか、伺います。さらに、これから考えていることはあるかどうか、伺います。

自衛官募集事務に係る対象者情報提供問題についてです。国が自衛官募集のために名簿提供を地方自治体に迫る中、2021年度は電子紙媒体で名簿を提供した市町村が962市町村。閲覧のみに留めているところが659市町村。非提供が126市町村となっています。これに対して、各地で個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反している。また、プライバシーを侵害しているなどとして、自治体に提供をやめるよう求める住民の運動が広がっています。そこで、改めて伺います。まず、自衛隊側から今年度分について、名簿提供の要請があったかどうか。いつあったのか。また、いつまでとなっていたのか、伺います。

次に、情報提供は本人の合意を基本とすべきと思いますが、どうか伺います。除外申請については、どのように周知を行い、申請が幾らあったのか、伺います。

指定管理者制度についてです。指定管理者制度は、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが目的となっていますが、眼目は経費節減であることは、その後の実態を見ても明らかです。原則として、公募によって委任先が決められますが、特定の場合は非公募にするケースもあるようです。そこで、伺います。まず、何施設を幾つの団体に委任しているか。また、そのうち、非公募の数と、非公募にしているそれぞれの理由は何か、伺います。

私は図書館行政については、基本的に行政が責任を持って運営すべきだという立場をとってきました。図書館協会も、図書館が指定管理者制度に馴染まないという立場をとっています。しかしながら、本と人をつなぐそらまめの会が長年運営をして、実績と評価を受けている現実の下で、機械的に直営に戻すということは最善策ではなく、現状を踏まえての展望が必要かと思います。そこで、本と人をつなぐそらまめの会をどのように評価しているか、伺います。

市営住宅の家賃の減免についてです。所得が低い場合は住宅使用料を減免できるようになっていながら、実際にはその基準も示されておらず、減免がなされていなかったことから、私は制度の厳格な順守をするためにも、要項などを作って具体化を急ぐべきだと要求してきました。今回、遅ればせながら、要綱ができたようです。そこで幾つか伺います。ま



ず、要綱は県のものを参考にはしていると思われませんが、要約するとどのような内容か。また、違っているところがあれば、どういったことか伺います。そして、居住者への周知はどのようにになっているか、既に申請は行われているのか伺って、1回目といたします。

**○市長（打越明司）** 前之園議員から、多岐にわたる質問をいただきました。

まず、人権としての性的マイノリティの取組について、これまでどうであったか、現在どうであるのか、これからはどうなっていくのかという質問をいただきました。これまで、性的マイノリティに関する本市の取組は、令和3年4月1日に県内で初めてパートナーシップ宣誓制度を導入をし、昨年2月1日に鹿児島市と、11月25日には茨城県及び岡山県笠岡市と連携協定を締結し、当事者の様々な負担軽減に努めているところでございます。また、毎年、市職員に対する人権啓発等の研修、保育所、各種学校の教職員や小中高生などを対象に、LGBTに関する人権啓発出前講座などを実施するとともに、市民に向けた人権全般に関する相談窓口一覧のリーフレットの作成・配布も行っているところであります。平成30年から、市内の公共施設のトイレに性別などに関係なく利用しやすいように配慮した誰でもトイレの設置や表示、市で取り扱う申請書等の性別欄表記の見直しを行い、平成30年12月号の広報紙にはLGBTの特集記事を掲載したところでもあります。さらに、令和2年11月には、レインボーポート向日葵との協働事業として、指宿庁舎ロビーにおいて、多様な性が尊重されるまちづくりを促進するパネル展示や、市ふれ愛フェスタ、また、市生涯学習フェスティバルなどのイベントにおいて、LGBTを含む人権について、人権擁護委員と協力したパネル展示などを行ってきたところであります。

次に、継続的なものとなっているかとの御質問であります。市の職員への研修、教職員や児童生徒、事業所などを対象にした人権啓発出前講座の開催、相談窓口を掲載したリーフレットの作成配布につきましては、毎年、継続して行っているところであります。誰でもトイレにつきましては、必要に応じ、新たな設置や表示に努めていきたいと考えております。市で取り扱う申請書などの性別欄表記につきましては、平成30年度の見直し後、令和元年度に再度調査を行い、可能な限り、性別欄表記の省略を行っておりますが、今後も一定の時期ごとに見直しを行う必要があると考えております。

3問目のこれから考えていることはあるかという御質問であります。県内では今後、パートナーシップ宣誓制度の導入を予定している自治体があるようですので、連携協定の締結を視野に入れるとともに、引き続き、人権に関する研修、出前講座を通じて、性の多様性に対する市民の理解を広めながら、性的マイノリティに寄り添ってまいりたいと考えております。また、先ほど答弁をいたしましたけれども、その繰り返しになりますが、誰でもトイレは必要に応じて新たな設置や表示に努めてまいりたいと考えており、市で取り扱う申請書などの性別欄表記につきましても、一定時間経過後の見直しを行ってまいろうと考えているところであります。

残余の質問につきましては、教育長、そして、関係部長、課長に答弁をさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 人権としての性的マイノリティの問題について、教育現場での御質問をいただきました。

まず、これまで取り組んできたことにつきましては、各学校では児童生徒の発達の段階に応じて、性別に捉われず、多様性を認め合い、お互いに尊重することの大切さを理解する学習や取組を計画的に行っております。具体的には鹿児島県教育委員会が全校に配布した人権教育指導資料や副読本を活用しながら、小学校、中学校では色や服装、遊びの種類と性別の思い込みをさせないような指導や、自分らしさの意識化を図る学習を行っております。また、児童生徒の名簿の作成に当たっては、全ての学校が男女混合名簿を導入し、性の在り方に対する思い込みを減らすよう取り組んでおります。さらに、教育委員会としましては、学校に対して服装、トイレ、更衣室等の考えられる課題について、本人や保護者の心情に寄り添い、学校で対応できる配慮について取り組むように指導を行っております。

次に、最近の取組や継続していることとはということの御質問でございます。人種、性別、国籍などの違いを受け入れ、様々な多様性を認め合い、行動を促す、いわゆるダイバーシティ教育に関する研修や、性の在り方や性的指向について学ぶ性的マイノリティに関する研修などを、全ての学校で職員研修として年3回以上実施しております。研修としまして、差別なく男女問わず、一人の人間として尊重する意識醸成を行うことができるよう指導しております。今後も全ての学校で人権教育に係る研修を年間計画に位置付け、必ず実施するよう指導してまいります。

最後になります。今後についての指導でございますが、性的マイノリティに係る学習において、教職員のみならず、児童生徒向けにも、人権擁護委員や男女共同参画政策アドバイザー、多様性トレーナーなどを外部講師として、積極的に活用することが大切であると考えております。市内小学校・中学校におきまして、これまでに外部講師を活用している学校もございまして、今後はさらに専門的な知識を有する外部講師を活用した学習を取り入れていくよう、指導してまいります。

**○総務部長（坂元一博）** 自衛官募集事務に係る対象者情報提供問題について、いつ要請があったのかという御質問をいただきました。令和5年度の自衛官募集事務に係る対象者情報につきましては、令和5年3月17日に適齢者情報請求書を受理してございます。また、提出期限につきましては、6月5日までとなっております。

次に、情報提供は本人の合意を基本とすべきと思うがどうかという御質問でございます。個人情報保護に関する法律第27条では、あらかじめ本人の同意を得て第三者へ個人情報を提供することを基本としておりますが、法令に基づく場合、同意は不要と定められております。自衛隊への情報提供は、地方自治法施行令第1条に定められた法定受託事務として、自衛隊法及び同法施行令に基づくものであり、同意は不要と考えております。

次に、除外申請のための手続きは進めているか。いつ、何件の申請があったかという御質問でございますが、市では令和5年3月17日に適齢者情報提供書が提出されたことを受け、令和5年4月3日から5月31日までの間、危機管理課、各支所地域振興課にて除外申請書の受付を行いました。除外申請につきましては、1件の申請を受理し、対象者名簿から1名を除外してございます。

次に、指定管理者制度について、幾つの施設を幾つの団体に委任しているかという御質問でございます。令和5年6月現在の制度導入状況を申し上げますと、市内にある公の施設のうち、池田湖観光施設公園や道の駅いぶすきなど、33施設に指定管理者制度を導入しております。株式会社d a n k e nやいぶすき観光デザインなど、九つの団体に管理運営を委任しております。

次に、非公募の数と、それぞれの理由についてでございます。本市では指宿・山川のそれぞれの老人福祉センター、天然砂むし温泉施設砂楽、セントラルパークいぶすきの4施設のほか、22の体育施設を非公募で指定しており、現在、合計で26施設となっております。非公募で指定している共通の理由といたしましては、施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体に管理させることが、市の施策の円滑な推進を図る上で適当と認められることが挙げられます。そのほか、各施設の指定理由の一例としまして、指宿・山川の両老人福祉センターを管理している社会福祉法人指宿市社会福祉協議会は、地域における自主的な地域福祉活動の中核となり、市民の福祉活動の推進を行っており、公共性及び公益性の高い民間非営利団体であることが挙げられます。

**○教育部長（紺屋聖一）** 本と人とをつなぐそらまめの会をどのように評価しているかということでございますが、特定非営利活動法人本と人とをつなぐそらまめの会は、本市が初めて指定管理者制度を図書館に導入した平成19年度から現在まで継続して図書館指定管理業務を委任され、指宿図書館と山川図書館の運営を行っております。図書の専門職である司書資格者を指宿図書館に7名、山川図書館に4名配置し、NPO法人としてのノウハウや機動力を生かしながら、管理運営業務仕様書に掲げた業務を運営していると思っております。昨今のコロナ禍においても、必要な感染症対策を行いながら図書館を開館して、サービスの維持に努め、図書館利用者数や図書貸出冊数について、高い水準を維持していただいております。また、令和4年度に実施した館内アンケートでの結果においても、開館日、時間、スタッフ対応、使用手続き、設備の使いやすさ、施設で行っているプログラム、施設の清掃など、各項目で8割以上の利用者が満足、やや満足と回答しております。これは、図書館業務に携わる職員の一人ひとりが図書館運営に対する誇りと情熱をもって、市民サービスの向上に真摯に取り組んでいただいていることによるものと考えております。また、両図書館とも、国・県レベルの表彰を多数受賞するなど、対外的にも高い評価をいただいていることに関しては、市としても大変誇らしく感じているところでございます。

**○建設部長（高田博憲）** 新たに制定をされました、市営住宅家賃等の減免要綱についてのお尋ねでございました。要綱の内容につきましては、入居者及び同居者の収入月額が5万円以下の場合や、入居者等が6か月以上の療養を要する疾病に罹患した場合、又は災害により著しい損害を受けた場合、そのために支出をした額を控除した収入月額が5万円以下の場合に減免の対象とするものでございます。また、減免額は収入月額が2万5千円を超え5万円以下の場合には家賃の4分の1を、2万5千円以下の場合には家賃の2分の1を減免とするものでございます。なお、減免申請時におきまして、家賃を滞納している場合や、公営住宅法及びこれに基づく条例や規則等の規定を遵守しない場合などは、減免の対象外としているところでございます。

次に、周知につきましては、令和5年3月に全入居者へ減免概要のチラシ配布を行い、併せて、ホームページにも概要や申請に必要な書類を掲載をしているところであります。また、新規入居者につきましては、入居説明時に案内を行っているところでございます。

次に、申請につきましては、令和5年3月から申請を受付け、4月分の家賃から減免を適応しているところでございます。

県の減免規定と違うところは、減免承認後の最低家賃の設定をしたところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 人権としての性的マイノリティの問題について、答弁を詳しくいただきました。全体としての私の感想は、県内の自治体でも先進的役割を果たしているのではないかというふうに感じました。これについては、感謝申し上げたいと思います。答弁の中にもありましたが、継続的なものとするということも、一つの光かなというふうに思います。そこで、一つだけ伺いたいんですが、いわゆる理解増進法が国会で可決されたわけですが、これについて、LGBTQなど性的少数者の当事者たちを中心に願いに逆行するのではないかという批判があります。全ての国民が安心して生活できることになるよう留意するという条文が持ち込まれて、これはマイノリティにマジョリティの安心を脅かすことがないようにわきまえろよというものではないかという批判であります。また、差別があってはならないとしていたものを、不当な差別があってはならないとし、あたかも不当でない差別があり、それが許されるかのごときものになったという問題も指摘されております。当事者の思いは理解増進という名によるまやかしや言葉だけのものではなく、差別禁止を求めているわけですが、この件については、どのように考えるか、市長並びに教育長、お答えいただくと助かるんですけれども。

**○総務部長（坂元一博）** 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法でございますが、この法案成立過程においては、当事者団体から、今、議員がおっしゃるように、批判の声が上がっていたことについては承知しているところでございます。このような様々な課題が残る中で、大切なことは、今後、この同法に基づきまして、性の多様性を認め合い、誰もが個人の尊厳を尊重され

る社会を作っていけるかにあるかと考えているところでございます。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育委員会におきましては、令和3年の1月に中央教育審議会の答申で、令和の日本型学校教育の構築が示されまして、その中に、指導の個別化、学習の個性化というものが示されました。その示されたことで、さらに特別支援やマイノリティ、そういった子供たちに対しまして、児童生徒の一人ひとりに応じた指導内容、指導方法の充実を図り、自立や社会の参加に向けて、指導していかなければならないということで、研修を積むということが、一番の課題の解決ではないかというふうに考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 先般、総務水道委員会として岐阜県の関市に行ったわけですが、ここではLGBTフレンドリー宣言というのを行っていました。誰もが自分らしく暮らせることを目指してのLGBTフレンドリー宣言というのであります。その具体的な施策の一つとして、パートナーシップ宣誓制度が行われておりました。指宿市は県内で最初にパートナーシップ宣誓制度を行ったわけですが、いわばそのベースとなる、関市でいうところのLGBTフレンドリー宣言。後先になりますけれども、指宿市でもこういう宣言をして、この問題を大事に取り組みますよという宣言って言いますかね、そのようなものを考えてもいいのではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 岐阜県関市では、性の多様性を認め、全ての市民がお互いを尊重し合い、誰もが自分らしく暮らせることを目指して、LGBTに対する配慮に向けた取組を始めるとしたLGBTフレンドリー宣言を平成28年8月に行っております。パートナーシップ宣誓制度を本市が導入した1年後の令和4年4月から導入しているようでございます。本市では既にパートナーシップ宣誓制度を県内でいち早く導入していることから、改めてこのLGBTフレンドリー宣言のようなものを、今現在、行う考えはないところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 提案としては、させていただきましても、その宣言をしようがしまいが、その方向を目指すということであってほしいわけですので、そこにはこだわりは、私のほうもないわけであります。

それで、その性別表記の見直しについては、順次、やっているということですので、今後必要な見直し、あるいは事業の追加というのはやっていただきたいというふうに思います。また、先ほども出ましたけれども、理解増進法については、当事者からは、願いに沿ったものではないという、そういう批判もあるということ念頭に置いてですね、諸政策を進めていただくなり、当事者団体との連携を図るということもですね、一つの、できたから、全てこの法律で当事者の願いに叶っているということではなくて、当事者からはそういう批判があるということ念頭に置いてね、進めていただきたいというふうに思うんですが、今後の基本的な立場をお聞かせいただければと思います。

**○総務部長（坂元一博）** 基本的にこのLGBT、性的マイノリティの人々の個性は、誰もが自分らしく幸せに生活するために尊重されるべきものでございます。市民一人ひとりが性的マ

イノリティについて正しく理解し、性別や偏見の解消が図られるよう、積極的な啓発活動や当事者支援に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○17番議員（前之園正和） それでは、次の項目に行きます。自衛隊の募集事務に係る問題ですが、3月17日に要請があつて、6月5日が期限だったということですが、18歳、22歳、それぞれ何名の名簿提供になったのか。まだかと思いますが、教えていただければと思います。

○危機管理課長（竹山修一） 情報提供者にありましては、今年度18歳になる男女合計211名、今年度22歳になる男女294名、合計505名の情報を提供しているところであります。

○17番議員（前之園正和） 情報提供について、本人の合意を基本とすべきではないかということに対して、基本はそうだけれども、法令等で認める場合には、合意はいらぬという答弁でした。その具体的なものとして、適齢者情報について、自衛隊側から行政に要請ができるようになってきているという、これに、まず、法令の一つとして、認められた一つとして、提起、答弁があつたかと思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 自衛隊からの根拠につきましては、自衛隊法施行令120条等によってできる、規定に基づいて行っているところでございます。市の分につきましては、個人情報の保護に関する法律第69条第1項に基づきまして、この中で、法令に基づく場合は提供できるということでございますので、できるという市の判断でやっているところでございます。

○17番議員（前之園正和） これまでも何回も質してまいりましたが、自衛隊側からの要請はできるようになっていると、これは事実でございます。しかし、これに自治体側が応えなければならない義務はないというふうに、何回も答弁してきたわけです。それで、本人の合意があるのかいないのかという根拠として、この自衛隊側からの要請ができるということを述べるといふことは、根拠にならないと思うんです。これに応える義務が自治体側にあるのであれば、根拠になるでしょうけれども、自衛隊側から要請はできると。しかし、自治体側からこれに応える義務はないのに、合意がなくても出せるということは、法的根拠にならないと。市の判断でしかないというふうに思いますが、法令的根拠にはならないんじゃないでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 何回も繰り返すことになりましてけれども、個人情報の保護に関する法律第69条第1項に基づき、できる規定になっていることから、本市においてはできるとの市の判断でやっているところでございますが、これに関する防衛省と総務省の方から、技術的助言を踏まえた通知もあることから、提供できると考えているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 69条、ちょっと朗読していただけないでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 個人情報の保護に関する法律第69条。行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。第2項のほうに、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は

提供することができるとなっているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 一部、省略をされたんじゃないかと思うんですが、そこで、電子情報、あるいは紙情報での提供はできるようになっていますか。

○総務部長（坂元一博） 紙、もしくは電子情報、それはそれぞれの市の判断に基づいて提供しているところでございます。

○17番議員（前之園正和） その点については、住民基本台帳法の中に書いてあるのではないかというふうに思うんですが、閲覧ができるというふうになっているんじゃないですか。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時57分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（坂元一博） 自衛隊の閲覧の関係でございますけれども、先ほども申しましたが、個人情報保護に関する法律第69条第1項では、個人情報の提供を制限してございます。法令に基づく場合は提供できる旨が定められており、自衛隊への個人情報の提供は、自衛隊法及び同法施行令に基づき行っております。国のほうから、令和3年2月5日、技術的助言の中で、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことということを踏まえ、市として、市の判断で行っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 私は本人合意の問題で、自衛隊側から要請が来て、それに自治体が応える義務がないというのに、合意はいらぬという根拠にすることはおかしいということ、まず、指摘しているんです。それとは別にですね、住民基本台帳で認められているのは閲覧ですよということを知っているんです。ここには答弁ないんですね。

○総務部長（坂元一博） 繰り返しになりますが、国からの通知をもとに、この住民基本台帳上の一部写しを用いることについて、基本台帳法上の特段の問題を生ずるものではないと、これに基づきまして、市の判断で行っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 住基法の第11条に、どういうときに写しの閲覧ができるかということが書いてあるんです。そこには、閲覧ができるということしか書いてないですよということを知っているわけなんです。これに答えてください。

（発言する者あり）

○総務部長（坂元一博） 住民基本台帳法第12条の2に、住民票の写しの交付を請求することができるということもありますので、市として提供しているところでございます。

11条につきましては、閲覧させることを請求することができることと記載してございますが、12条の2においては、住民票の写し、この交付を請求することができるということとでございます。

○17番議員（前之園正和） 11条では閲覧しか認められていないと。紙ベース、電子媒体での提供は認められていないということによろしいですか。11条。

○総務部長（坂元一博） 11条につきましては、閲覧させることを請求することができるという形になっております。

○17番議員（前之園正和） 紙媒体、電子媒体は載ってないでしょう、認められてないでしょうって聞いているんです。

○議長（下川床泉） 前之園議員、11条はそうですけれども、12条でということも言っているんですけれども、そこはどうなりますか。

（発言する者あり）

○総務部長（坂元一博） 繰り返しになりますが、11条では閲覧をさせることを請求することができるとなっておりますが、12条の2においては、住民票の写しを交付することができるということで、国のほうから技術的助言で、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないという、これに基づきまして、市の判断で行っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 自衛隊側から要請はできるということははっきりしているんですが、これに定める義務はないとしながら、閲覧ばかりか文書提供もできるというふうに、これは市の判断ということですか。つまり、法的根拠を越えて市の判断が用いられている。それから、自衛隊側から、総務省側からの指導的文書があるとかいうことは、前々、議論しましたけれども、これは命令ではなくて、参考資料と、平たく言えば。いう程度の効力しかないわけです。それを、法的根拠がないのに、そういう判断とか、参考資料的なものを根拠にするということ、法治国家においてはですね、いかがなものかというふうに思うんですが、どうですか。

○総務部長（坂元一博） 国のほうからの技術的助言を受けて、市の判断で行っているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 憲法の精神は、本人の同意なしに個人情報を提供するのは駄目だと。プライバシーの侵害は駄目だとういうの、憲法の大本です。これを、市の判断とかいうことですね、行うのは、全くおかしいということをおし上げておきたいと思えます。

それからですね、除外申請については一応やったということで、ホームページと入居者にはやったということのようですが、1件しかないというのはですね、どこの事例を見てもですね、そんなはずはないんですよ。これは、周知の方法が徹底していなかったという裏返しだと思えるんですが、どうですか。

○危機管理課長（竹山修一） 今回の除外申請にあっては、ホームページのみの周知となりましたが、今後は、より多くの手段にて周知できるよう、他市の状況等も調査研究してまいりたいと考えているところであります。



○17番議員（前之園正和） 前、質問したときに、今年度については間に合わせる、除外規定については間に合わせるようにしたいということだったんですが、事実上は間に合っていないということじゃないでしょうか。

○危機管理課長（竹山修一） 今年度に限りまして、自衛隊協力本部からの協力依頼等も、ちょっと遅くなったことから、本市にあつては、4月3日から5月31日、2か月間の周知期間を、除外申請の受付期間を経て、実施したところであります。

○17番議員（前之園正和） 今年度分について、除外申請は間に合わせたいというふうに答弁をしたのは、その時点ではまだ、自衛隊側からの要請はきていない時点だったんです。きていない時点での判断として間に合わせたいということだったんです。それを考えればですね、間に合わなかったということには違いないと言えます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時07分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○17番議員（前之園正和） 住民基本台帳の第11条は、閲覧しかできないのに、なぜ紙ベースで提供するのかと問いましたら、住基法の第11条に対してはまともに答えられず、あたかも12条で認められているかのような答弁でしたが、12条は本人等の請求による住民票の写し等の交付についてであり、全く別なことについての定めであります。12条は市民が市に対して文書や電子データで住民票などが請求できるという話であり、市が自衛隊からの要請に紙ベースで応えることができるということでは全くありません。そのことを申し上げまして、次の指定管理者の問題について、進みたいと思います。

前回は質問しましたが、図書館を非公募にすることも一つの選択肢ではないかという提起をさせていただいたときに、前回の答弁では、図書館の指定管理者選定については、非公募にすることも選択肢の一つだと答弁されましたが、どういうことか、もう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○総務部長（坂元一博） 市では平成18年4月に指定管理者制度導入に係る指針を策定してございます。その中で、指定管理者を募集する際に公募によらない場合の条件を示してございます。想定される例といたしましては、公の施設の性格、規模、機能等により、公募に適さないと認められるとき、若しくは市の施策の円滑な推進を図る上で、施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体等に管理させることが適当と認められるとき。施設の管理運営に高度の専門的、学術的知識や技術が必要であると認められるときなどが挙げられているところでございます。なお、公募によらない場合、いわゆる非公募で行う際につきましても、外部の学識経験者を含む指定管理者候補選定委員会において審議を行った上で選定しているところでございます。

○17番議員（前之園正和） 指針の中を答弁いただいたわけですが、公募によらない場合、市長が特に必要と認めるときという中に、市の施策の円滑な推進を図る上で、施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体等にうんぬんとあります。それで、1回目の答弁で非公募のそれぞれの理由について答弁いただいたわけですが、それに合致するところについては非公募ということになっているのかと思いますが、そらまめの会については、非常に高い水準での運用をなされていると。外部評価も高いというふうにあったわけですが、そらまめの会は2006年に指宿市立図書館が指定管理者になることが決まった際に、自分たちのまちの図書館は自分たちで守るという思いから、地域住民が立ち上げた法人だと記してあります。目的が同じというより、図書館を守るために作ったNPOというほうが正確なのではないでしょうか。より綿密な関係だと思えますが、そらまめの会については、そういう意味で、公募によらない場合の特に市長が認めるときというののBに当たるのではないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○教育部長（紺屋聖一） 図書館の次期指定管理者候補者の選定につきましては、指定管理者制度導入に係る指針に基づき行われるものと考えております。先ほど、総務部長から選定方法について答弁がございましたが、今後、公募、非公募、直営のそれぞれのメリット、デメリットを踏まえた上で、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○17番議員（前之園正和） 非公募になっているこれまでのところは、市のほうで非公募のほうで妥当であろうという方針を持って、それで、選定委員会に掛けるとかいう手続はあるでしょうけれども、まず、市のほうでこれは非公募がよかろうという判断を持って進んだのだらうと思いますが、その点は間違いないでしょうか。

○総務部長（坂元一博） 募集の方法につきましては、原則、公募でございますが、施設によっては、施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体が指定管理者制度を導入する以前より業務委託において運営してきているものもございます。これらの団体は、施設の管理者運営に必要な専門的、学術的知識や技術を有しており、また、市や地域の関係団体との連携した事業展開が可能であることから、市の施策の円滑な推進を図ることができるメリットもございます。そういった、これまでの運営実績や公募とする場合の市場性の有無等を総合的に判断し、非公募での指定管理者の選定を行っている施設があるところでございます。

○17番議員（前之園正和） 公募にしましょうか、非公募にしましょうか、直営にしましょうかということ、いわゆるその白紙状態で選定委員会に掛けるんじゃないと思うんですね。一定の方針を持ってやると思うんですが、そういうことについて、そうでしょうかということを確認したいわけです。

○総務部長（坂元一博） そのとおりでございます。

○17番議員（前之園正和） それでは、そらまめの会は、いわゆる市が指定管理者制度を導入するというきっかけでNPOを立ち上げた。文字通り、図書館を何とかしたいという思い

で作った団体であります。これ以上の密接な関係というのではないのではないかと思います  
が、どうでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 先ほど来、申し上げましたけれども、図書館の次期指定管理者候補者の選定につきましては、指定管理者制度導入に係る指針に基づき行われるものと考えております。今後、検討していく予定でございます。

**○17番議員（前之園正和）** そらまめの会についての評価は高いものがあるということは、お答えいただきましたが、可能性の問題としては、そらまめの会が引き継ぐ、別なところになる、直営、これだけあるわけですが、いずれにしても、指定管理者が変わる、あるいは直営になるということにすれば、これまで蓄積してきたそらまめの会の蓄積した実績、ノウハウというのは、一度リセットされるということにならざるを得ないわけですが、これまでのことについてのそらまめの会の評価というのは、リセットしてもやむを得ないという程度の評価なんではないでしょうか。これは、行政のものとして、いわゆる引き継ぐべきもの、リセットさせてはならないという程度に高い評価なんではないでしょうか、その点を伺います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 仮に、他団体等が指定管理を行うこととなった場合におきましても、円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう引継ぎをしっかりと行うことと、仕様書で定めているため、サービスが著しく低下することはないと考えております。また、次期指定管理者も独自のノウハウを活用しつつ、実績を構築していくものと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 今までの実績はリセットしてもいいというふうに聞こえます。また、別なものができあがるんじゃないかというふうに聞こえます。その程度の評価なんですか。市長、伺います。

**○市長（打越明司）** 先ほどの答弁を越えるものではありませんけれども、今の段階でこれを、次の公募、非公募についての判断をするような状況が決まっているわけでも、評価を固めているわけでもありませんので、ここで公募、非公募に関わる形での判断は避けたいと思いますが、私自身は、これまでの活動、指定管理者になって以来の活動について、十分にその努力を認めているというつもりです。

**○17番議員（前之園正和）** 言葉では高い評価とか、外部評価も高いというふうになるわけですが、それは指定管理者が変われば、変わりのものができるでしょうか、引き継がれるでしょうか、その程度の実績ではないと思うんですね。もう少し高い実績を積み上げてきたのではないかというふうに思いますので、市長の特に認めるときには、いわゆる非公募の道があるわけですので、そういうことではですね、この設置目的が同じというよりも、図書館を運営するために作った団体であるということがはっきりしているわけですから、行政との連携ともいうのも、試され済みだというふうに思うんですね。いろんなことも一緒にやっけていっているでしょうし、そういう点では、そらまめの会のほうが望むなら、次のを引き継ぎたいという意志があるならば、非公募について真剣に、今が真剣じゃないという意

味じゃないんですけれども、前向きでという意味での真剣に、非公募による次をですね、目指すということもあっていいのではないかという提起をさせていただきたいと思うんですが、この場で即答はできないかもしれませんが、この評価というものをですね、それに値するものだというふうに位置付けるならば、その道が開けるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○教育部長（紺屋聖一）** 行政といたしましても、先ほどから高い評価をしていることは何度も答弁しておりますが、指定管理者候補者の選定につきましては、指定管理者制度導入に係る指針に基づいて、今後、行われるものと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 最終的には選定委員会だというふうにおっしゃいますけれども、選定委員会の長は、確か副市長だったのではないのでしょうか。そして、行政の関係者が大半だったというふうに思うんですが、それは間違いないのでしょうか。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 選定委員会の委員の構成につきましては、副市長ほか市の関係職員、そのほか、学識経験者と外部の委員の方々も含めて、構成をしているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 私が言いたいことは、副市長が長であり、大半は市の部長級だと思いますが、入っているということですので、選定委員会で、形としては選定委員会が最終的なものかもしれませんが、選定委員会の方向付けというのは、市がどういう方針を持つかで、基本的には決まっていくんじゃないか。選定委員会に、もちろん、掛けるわけですから、市の方針というのはどうかということに掛かっていると思うんです。そういう意味において、最終的には選定委員会だったから、どうなるかなじゃなくて、非公募にするならするんですね、やっぱり方針を持つのか持たないのかということがネックになるということでは、選定委員会ですよというふうには、答弁を求めないでいただきたいと思うんです。そういう意味での行政としてのお考えを伺いたいわけです。

**○市長（打越明司）** 選定委員会を開くまでの間に、市としてどういう方向性でいきたいかということは、当然、それまでの間に議論をし、先ほど部長が答弁したように、一定の方向性を持って臨むということになることが多いと思います。ただ、この件に、特定の今回の件につきましては、まだそのきちんとした検討、協議がなされていないということで、これまでの実績や、今、議員からの非常に強い御推薦をいただいておりますけれども、そのことを受け止めた上で、正しく判断をさせていただきたいというふうに思います。

**○17番議員（前之園正和）** そういう意味で、先ほども申し上げましたように、積極的にというか、前向きにですね、検討をしていただきたいし、これまでの実績というのは、それに値するものではないかと。一般的に評価しますよという程度のものではないということをおっしゃっていただきたいと思います。

それと、指定管理者制度については、最近、指宿だけではありませんけれども、官製ワーキングプアを生み出しているのではないかという指摘や見方もあります。そうならないようにすることが大事だと思いますが、その際は、公募にするにしろ、非公募になるにしろ、選定を受ける、指定をしてもらう団体の望むことは何かということを、十分に聴くことが大事なのではないかというふうに思います。そういうことですね、その辺についてのお気持ちを聞かせたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** 指定管理者につきましては、各年度の指定管理料の範囲内で運営していくことになると思っております。指定管理料につきましては、その辺も含めまして、しっかりと中身をですね、協議してまいりたいと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 契約がありますので、金銭的に係る契約は契約の範囲内ということに一般的になるわけですが、市の一般行政においても、物価高騰の折とかということで、社会情勢に鑑みてですね、追加予算を組んだりせざるを得ないことがあるわけですが、そういったことも踏まえれば、指定管理者、どこだけっていうものではありませんけれども、指定管理者との契約においてもですね、物価の高騰とかいうものへの配慮というのはですね、最初の契約を越えて、場合によってはあってもいいのではないかと思います。それは実際にやられていますか。また、今後、そのようなことは考えられることはどうでしょうか。

**○市長（打越明司）** あくまでも一般論として申し上げますが、様々な市が委託をしたり、お願いしている業務については、それぞれ適切に、例えばこの2・3年の間には、様々な資材の高騰であったり、光熱水道費の高騰であったり、定められておった金額ではなかなか立ち行かないといったようなケースがほかにもあります。それについては、それぞれ、運営上の約束事をしておりますので、その中で見直しがきくものについては、双方の意見の協議の上ですね、修正を掛けていくということは、特にあっても別におかしくはないというふうに思います。今、そらまめの会ということで言えばですね、前回の議論もありましたけれども、やはり実際現場でのいろいろな御苦勞や課題については、やはり行政の窓口もですね、胸襟を開いて、お互いに意思疎通を図りながら、お互いの望むところをですね、やっぱり常に意見交換をして、共有のものを築いておくことが大事だということで、現在もですね、そのことに向けて努力をし、改善はなされていると、なされつつあるというふうに、私自身は考えているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** 全国的な話ですが、公立図書館が指定管理者も含めて、非正規雇用の職員が増えていることを受けて、日本図書館協会から図書館職員の待遇改善を求める要望書が全国に発したというふうになっていますから、指宿にも来ているんじゃないかと思うんですが、来ているとすれば、どのような内容で、どのように受け止めたかをお聞かせいただけるとありがたいです。

**○教育部長（紺屋聖一）** まず最初に新聞で内容を見たところでございます。正規職員が減少しているという内容でした。低価格競争等による、低すぎる委託費は、図書館サービスの質の低下を招くという指摘がございました。指定管理者制度においては、モニタリングや連絡調整会等を行い、常に管理運営状況等を把握して、安定した市民サービス提供を行うための業務調整や情報交換を行っていると感じたところでした。

本市では、指定管理者とは毎月の定期報告のほか、年2回のモニタリングの際に、情報共有の場を設けております。また、日常的に電話やメール等で連絡を取れる体制をとっており、施設のトラブル等、課題が生じた際には、その都度、現地確認や打ち合わせを行うなど、その時々状況に応じて、柔軟かつ臨機応変に対応しているところでございます。

**○議長（下川床泉）** 届いているかどうかの答弁をお願いいたします。

**○生涯学習課主幹（鶴田重孝）** 公益社団法人日本図書館協会の理事長、植松貞夫様からの文書が、2023年5月31日付で発出されまして、指宿市で6月5日に受付をしております。こちらについては、非正規職員の処遇ということで、総務課で受付をさせていただきまして、生涯学習課にも合議をいただいているところでございます。

**○17番議員（前之園正和）** 私は、図書館協会からの要望書が来ているかどうかということについては、あえて執行部のほうにも言っていませんでした。あえて言わなかった理由は何かという、このことを質問するからということで、体裁のいい答弁を準備していただくのではなくて、感想、率直なところをお聞きしたいということで、この場で伺ったわけです。ですから、指定管理者でのところ、非正規の、例えば任用職員とか、いうことで働いているところについてはですね、待遇改善をしてほしいと。こういう状態があるから、してほしいという内容だったと思うんですよ。ですから、それに対してですね、ああそうかという、ちょっと総ざらいして見てみようかという感じになられたのかどうかということも含めて、ああ来ているからということで、これは例えば総務課だから、総務に回したよという程度に扱われたのかと、その辺をお聞きしたかったわけです。そういう点で言えば、内容について吟味が、必ずしもまともにされていないのではないかという感想をちょっと持ったんですけども、その、図書館協会が言おうとしている内容等については、この場で答弁できる方がいたら、答弁をお願いしたい。それができないんだったら、ちょっと、対応がちょっと完全にやられていないのかなというふうに思うわけです。

**○市長（打越明司）** 今の要望書については、私は読みました。各課に、稟議されたのが回ってまいりましたので、読ませていただいて、非正規職員を中心とした待遇改善がメインになっておりましたけれども、率直に私が読んで感じたことは、全国的にそういう課題が出ているということは理解をしましたが、こと、これが指宿について当てはまっているかどうかということとは別だと。指宿では、ほかのところと比べて、極めて劣悪な条件を求めていたりですね、というつもりは、私はそういう認識を持っていないなということでありました。いずれ

にしても、指宿の場合には、現在、運営をしているところとの間で、様々な状態の要望や改善については真剣に受け止めながら、それぞれ、意思疎通を図っているものというふうに、私は認識をしているところであります。

**○17番議員（前之園正和）** 最後の問題に行きます。答弁はお聞きしました。県並みの基準がなされたら、約2,500万の減免になるということは、これまで答弁をいただいておりますが、概算ですから、見込みですから、2,800万には当然合致はしないと思うんですけれども、大きくも外れないと思うんですよね。そういったことを考えれば、制度の周知が十分に行えれば、これに近い数字の実績が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、制度の周知という点です、必要な人は行き届いて申請がなされるということが望ましいわけですけれども、その制度周知についてですね、徹底していただきたいということを含めて、今後の取組を含めて、重ねて伺います。

**○建築課長（中吉竜治）** まず、周知なんですけれども、令和5年3月に全入居者に対して減免概要のチラシを配布して、併せてホームページにも取扱要綱や概要、申請に必要な書類等を掲載したところです。今後の周知につきましても、入居者に対しては、家賃決定通知書などを配布するときに、併せて同封する形で周知を図ろうと考えております。

**○17番議員（前之園正和）** 終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時48分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

**○11番議員（東伸行）** 11番、東伸行です。先日、山川みなと祭りが開催されました。昨年は神事と船団パレードのみでしたが、今年はコロナ前の従来どおりの開催をやるということになり、6月3日の土曜日の夜の花火大会を皮切りに、翌日4日早朝の神事から始まり、船団パレード、神輿や踊り連による街頭パレード、演芸会や活魚のつかみ取り大会。それから、自衛隊、海上保安署、警察署、消防署の協力による体験コーナー。そして、地元の農水産物の販売や食事の提供、多くの露店も出店し、大いに賑わいました。心配された天候もすばらしい快晴となり、2万人の来場と発表され、大変な賑わいでした。この日ばかりは、最近、特に言われる少子化、人口減少といったことを忘れさせる一日となりました。久しぶりの開催で、実行委員会としても不手際の面も多々ありましたが、無事、終了したことは関係者の皆様のおかげだと思っております。90回という伝統あるイベント、みなと祭りでございますが、来年に向けて、もっといろいろな趣向を凝らした祭りにしようと話しているところであります。実行委員会の一人として、市及び市民の皆様の御協力をお願いしたいと思います。それでは、通告に従いまして、質問いたします。

まず、1問目の西之表市馬毛島の工事関係者の受入についてであります。先般、この件について、県内の企業が新聞紙上で、工事関係者の宿泊や休日の居所を高速旅客船を使い、指宿市などへ分散すべきだと発表しましたが、指宿市としては、この件に関して、どのように対応する考えなのか、お考えをお聞きしたいと思っております。

次に、2問目の新たな農産物の栽培や食品加工業について。市内の企業、農家が行う事業について。まずは、①の資源作物、ソルガムについてであります。昨今の畜産関係の飼料の高騰による、農家の窮状を救うための作物として、大いに期待できるものと思われるが、どのように理解しているか。また、市としてどのように支援をしようとするのか、考えをおきたいと思っております。

②の開闢地域の企業が計画している農産物の加工業についてであります。この企業が令和4年8月に指宿産農産物の加工事業についての計画書を提示しております。また、市内の農業法人が旧山川小学校跡地で同様のことを計画しております。このことも含めて、その対応をどのようにするお考えか、お聞きしたいと思っております。

次に、3問目の山川水産加工団地の駐車場についてであります。以前に一般質問でも取り上げ、また、議会と語る会の際にも、加工組合側から要望もあった件ですが、加工団地の緑地帯を駐車場として使えないかとの要望について、その後、進展があったようであるが、現時点での状況をお聞きしたい。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 東議員より、幾つかの質問をいただきました。

まず、西之表市の馬毛島の工事関係者受入の件についてであります。現在、種子島には自衛隊基地施設等の建設工事によって、多くの工事関係者が来島していることにつきましては、報道等により、よく承知しているところであります。また、防衛省の資料によりますと、令和5年4月現在で、種子島に滞在している工事関係者は約870名。令和6年2月の工事のピーク時には、約6,000名が種子島島内に滞在する見通しとなっており、宿泊施設の不足などが懸念されているようであります。私が個人的に工事関係者の方々から話を聞きますと、このピーク時には、下請け等、いろんな関係の工事関係者もプラスされるであろうということで、さらにこの数は大きく膨らむのではないかというふうな見通しを持っているところであります。一方で多くの工事関係者が種子島に滞在をし、休日などを種子島島内のみならず、本市をはじめ県内各地で過ごされることが想定されることから、市といたしましては、工事関係者の方々为本市にお越いただき、観光をお楽しみいただくことを歓迎したいと考えているところであります。このように、様々なことが想定されておりますけれども、多くの方々をスムーズに受け入れるためには市内の交通機関、宿泊施設、飲食店など、各種団体を中心となって、受入協議会のような組織を設立をし、市としても、その設置に対して、各種の情報提供を行うなど、多方面から協力をしていきたいと思っております。既に関係者の



方々と、もう、その新聞報道等、以前から協議をしております、私のほうからは、この受入協議会についての準備、どういふ方々が参加を望んでいるかということについては、民間のほうで主導的に準備を始めてほしいということをお願いをし、また、市に対しては、どのようなことを期待するのかということも取りまとめてもらえないかといったような話を、既に行っているところであります。現在、指宿市でも情報収集を行っておりますけれども、今後、どのような時期にどのような支援ができるのか、工事の進捗に伴い、詳細な動きも見えてくると思われまますので、時期を逸しないよう、きちんと対応してまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係部長、課長に答えさせます。

**○農産技術課長（前菌洋一）** 市内の農家が、企業と連携して行っております、ソルガムの実証試験の取組の支援について、お尋ねであります。畜産農家におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢によりまして、飼料価格が高騰し経営が厳しい状況にあることは認識しているところでございます。市としましても、農家の経営安定や食料安全保障の観点から、粗飼料の生産拡大による自給率の向上は重要なテーマであると考えているところでございます。資源作物としてのソルガムにつきましては、飼料のほか、様々な活用方法が期待されているようですが、議員御指摘のとおり、市内の農家が企業と連携しまして、昨年ソルガムを試験的に栽培していることは承知しております。昨年は約20 aの作付けを行いまして、今年につきましては、約460 aに栽培面積を増やしているとのことでございます。実証試験として作付けをしておりますこのソルガムにつきましては、新品種として開発されたもので、草丈も5mから6mになるということですので、収量の面でも大幅な増加も期待されておきまして、飼料作物としましても、コスト削減につながると思われているところでございます。このような生産者の取組に関しましては、飼料確保対策としまして、今後、どのようなことができるのか、検討をした上で、各関係機関とも連携を図りながら、生育状況の確認ですとか、あと、栽培方法の指導等の技術的な面で支援をしたいというふうにご考えているところでございます。

**○総務部長（坂元一博）** 開聞地域の企業が計画している農産物の加工業について、市との関わりはどのようになっているかという御質問でございました。議員お尋ねの事業につきましては、当初、九州電力山川発電所内において、余剰熱を有効利用した農産物の加工工場設置の事業かと思っております。この事業につきましては、事業者と九州電力の間で協議を進める中で、使用する余剰熱の熱量等の調整がなかなかつかなかったため、山川発電所敷地内での事業実施については見送られたところでございます。しかしながら、提案されている事業は、本市の第二次総合振興計画の主要施策、農業の成長産業化、農産物の新たな価値創出と需要開拓、そして、指宿市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略のもうかる指宿プロジェクト地域産品を活用した新たな高次化産業の構築にも合致しておりますし、また、事業実施がなさ

れば、本市の産業振興の一助となることが期待されますので、市としましても、できる範囲の中で可能な限り応援していきたいと考えているところでございます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 山川漁港の外港緑地の駐車場の件でございます。山川漁港外構の緑地帯につきましては、駐車場用地としての活用ができないか、県と協議を進めてまいりました。当該緑地につきましては、県が整備を行ったことから、土地の名義を旧山川町から県に名義変更する必要があると考えておりましたので、県と協議を行ってまいりましたが、3月に県から名義変更の必要はないとの回答を得たところでございます。また、市としては、県が策定している漁港施設用地の利用計画の変更手続が必要と考えておりましたので、このことにつきましても県に確認を行ったところ、手続の必要はないと回答を得たところです。このことから、山川水産加工業協同組合には、これまでの経緯を説明した上で、市と直接外港緑地の利用について、具体的な協議を始めたところでございます。

**○11番議員（東伸行）** 2回目以降の質問に入ります。答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、1問目の馬毛島の工事関係者の受入についての件ですが、先ほど市長のほうから答弁をいただきましたが、市のほうとしては、関係団体、市内の業者、その辺のところと一緒にやっていきたいというふうには私は受け取りましたけれども、そのようなことでいいのか、再度、お願いいたします。

**○市長（打越明司）** こうしたものについては、できれば民間主導ですね、民間の方々が、この、特に3年間、随分、この雇用を失ったり、売上を失ったりという中で、ある意味、大きなチャンスだというふうに思いますので、是非、業界の各、それぞれの民間の方々がですね、動く中で、我々は必要なところをしっかりと背中を押していく。あるいは、応援をしていくということが大切なというふうに思っています。

**○11番議員（東伸行）** 分かりました。先ほど、第1回目の答弁の中でも、市長も言われたようでしたが、報道等でもありますけれども、これから工事関係者はますます増えて、先ほど答弁がありましたように、6,000人以上になる。それに付随する関係者も含めると、かなりの人数になるとの予測がされております。現地の工事関係者の話を聞くと、休日の人の過ごし方をどうするかが大きな問題として、その対応に苦慮しているということのようです。現場としては、大体の事業所が10勤5休という勤務体制になるようですね、これがいつから入るのか、最盛期になったら、そのような体制に入るといようなことのように。そうすると、かなりの人数がですね、休日を取るということになって、種子島全体を考えても、到底、捌ききれない状況が予測されると。それで、工事関係者の人たちが、それによるいろんな問題が出てくるので、それが一番悩みの種であるということをお聞きしました。そのためにも、是非、指宿をはじめ、本土のほうで、鹿児島県、その辺のところ、何とか休みの時の人数を受け入れて、快適に過ごせるような状況をとっていただきたいということ

も、工事関係者の方々から、私自身も聞いております。そこで、そういう中だったからでしょうけれども、最初に述べたように高速旅客船を所有している企業も、そう言えばどこの企業というのはもうすぐ分かりますけれども、その企業が取って新聞紙上で指宿ってということも挙げて、名乗りを上げたということのようです。ただ、先ほど申し上げたように1社だけで対応できる状況ではないのは、関係者の方は承知のようですね、とにかく、いろんなところに協力してもらわないと捌いていけないということもあります。その中で、やはり当地としてもですね、ホテル、旅館業の方、それから、関係する飲食店、それから観光施設等も含めて、それに対応すべき対策を取るべきだと思います。その中でですね、再度、お聞きしますけれども、先ほども市長はおっしゃっていただきましたけれども、市内の関係業者、各団体からの要請があればですね、いろんな意味で一緒に取り組んでいこうということであると、先ほどはちょっと私、理解しましたけれども、その辺のところも、再度、もう1回、お答え願えればと思います。よろしく申し上げます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 工事関係者がですね、休日等を利用し、本市を訪れ、観光を楽しむことを歓迎したいというふうに思っております。工事関係者がどのような休日を過ごすかなど、まずは情報収集に努めてですね、また、先ほど市長の答弁でもありましたとおり、市内の各関係機関、交通機関とか、そういったところも含めまして、まずはその受入協議会のような組織を設立しまして、市としましてもですね、その設置について、できる限り協力をしてまいりたいというふうに思っております。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。そういった中でですね、ある西之表の企業の方からの話なんです、できればですね、観光協会だとか市、そういうところでですね、西之表市、西之表港なり、その辺のところですね、案内所的なものを指宿が置いて、それで、皆さんの要望を聴いたりとか、そういう相談を受けたりとかいうのをやれば、なお一層、指宿のほうに、みんな目が向くと思うよというようなことも聞きました。そういうことについては、どうでしょう。どういうお考えでしょうか。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市の観光情報、そういったものにつつましてもですね、効果的な情報発信ができるように、様々な情報収集に努めますね、対応してまいりたいというふうに思っております。

**○11番議員（東伸行）** できれば、現地で動いてですね、そういう情報が取れるような場所を設けてということは、私もいいことかなと思いますので、その辺のところも含めて、検討していただきたいと思います。

これはちょっと、市長に答えていただきたいんですが、そうやって指宿が取り組むとなればですね、先ほど、最初のときに申し上げましたように、先に新聞紙上で表明した企業がですね、どういうふうな対応をとられるか。それは、もちろん一緒になってやっていただきたいと思うんですが、それについては、市長はそういうふうに対応されるおつもりでしょうか

か。

**○市長（打越明司）** 特定企業のことについてうんぬんは申し上げませんが、今、海の上の海上の交通についても、航路設定は意外と、航路航空路については、非常に免許が難しい、取り扱いが。臨時の、例えば馬毛島に直接、船を着けられるかどうかということも含めて、休日、今ある航路の設定以外にですね、もし走らせるとすれば、いろいろと手続が必要であります。関係企業も含めて、もう既にいろいろ意見交換をしまして、一定の方向性が出たら市に相談にも来ますからということで、お話をいただいております、できるだけこの指宿市を舞台にしてですね、たくさんの方々が集まる場所から、最も近い保養地、リゾート地でありますので、その役割を十分に果たせるように、最大限に考えていきたいなと思っています。人が多すぎるので、現地では単身で工事に行く方々も多い。今、言うその10勤5休ということであると、大体、我々もそう思っていますが、月に10日間は別の所で過ごすということでもありますので、当然ながら、家族と一緒に過ごしたりとか、そういったところも、遠くから来ている方々はですね、指宿を活用してもらえよう方法も考えたほうがいいだろうし、今、御案内のとおり人手不足で、宿泊業の方々はですね、部屋をフルに使うことができない状態。従業員不足という理由でですね。そういったところも含めて、いろんな可能性があるなど、活用の仕方はですね。そう思っていますので、難しい課題もあろうかと思っておりますけれども、このことについて、参加を、協力をしたいという皆さんについてはですね、是非、いい形で、みんなで答えが出るようなですね、取り組めるような方法、方向にリードしていきたいなというふうに思っております。

**○11番議員（東伸行）** 是非、そういう方向でやっていただきたいなと思っております。そうやってしっかりした対応を取ればですね、先ほど市長のほうもおっしゃいましたけれども、家族の方を含めればですね、毎日その運航して、こっちに着けてもらえるようになるということです、毎日数百人はもう確実に指宿に入ってくるということが想定されます。ですから、そういうことも含めるとですね本当に千載一遇のチャンスかなというふうに思っております。ただ、今、市長がおっしゃいましたように、今、ホテル業界がですね、人手不足で、宴会はなかなかもう取れないと、御遠慮願いたいというような状況もあるようです。ですから、取りたいけれども、人がいないというようなことも、多分、あるのかなと思います。だからといって、ほかでどうぞというわけにもいかないのかなと。本当にいいチャンスであるし、西之表からですね、指宿まで、先ほど市長の話も出ましたけれども、今の従来の航路を使って来てもですね、30分で来れます。往復1時間ですね。ですから、直通便を出してもらえれば、30分で来れるわけです。ですから、家族を指宿で待たせておいて、本人は西之表から来ると、馬毛島から来るということをやれば、妻帯者で来ている家族の人たちも大いに楽しみができると。独り者の人たちは、また、指宿もそうですし、鹿児島市にも行ったりとかってということもあるだろうと。ただ、家族連れとなると、やっぱりそういう観光地って

いうところに行きたいということがあるだろうから、温泉もあり、観光施設もありっていう指宿は非常に魅力的だよなっていう話を、私も聞きました。ですから、そういう中ですね、本当にいいチャンスであるということでもあります。そのためにはですね、やはり宿泊関係のしっかりとした料金体系であるとか、それから、関係する飲食店、観光施設等もですね、お客さんに本当、楽しんでもらうということを確認した上で、やっていただかないと、そのときだけやって、あとはどうぞというようなわけにはなかなかいかないと思いますので。また、その工事関係の方々是全国から来るっていうことですので、そういう方々が帰って、指宿にこうやって行ったけれども、なかなかいいところだったよということを書いていただけることも、非常に指宿の良さをですね、広めていくためには、いい効果が現れるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、是非ですね、その辺のところは、そういう思いをですね、市も一緒になって、そういう関係業者の方々と。先ほど、市長、ちょっと言いましたけれども、そういう協議会みたいなやつを早急に作っていただいでですね、それで動いていただくということにしたほうが上手く行くのかなというふうに思います。

それと、私も何人かそういう工事関係者から地元の方々の話も聞いたんですが、その指宿ということに関してですね、なんとか受け入れてもらいたいということで、非常に期待をしておりますということでしたので、せっかくのそういう思いが皆さんありますので、是非、その思いが叶えられるようにですね、みんなで一緒になってやっていければなというふうに思っております。この件については、これで終わりたいと思います。

次に、2問目の①になります。資源作物ソルガムについてですが、先ほどの答弁で支援の意思があることは確認しました。また、この作物はですね、アフリカ原産のようですけども、5大穀物の一種で、食用とか産業用に開発されたようで、品種、交配で、これだけの大きな背丈の5・6m、最大なるような作物なんですが、トウモロコシのようなのをイメージしていただければいいと思いますが、その実の部分はですね、糖度が14度、15度あるようで、去年からその実証を行っている農家さんたちの話を聞くと、豚とかですね、鶏とか、そういうところの餌であったら、もう群がって食っているということですね、非常にいい飼料にもなると。それから、茎とかその部分は、サイレージ、牛の餌とかですね、バイオマス燃料としてペレット状に作ってやっていきたいということで、将来的にはですね、そのペレット工場とか、そういうものも、この当地に造る考えもあるというようなことも言っておりますので、もちろん、今、実証の段階ですので、そこまで話が行くかどうか分かりませんが、上手く行けばそういうこともできるというような状況であります。ですから、そういう意味でもですね、是非、支援をやっていただきたいなという思いはあるんですが、その中でですね、地元のそういう農業者、市、それから、JAさん、企業というところですね、協議会のようなものをしっかり作ってですね、そことまた一緒になって、市にも参画いただいて、この事業を進めていくということもいいのかなというふうに思います。ちなみ

に、こっちでは新聞等が出なかったと思うんですが、宮崎のほうではしたんですが、宮崎県がですね、この県外の大手企業さんと、まず、連携協定を結びたいということで、先に連携協定をですね、結んでおります。それで、県、各宮崎県内の市町村、それから、農家さんと一緒になってですね、この農作物についての実証実験を始めたところですが、去年からもう当地では、民間の各農家さんが始めていましたので、実証実験としてはもう1年以上、この鹿児島の方が進んでおります。去年もう刈り取りもしましたので、私もそれを見に行きましたけれども。そういう意味ではですね、こちらのほうが進んでいるんですけども、ただ、宮崎県がですね、県が主体になって、そうやって協定を結んで、それから、各市町村に下してですね、やっている話もあるということなので、そういうところのほうが早くどんどん進んでいくのかなという思いもしておりますので、できればですね、協議会、あるいはその連携協定というようなことを結んで、やっていただきたいと思うんですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

**○農産技術課長（前菌洋一）** ただいま、協議会を設置をして推進してはどうかといったようなお話があったところなんですけれども、現状ではですね、企業のほうから連携協定についてですね、具体的な話は伺っていないところでございます。当面はですね、試験栽培におきます本市への適応性ですとか、あと、収穫作業における検討などですね、栽培面においてですね、検証の支援等をですね、行っていければなというふうに考えているところでございます。

**○11 番議員（東伸行）** 是非ですね、その辺のところも、農家さんとも相談していただいたりしながら進めていただきたいと思うんですが、実証段階ですので、本格的にっていうのはなかなかあれかもしれませんが、先ほど申しましたように、非常に今の農家さんのですね、特に畜産農家さん辺りのですね、飼料の高騰とか、そういうことから考えるとですね、非常に有望な作物であるなという思いは私もします。皆さん、専門家の方々、なおそういう思いもあるとは思いますが、そういうものを含めてですね、今、1農家さんが中心になってやっている状況です。こういう中で、飼料のそういう自給率の向上も期待できるものでありますので、市内の農家さんにですね、飼料作物として普及をするという考えはないか、その辺をお聞きします。

**○農産技術課参事（下尾泉）** ただいま、市内の畜産農家に対して、飼料作物としての普及は考えられないかという御質問でございましたが、この資源作物として活用できるソルガムにつきましては、飼料作物としても糖度が高く、特に飼料用トウモロコシと比較して、栄養価についても遜色のないものと思われまます。嗜好性の高い良質なサイレージが確保できるものと考えております。このことから、本市における適応性をはじめ、収量や嗜好性、あと、収穫機械による作業体系や栽培面に係るコストなどを検討し、飼料として活用できることの優位性を評価した上で、必要に応じて、地域の畜産農家に情報提供を行っていきたいと考えてお

ります。

**○11 番議員（東伸行）** そのようにですね、実現に向けて、対応をやっていただきたいと思えます。

先ほどちょっと話は出ましたけれども、収穫についての件ですけれども、5mから6mになるってことです。収穫機械がですね、非常に大型にならなきゃいけないということで、今現在ですね、この当地の地域でですね、御存じの方もいると思うんですが、ソルゴーといって、元々畜産の方々が植えていた飼料作物があるんですが、それは1mぐらいなんですかね、なってもですね。それを収穫する機械はあるんですが、そんな、5・6mになるものですから、そういうものでは全然要は足さないということで、大型の機械が必要になってくると。それがなかなか当地にもないと。それから、いろんなところでですね、大手の農機具メーカーさんに聞いてもですね、日本ではそういうのは作っていないと。要は、今あるのはドイツかどこかの機械がそれに相当するものがあるというようなことですね、実際、実証が終わってですね、いろんな実務段階になってくると、その収穫をどうするかっていう問題になってくるってことです。ですから、その辺も含めてですね、官民一体となってですね、機械についても、検討していく必要があるだろうというような話があるわけです。その辺に向けての、市としての見解はどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○農産技術課長（前蘭洋一）** 現状におきましてはですね、やはりなかなか国内において、大型機械がない状況でございますので、当面はですね、栽培管理面で、あまり大きくならないうちにですね、2度切りをするなどのですね、そういった面での対応のほうをですね、検討をしなければならぬだろうなというふうに思っているところです。一方ですね、やっぱり将来的に規模拡大ですとか、そういった方向で検討が必要な段階になったらですね、やはり先進事例等も調査をしながら、メーカー等もですね、含めまして、導入に向けた検討も必要になってくるだろうなというふうに思っているところでございます。

**○11 番議員（東伸行）** るる、聞いてまいりましたけれども、しっかりとした支援体制をお願いしたいことを思って、この点については終わりたいと思えます。

次、②農産物の加工業ということについて、先ほど答弁をお聞きしましたが、かなり細かな実施計画だったわけですがけれども、その内容等について、しっかりと検討をされたんでしょうか。その辺のところをお聞きします。

**○総務部長（坂元一博）** 内容については、検討はしているところでございます。

**○11 番議員（東伸行）** 先ほど、この企業については、九州電力の山川発電所内に余剰熱水を有効利用した事業への提案者であって、その最優先交渉権者の会社だったわけですがけれども、先ほど言われた、その熱水の温度の関係とか、そういうので断念したんだというような経緯の説明がありましたので、そういうことだったのかなというふうに思っておるんですが、この件についてはですね、先の答弁で、優先交渉権者を辞めた経緯については、お聞き

しましたが、その後の状況についてですね、担当部署等ですね、なんか聞かれたことはなかったのか、その辺のところをお聞きします。

**○総務部長（坂元一博）** 工場等を設置する場合などでございますけれども、特に水道光熱費とか、そういう免除をする制度とか、そういうのはないかということもございました。そういうことにおきましては、当該事業が該当する有利な補助制度等を御案内するなど、支援等を行っていきたいと考えているところでございます。

**○11番議員（東伸行）** その後ですね、この企業はですね、自社事業所の近くに土地を購入しまして、計画どおりのですね、地元農産物の加工工場を造る準備を進めております。市としてもですね、関係者との協議を重ねて、協力体制はできているようです。現時点としてはですね、その方向で進んでいるということ、この業者の方からお聞きしております。ですから、是非ですね、その方向で協力をしていただいて、支援をしていただきたいなという思いでございます。これは、要望でございます。

それと、この食品加工の件に関してですが、旧山川小学校跡地で計画されている、その食品加工ということの事業が、この間、地元のほうで説明会もございましたけれども、この農業法人のところですね、決定をされた経緯とか、その辺について、状況をお聞きしたいと思えます。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 学校跡地の利活用の事業候補者の選定につきましての経緯でございますが、まず、幅広く民間の方々からですね、どういう利活用の方法があるかといったような市場調査をやってみたいということで、サウンディング型市場調査というのを実施をいたしました。その中で、複数の事業者からいろんな御提案をいただきました。その提案を見ながら、これは民間事業者による利活用の可能性というのは、あるということ判断いたしました。その後、いわゆるその公募ですね、プロポーザル型の公募を行って、それにきちんと応募してきていただいたという経緯がございます。その上で、審査委員会を開きまして、事業候補者の選定に至ったと、こういうことでございます。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。よく分かりました。今、この開聞の会社、それから、今、山川小学校跡地でやられることもですね、どちらの事業も地域の農産物を有効活用して、そして、いわゆる規格外品を対象としたことから、食品ロスの削減を目指しております。是非、事業としても確立していただきたいと思いますところ。ですから、市としてもですね、これからそういう事業者の方々とのですね、支援体制をお願いしていきたいと思えます。

次に、3問目の水産加工団地の駐車場について、お伺いします。1回目の答弁で、現時点の状況はよく分かりました。県としてもですね、水産加工業者の皆さんの強い要望であるなら、市と加工組合で協議の上、駐車場として整備をしてもよいというような判断に至ったんだろうなというふうに思っております。ですから、確認のため、ちょっと質問いたしますけ



れども、場所としては、今、緑地帯となっている、どこからどこまでなのか。それから、土地の名義はですね、以前、先ほど部長のほうからも説明がありましたけれども、名義は市のままですということでしたけれども、それはそれで間違いないのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市の名義に関しましては、旧山川町時代に県のほうに譲渡をするということで、話が進んでおりましたが、そこがそのまま譲渡をされずに残っているということで、今現在は指宿市の名義という形で、そこは間違いないということでございます。

**○商工水産課長（宮地主税）** 該当する場所についてのお尋ねですが、山川保育園の隣接するところに公園がございます。あそこから、埋め立て地と福元区が接するところがありますが、そこからずっと南側のほうに下りていきまして、地島商店さんのところくらいまでが該当地域となっております。

**○11番議員（東伸行）** 道路沿いのところは、大体全地域っていった格好になるのかなという思いをしているんですが、細かいところは、また、あとでしますけれども。

あと、今、ちょっと出ましたけれども、山川保育園のその裏って言いますか、そこにも緑地帯があるんですが、加工組合としてはですね、保育園という場所柄もありますし、そこに駐車場っていうお考えはないということなんですが、ただ、そこをどちらが管理するかというようなことも懸念されているようでもありますけれども、その辺のところとしては、市のほうとしてはどういうふうな考えですか。

**○商工水産課長（宮地主税）** 今回、山川保育園に隣接する公園も使いたいという声もありまして、市としましては、これまであの公園に親しんでこられた地域住民の方々もたくさんいらっしゃいますので、そういった住民の方々の気持ちも汲みながら、この緑地帯の活用方法については判断してまいりたいと思っております。その上で、管理方法、活用計画がこの一帯にとってどのような形がふさわしいのか、今後、加工組合や地域の方々とちょっと協議を続けながら、判断してまいりたいと考えております。

**○11番議員（東伸行）** その辺のところはですね、是非、しっかりとした協議をしていただいて、中途半端にならないように、きっちりした状況でスタートするようにですね、お願いしたいと思います。

最後に、市長にお尋ねいたします。本日、こうやって質問してきたことはですね、観光、農水産業に関連しての、地元の皆さんがなんとかしよう頑張っていることを、市としてもしっかりと支援して、発展に結び付けていただけたらという思いで質問させていただきました。市長のですね、今日も、今回の一般質問の中にも、再三、市長の言葉で出てきたような気もするんですが、収入に応じた支出ということで、財政運営はやっていくんだということに関しては、私も賛同するところでもありますけれども、何もしないでは、その収入が増えていきません。収入が増えないと、支出も増えないわけですので、そういった意味で

すね、こうやって市民の皆さんがですね、いろんな知恵を出して、地域外のそういう企業とか、そういうところの協力も得ながらですね、頑張っていこうというような状況を、今、いろんなところで始められております。それは、検討をしてですね、なかなか上手くいくところや、これはいいと思うところ、いろいろあるんでしょうけれども、市としてですね、市長として、英断を下していただいて、できることが必ずあるのではないかということを含めてですね、今後のこういう方々に対して、市長としてですね、どういう対応をとっていきたいと思っているのか、それを、最後にお聞かせ願って、私の一般質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○市長（打越明司）** 今日議員のほうからは、商工業の関係や農業、あるいは水産業、水産加工業に至るまで、それぞれの分野で、今、意欲を持ってやられている方々のお話を取り上げていただいておりますが、それぞれの具体的な計画の中身や、それぞれ挑戦している方々の個別の思いも、私も直接伺っております。それぞれの皆さんですね、事業に対する意欲に対して、非常にまずは敬意と期待を表明しておきたいと思えますし、個別にやっぱりなかなか解決できないハードルが少しずつあるケースがありますので、それについては、可能な範囲で我々も応援していきたいというふうに思います。こうした問題については、そんなに大きな金額を活用するというよりも、いろいろと市のほうでできることは一生懸命手伝っていくということで、乗り越えられるものも多いと思いますので、いずれにしても、我々指宿市内ですね、様々な新たな試みに対して挑戦していく、そういうステージを作っていくということについては、非常に指宿としても頑張らなくちゃいけない分野だと思っていますので、これからもきめ細やかに対応し、できるところはしっかりとやっていきたいというふうに思います。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。終わります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分  
再開 午後 2時48分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

**○2番議員（松下知恵）** 皆さん、こんにちは。2番、幸福実現党、松下知恵です。いよいよ一般質問も私で最後になりました。先ほどまで、先輩議員の皆様の市のため、市民のため、その思いを市長にぶつける姿、大変勉強になりました。私も微力ながら、大好きな指宿市の発展のため、市民の方々の幸せのためと思い、今回も一生懸命勉強してまいりました。もうお疲れかとは思いますが、あと暫く耳を傾けていただければと思います。今回は広報いぶすき4月号にありました、まちづくりは人から、財政は稼げる市役所からの市長のお言葉をさらに深掘りして、市長の本気の思いをお聞きしたく、質問させていただきます。

それでは、通告に従い、質問いたします。

まず、稼げるまちについて。市長はかねてより稼げるまちとおっしゃっていますが、具体的にどのようなことをお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、稼げる観光地について。ALOHANAなまち指宿の具体的なビジョンについてお聞きいたします。まず、令和5年度の取組について、現在の状況を教えていただきたいと思いません。

最後に、ふるさと納税についてです。市のふるさと納税に対する返礼品にはどのようなものがありますか。その中でも人気の返礼品はなんのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 松下議員から、いよいよ最後の質問をいただいたところであります。

まず、稼げるまちについての思いでありますけれども、稼げるまち、指宿に來ればどんな仕事でも食べられるんだよと、そんなまちにしていきたいという願いの中から、私も公約に稼げるまちをつくりたいと訴えてきました。その一番基本になるのは、やっぱり物を作って物を売るということが基本になろうと思います。指宿は本当にいろんな意味で恵まれた、そしてまた、先人たちの努力によって、すばらしい畑かんを実行し、本当に気候と生産のその基盤には十分な土地だというふうに思います。また、三方を海に囲まれおり、水産業についても、まだまだ十分な潜在力を持っている地域だと思っておりますので、この物を作り、物を加工したりして、徹底的に売って稼ぐという、これが大きな稼ぐまちの柱の一つ。もう一つは、人を受け入れて、その中で主に稼いでいくという、指宿は鹿児島県の中でも最も発信力が強く、人々をどんどん受け入れていって、稼いでいくんだ。そういうまちのトップにならなければならない。そういう思いから、この二つを大きな柱として、稼ぐまちというふうに考えております。しかし、もう一つ、4月号に稼ぐ市役所というふうに書かせていただきましたが、これはこの議会でも少し議論されましたけれども、市役所が歳入改革、歳出の見直しだけではなくて、歳入の中でもっともっと本気になって稼げる方法を考えていかなければならないということで、昨年、さっそく着手したのは、市役所でふるさと納税の応援団のプロジェクトを立ち上げて、そして、様々な方に呼び掛けをし、協力をお願いをし、少しでも多くの歳入を確保していこう。併せて、この歳入確保では、プラスアルファがあって、そのことによって、地域の産品や地域の生産者に、本当の意味で市場感覚を持ったいい生産者を合わせて育てていくという思いもありましたが、これは歳入改革の一環として、ふるさと納税を位置付け、さらにまた、稼ぐ市役所ということで、新たな歳入策として、職員提案制等を、今、始めたところであります。この生産、加工、販売等の力を入れることについても、一番中心になるのは、やっぱり持続的なそういったまちを作っていくということで、最も力を入れていかなければならないのは、新しく農業に参入してくる方々、新規の就農者を育てる。あるいは、後継者を育てていく。今、頑張っている方々の中で、高齢化が進んでき

た方々には、もうできるだけ、自分の子供たちでなくてもいいから、若者にその技術を伝承をし、その人が持っている生産財を受け継がせていく。そういったことについて、市が特段のやっぱり力を入れていくということを目指していきたいなと思います。人を迎え入れて稼いでいく分野というのは、この観光業や飲食店関係とか、そういったところがありますけれども、あるいは特産品を作って、その工芸品等も含めて、お土産として買っていただく。そういう分野がありますが、その分野については、議員が、また、これから質問していただくと思うんですけども、いわゆる観光ビジョンを策定をし、そして、それをこの4月の1日から実行に移したと。大きな目標は5年間で2割という、その数字をしっかりと設けて、そして、基準点というのは平成元年においてあります。平成元年というのは、コロナの前の一番調子が良かったとき。ここを基準年として、令和9年まで、これから5年間の間にどこまで伸ばせるか。ここが一つの大きな目標であり、その中身については、また、それぞれの課から話はあると思いますけれども、これが私の稼げるまち。願わくば、10年以内にはそういう活発に稼げるまち。指宿に行ったら、必ず飯が食えると、そういうふうに言ってもらえるようなまちにしていきたいというふうに思っているところであります。

残余のものについては、関係の課長、部長から答えさせてもらいます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 稼げる観光地についての、観光ビジョンの令和5年度の実現状況ということで、質問をいただいております。令和5年3月に策定した観光ビジョンでは、目指すべきコンセプト、将来像として、ALOHAなまち指宿を掲げております。この将来像には、長年親しまれてきた、古き良き東洋のハワイのイメージを残しつつも、新たな指宿の魅力と人々の思いを調和させ、おもいやりと慎みを絶やさず、市民一丸となって心地よい時間を過ごすことができる新しい指宿を目指したいとの思いが込められているところです。また、今回のビジョンの明確な目標として、計画期間の最終年度となる令和9年の観光消費額を、令和元年と比較しまして20%増加させることとしているところです。この観光消費額の目標達成のため、各産業間連携による自然資源や食材などの高付加価値化を図るとともに、砂むし温泉を軸とした、周辺一帯の面的な整備。体験コンテンツや既存素材の磨き上げによる滞在時間の延長、そして、指宿の魅力を広く情報発信することによって、指宿ファンを増やし、将来的な移住定住も含め、域内の消費活動の促進による経済波及効果へとつなげたいと考えているところです。初年度となる令和5年度は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、地域資源調査に基づくアウトドアコンテンツ、インバウンド誘客戦略の策定や、観光ビジョンのコンセプトを踏まえた新たなキャッチコピーやロゴマーク、プロモーション動画の政策等を行う予定としているところでございます。

**○ふるさと納税課長（大山好美）** 本市のふるさと納税の返礼品につきましては、うなぎ、観葉植物、豚肉、マンゴー、魚加工品など、様々な種類がございます。令和4年度の寄附申込みで特に人気が高かった返礼品は、うなぎの蒲焼ハーフと刻みのセット、鶏のたたき、マンゴ

一、黒豚しゃぶしゃぶセット、かつおのたたき等でございます。これらの返礼品につきましては、毎年お申込みいただくリピーターの方もいらっしゃる本市の定番品となっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。市長の熱い熱い稼げるまちのビジョンがよく分かりました。

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。広報紙4月号に市役所も稼ぐ力と書いてありますが、具体的にどのような取組を考えているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** これからは税だけに頼るのではなく、市役所そのものが稼げるようになることも必要だと思っております。そのようなことから、市役所が保有する財産を活用した歳入確保策として、試験的に公用車の有料広告事業を実施いたします。取り外し可能な素材による企業広告を公用車の左右の側面と後方に掲載し、その広告料を納付していただくもので、本年度中に広告掲載企業の募集を行っていきたいと考えております。このほかの歳入確保策として、公共施設に企業名等の愛称をつける権利を一定期間において売却する、公共施設のネーミングライツ事業についても、来年度からの導入に向けて検討を進めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** なんとも斬新的な事業計画ですね。では、公用車の有料広告事業について、紹介がありましたが、何台の公用車を対象として、どの程度の収入を見込んでいるのか、お伺いいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 現在、市が所有しております公用車に、ごみ収集車などの特殊自動車や全ての職員が利用できますいわゆる共用車両がございます。今回、実施する公用車への有料広告掲載の試行につきましては、走行実績などを勘案いたしまして、20台の共用車両のうち、8台を試行対象の車両とする予定でございます。広告の収入についてでございますけれども、公用車1台当たり、月額5千円とする方向で検討いたしております。試行期間について、8台全ての公用車に広告を掲載することができますと、年間48万円の収入を得ることができるものと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、広告掲載希望事業者は広告を掲載する公用車を選ぶことができるのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務課長（濱上和也）** 今回、試行段階でございますので、運行実績の多い車両から順に、先着順に決定をしていきたいと考えているところでございますが、本格実施を行う際はですね、ただいまお話のありました、掲載したい車両についても、希望をとるようにしたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 公用車への広告掲載が望ましくない広告内容があると思いますが、どのように選定するのでしょうか。

**○総務課長（濱上和也）** 広告掲載の基準につきましてでございますが、指宿市有料広告等掲載

取扱要綱に基づき、掲載できる広告は市民生活に関連するものと定めておまして、かつ、市の品位を損なう恐れがあるものや、風俗営業に該当するものなどは掲載できないものとしております。

**○2番議員（松下知恵）** はい、ありがとうございます。是非、広告掲載された事業所が反映して、さらに稼げる事業所へと発展していくことを願っております。

では、先ほど、ネーミングライツ事業についても検討を進めているという答弁がありましたが、どのような事業なのか、お伺いいたします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** ネーミングライツ事業は、一般的に施設等に一定期間、愛称を付ける権利を法人等に売却するものでございます。具体例といたしましては、鹿児島県が所有する県立鴨池陸上競技場には、白波スタジアム。そして、鹿児島市が所有いたします鹿児島市民文化ホールには、川商ホールという愛称が付けられております。この事業において、法人等は広告手段を得ることができます。また、自治体、指宿市としましては、ネーミングライツ収入による財源を確保することができるということになります。本市におきましても、新たな歳入確保策の一つとして、導入に向けた検討を進めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ネーミングライツの導入を予定している公共施設はどこでしょうか。また、どれぐらい歳入を見込んでいるのか、お伺いいたします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** 現在、制度設計中でございます。市内の公共施設でどういう施設が対象として望ましいのか、あるいは、その愛称を求めるにおきまして、そのガイドラインといったようなものを策定をし、この案につきまして、市民の方々がどう思われるかということもございますので、パブリックコメントを実施していきたいと、こういうようなことを考えております。正に、こういったことで制度設計中でございますので、対象施設の選定、それから、どのぐらいの収入が見込めるのかといったようなところにつきましてはですね、導入に向けて検討を進めている段階でございまして、今のところ答弁をするのは、少し難しいかなというふうには思っております。ネーミングライツ導入に向けたガイドライン等の策定などがですね、整いましたら、議員の皆様にもお知らせをすることといたしております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。報告を楽しみにしております。公用車の有料広告事業など、大変面白いアイデアだと思いましたが、広報紙の4月号で、市長は職員や市民からのアイデアを募ると書いていらっしゃるんですが、職員からのアイデアはどのように募るのか。昨日の同僚議員の質問とも重複いたしますが、お伺いいたします。

**○経営改善推進室長（木下英城）** さらになる財政再建を推進していくためには、市役所そのものが稼げるようになるということの検討が必要でございます。そのために、昨日も答弁をさせていただきましてけれども、今年度は新たな歳入確保策について、職員から幅広く提案を求

めるために、職員提案制度を実施することとしているところでございます。繰り返しになりますが、新たな歳入確保策についての職員提案制度ということになります。なお、優秀提案につきましても、来年度以降での事業化に向けて、庁内で協議を行いまして、必要な予算措置等を検討していきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 職員提案制度については、昨日の市長のお話や同僚議員の質問に対する答弁でよく理解いたしました。では、広報紙の4月号に稼げる市役所に向けて、市民のアイデアを募ると書かれてありましたが、どのような方法を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 市民の皆様とは、これまでも区長さんや自治公民館長、地区役員の方々を中心とした、各地域の意見交換会や、農業や観光、商工業等、様々な分野のリーダーの方々、市政に御協力いただいている各種団体の方々とも、積極的に語り合う場を設け、あるいは会合に参加させていただくなど、市政運営に対する御意見に耳を傾けてまいっているところでございます。これからもそうした機会を通じて御提案も含めて、様々な御意見を伺いながら、稼げる市役所の実現に向けた取組に生かしていきたいと考えております。

**○市長（打越明司）** 総務部長の答弁に加えてですね、4月にそういった稼ぐ市役所を今年の重点的な取組をやりたいということで、広報したところ、気の早い方からもう翌日にですね、提案を持って来られた市民もおられまして、既に直接、市役所にもお手紙で提案をしてくる方々もおられます。それぞれ、本当によく、一生懸命考えてきていただいたんだなというふうに思うものもありますし、今、話がありましたように、いろいろと意見交換会をこれからもやっていきますので、そういうところでもアイデアを募りたいと思いますが、今回、この議会でこうして職員提案制度を始めるということを明確に決定をし、来月、実行する予定でありますので、この間、また、市の広報などを使ってですね、改めてですね、市民からのアイデアを募るということを呼び掛けたいなというふうに思っているところです。

**○2番議員（松下知恵）** 今、市長からも答弁いただきました。ちょっと重複するかもしれないんですけども、本当に市長が自ら足を運んで、市民の声を聴こうと努力されている姿というのは、本当によく分かります。でも、やっぱりそういう会合に行けない高齢者の方とか、お仕事等を持っていて、都合が悪くて行けないっていう方たちもいらっしゃるんですが、そのような市民に対して、稼げる市役所実現に向けた提案を募集する考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 市長からも答弁がございましたが、これまでも市民の皆様からは直接お話を伺ったり、又はお電話をいただいたり、あるいはお手紙をいただくなど、御提案、御意見をいただいているところでございます。また、こうして議会の場で、様々な御質問、御提案をいただくことも、市民の皆様の声を議員の皆様がお伝えしていただいているものと受け止めているところでございます。まずはこの日々の市政運営の中でいただく御意見を参考

にさせていただきながら、これはというアイデア等をいただきましたら、市の施策にも生かしてまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 市民の方々は市の財政がどうこうと考えていないので、中には突拍子もないアイデアを出す方もいらっしゃるかもしれません。でも意外とそういう素人の考え、アイデアにヒントを得られることもあると思います。なので、是非、市民の声に耳を傾けていただきたいと思います。

広報紙の4月号に働き手が足りないと、稼げるものも稼げないと書かれてありましたが、働き手不足を解消するために、働きたい人が求めるスキルアップ講座や、仕事から離れていた人が復職するための講座等ができないのでしょうか。この方々が職に就いたり復職したら、市の活性化、稼げるまちにつながっていくのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**○総務部長（坂元一博）** 最近、リスキリングという言葉が盛んに使われております。学び直しとも呼ばれておりますが、非常に大切なことだと思っております。職場から一線を退かれた方々などが、リスキリングを経て、僅かな時間でも働き手として復帰し、頑張ってもらえますと、まちの全体の雇用の力となり、働き手が足りないという状況を少しでも緩和できるのではないかと思うところがございます。市としましては、例えばパソコン関係のスキルアップ等であれば、市民講座をはじめ、デジタル等の活用に関する講習会、あるいは、民間事業者が行っている相談会等、一人親家庭の親が看護師や介護福祉士、保育士などの資格を取得される際には、自立支援の給付金の給付など、御要望に応じて、そうした機会や支援制度があることを御紹介してまいりたいと考えております。また、外国人技能実習生が日本語を学ぶ場など、リスキリングの場が足りない分野や、このようなことをしてほしいというものがあれば、検討していく必要があるのではないかと考えているところがございます。さらに、市としましても、現在、市内事業者の働き手不足の緩和の一環としまして、フルタイムの勤務は難しくても、2時間、或いは3時間といった短時間の勤務であれば、働けるといった方々も潜在的にはいらっしゃるのではないかと考えております。先進地の事例も参考にしながら、時短勤務、いわゆるプチ勤務の制度設計に向けて、検討を進めているところであります。仕事もマッチングにつきましても、可能な限り、支援してまいりたいと考えているところがございます。

**○2番議員（松下知恵）** 答弁いただきましたような取組は、大変すばらしいと思いますが、この件に限らず、広報等でお知らせしても、なかなか市民の方への周知が行き届いていないということが、本当、多々あります。是非、周知徹底をしていただけるように努力してください。市民講座というと、生涯学習を目的にしたものが多いですが、働くためのスキルアップ講座のほか、他自治体では市民が積極的に市政や地域活動に参加してくれるような協働の担い手の育成を目的とする講座を開設し、大成功している自治体もあります。是非、市民力を活用して、さらなる稼げる市役所を目指していただきたいと思います。



同じく、広報4月号の中の市役所の持っている様々な財産を活用しとありますが、現在、使われていない市の施設を利活用する予定はないのでしょうか、お伺いいたします。先般、山川水産加工業組合と議会と語ろう会を実施した中で、後継者や技術を継承する人材の確保に苦労しているという話を伺いました。山川地域には市の施設である旧山川庁舎や旧山川幼稚園、旧山川中倉庫、旧利永小学校といった、使われていない施設がありますが、これらを後継者や技術を継承する人材の訓練施設として利活用することができないのでしょうか、お伺いをいたします。

**○総務部長（坂元一博）** 市では総合施設の総合的な管理を行うため、指宿市公共施設等総合管理計画を作成し、市が管理する施設について、効果的、効率的な活用を図るとともに、活用が見込めないものについては、解体や売却、譲渡等を進めながら、維持管理費や将来の建替え、更新費用の抑制を図ることとしております。お尋ねの旧山川庁舎や旧山川幼稚園、旧山川中倉庫につきましては、施設の耐震性や老朽化などにより、用途廃止としております。今後、売却や解体撤去を行っていく施設でございます。このようなことから、後継者育成などの訓練施設として活用することは困難であると考えております。なお、旧利永小学校につきましては、引き続き、利活用を検討してまいりますので、各産業における後継者育成などの訓練施設や職業訓練所としての活用希望がある際には、御相談いただければと思っております。

**○2番議員（松下知恵）** それぞれに思い入れや愛着のある施設です。老朽化などによる用途廃止は致し方ないと思いますが、旧山川小学校や旧徳光小学校のように新たに生まれ変わり、市民のために活躍する施設になるというのは大変嬉しいことです。先ほどの職員や市民のアイデアを募るとありましたが、是非、市内外の方々のアイデアを募り、知恵を結集して、旧利永小学校も市にとって大きな利益を生む施設になるように願っております。

次に、稼げる観光地について、令和5年度の取組の現状をお聞きいたしました。では、観光ビジョンの実現に向けて、どのような体制で事業を進めていくのか、お伺いいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 観光ビジョンの実現に向けて、具体的事業の推進並びに進捗管理、効果検証等を行うため、令和5年4月25日に宿泊業や農業、漁業、商工業等の各団体から組織する指宿市観光・経済戦略会議を設立いたしました。この会議は、関係団体が計画している事業や要望等の共有を図り、行政主導ではなく、官民一体となって観光施策に取り組み、持続可能な観光地を形成していくことを目的としております。また、会議の下部組織として、幹事会、専門部会も組織し、今後、定期的な会議の開催を通じて、観光ビジョンに沿った事業提案や、既存事業の磨き上げ、進捗管理を行いながら、稼げる観光地を目指したいと思っております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。4月25日に指宿市観光・経済戦略会議を設立し、今後、定期的な会議の開催を通じて、魅力ある観光振興につなげたいという答弁をいた

できました。先ほども産業振興部長よりビジョンをお伺いしたんですけれども、もうちょっとこうビジョンっていうのは、何て言うのかな、もう本当、しっかりと描かないといけないと思うんですよ。家も設計図がないと建ちません。船も飛行機もその到着点がしっかり決まっていなければ進まないんです。是非、もう少し、市民の方にも分かるように、明確に、具体的にビジョンを描いて、是非、私も共有させてください。私もありありとALOHANAなまち指宿のビジョンを描きたいと思います。

次に、また来たくなる観光地づくりについて、お聞きいたします。私事で申し訳ありませんが、また来たくなる観光地と聞いて思いつくのが湯布院です。娘たちが小さい頃、毎年のように訪れていました。湯布院駅から湯の坪街道まで850m、徒歩でただ歩くだけだったら11分。そこに、年間380万人の観光客が訪れるのだそうです。それほど全国の人を魅了するものがあるのだと思います。そこで、ALOHANAなまち指宿、また来たくなる観光地づくりとはどのような取組を行うのか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** また来たくなる観光地づくりですが、観光ビジョンにおける基本戦略において、観光客の満足度や愛着度、再来訪意向の向上を図るため、観光客がストレスなく周遊できる環境づくりや、観光客のニーズを捉えた観光スポットの整備を行うことで、観光客のみならず、市民にとっても利便性が良く、賑わいのある観光地づくりを目指していくと定めているところです。また、目標を達成するための行動計画を示すアクションプランとして、通りの賑わい創出や指宿港海岸整備と連動した、一体的な整備を想定した、まち歩きしたくなる仕掛けづくり。既存の観光拠点のブラッシュアップを目的とした、観光拠点の整備、二次交通の改善などを図るための交通アクセスの改善、充実を計画しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、コロナ禍前の令和元年と令和4年の観光入込客数はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 令和元年と令和4年における本市への観光入込客数についてでございますが、令和元年が371万541人、令和4年が284万2,188人となっており、令和元年と令和4年を比較しますと、86万8,353人、23.4%の減少となっております。

**○2番議員（松下知恵）** コロナ禍は、もう本当に仕方のないことではありましたが、コロナも5類になり、これからですね、楽しみにしております。先ほどの湯布院もそうですが、目的となるような場所、体験、景色など組み合わせて、指宿ならではの魅力をつくるのが大事だと思います。そういう意味で、今、指宿で最も成功しているのが、菜の花マラソンではないでしょうか。そこで、いぶすき菜の花マラソン大会のように、リピーターも多く、経済波及効果が高い新たなイベントを実施することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 本市におきまして、1月上旬に開催されるいぶすき菜の花マラソン大会や、いぶすき菜の花マーチ、いぶすきフラフェスティバルなど、本市の三大イベント

をはじめとして、四季を通じて、様々なイベントが開催されているところでございます。また、イベントの開催を通して、市内宿泊施設の経済効果はもとより、飲食店や土産物店、バス、タクシー事業者などへも効果が波及しているものと考えているところです。このように、イベント開催は本市の多くの業種に経済効果をもたらすことから、重要であると考えておりまして、既存の各イベントにおいて、アンケート調査を実施し、参加者満足度やニーズ把握に努め、サービス内容の向上や課題等、改善を行っているところでございます。まずは既存イベントのさらなる充実に努め、参加者やリピーターの増加を図っていきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ただいまの答弁からも、新しいイベントを企画し、実施することは難しいということも分かりました。ゼロから新しいものをつくり出すというより、今あるイベント、例えば、ALOHANAまちに一番コンセプトがマッチしていると思われるフラフェスタに付加価値を付け、指宿の持つポテンシャルを引き出せないか、今後、是非、御検討いただければと思います。

次に、国内外への情報発信の強化について、お伺いいたします。具体的にどのような情報発信を行っているのか、教えていただきたいと思います。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 市では、国内外に対し、様々な情報発信を行っており、主に国内に向けては、InstagramやFacebook、LINEといったSNSを活用し、旬な観光の情報等を発信しているところです。海外に向けた情報発信では、昨年度、台湾向け情報発信としてJR九州、鹿児島県観光連盟と共同で特急指宿のたまたま箱をメインとしたYouTube動画を配信したほか、香港向けとして、霧島市と連携し、香港で人気のYouTuberを招聘し、YouTubeやInstagramを活用した情報発信などを実施したところでございます。本年度はインバウンド誘客戦略を策定する予定としておりますので、それに沿い、エリアやターゲットを絞った情報発信に取り組んでまいります。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。外国人観光客の誘客について、具体的な取組をお伺いいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 鹿児島県や鹿児島県観光連盟と連携し、旅行会社、航空会社等招聘事業、観光商談会、観光展を活用した情報発信に加え、旅行会社へのセールス、団体旅行商品のバス運行に対する助成制度などを設け、外国人観光客の誘客に努めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** これからは海外へ目を向けて行ってほしいと思います。お隣の宮崎県はテレビのニュースなどでもたびたび取り上げられていますが、県内の特産物や日本ではあまり売れないものでも、ちょっとした工夫で海外で大いに受け入れられています。なので、指宿においても、外国人観光客も、是非、積極的に呼び込んで、ただの観光ではなく、未来につながるような目的性を持った観光をと考えます。指宿には世界に誇れる産業がたくさん

あります。その産業を実際体験していただくことにより、国内外からの移住者を増やしたり、産業の販路を広げたり、観光から人口を増やし、産業を活性化させるようなものを、是非、考えていただきたいです。もっともっと指宿の魅力を打ち出し、リピーターを増やすような観光地を目指してほしいと思います。

先ほどの答弁の中に、指宿のたまて箱の話もありましたが、指宿らしさと言えば、指宿のたまて箱も、その魅力の一つではないでしょうか。このいぶたまを活用して、観光客を呼び込むということではできないのでしょうか、お伺いいたします。

**○観光課長（山下浩二）** JR九州の特急、指宿のたまて箱と連携した取組としましては、昨年度、指宿のたまて箱が博多駅と門司港駅間を特別運行した際には、車内でノベルティのプレゼントなどの観光PRを行うと同時に、博多駅におきましても、観光ブースを出展し、近隣市町や鹿児島県と合同で観光PRや特産品の販売等を実施いたしました。また、東京都内において、JR九州と連携し、指宿のたまて箱と指宿の観光プロモーションを実施したほか、本年5月5日のこどもの日には、車内で子供向けの塗り絵やペーパークラフトのプレゼント、観光案内等を行ったところです。指宿のたまて箱は、依然として高い人気を誇り、本市においても重要な観光素材の一つとなっていることから、引き続きJR九州とは連携を密にし、多くのお客様に御乗車いただき、本市にお越いただけるよう取り組んでまいります。

**○2番議員（松下知恵）** 今後もJRと連携して、積極的な取組を期待しています。

稼げる観光地について、最後の質問になります。国体の多目的トイレについて、お伺いいたします。令和5年4月に開催された、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会、指宿市実行委員会第6回総会において、成年女子ソフトボール競技会場の開聞総合グラウンド内の仮設の多目的トイレが削除されていましたが、なぜ設置しないようになったのか、お伺いいたします。

**○スポーツ振興課長（田之上浩康）** 令和2年当時、成年女子ソフトボール競技会場の開聞総合グラウンド内には、仮設の多目的トイレを2棟設置する予定で計画していたところでありま。しかしながら、令和5年への延期に伴い、鹿児島県や実行委員会の開催基本方針である簡素・効率化や経費削減による見直し方針に基づき、令和元年に開催したリハーサル大会において利用者が少なかったことや、栃木県の開催市では仮設の多目的トイレが設置されていなかったことなどから、設置の有無等も含め、全体的な会場設営等について、県の競技団体等とも協議を重ねてきたところでございます。このような経緯を踏まえ、仮設の多目的トイレは設置しない方向で、実行委員会の専門委員会です承をいただき、先日の総会でそのような報告をさせていただいたところでもあります。

**○2番議員（松下知恵）** 国体と言えば、全国から選手ばかりでなく、その関係者、家族がたくさん訪れます。成年女子ソフトボールと言えば、過去のオリンピックでも金メダルを取るなどして、人気競技だと思っています。競技を観戦する方の中には、障害を持っている方ばかり

りではなく、小さい子供さんを持つ若いお母さんたちもたくさんいらっしゃいます。子育てを経験した女性の立場から、やはり多目的トイレがあるのは本当にありがたいものです。多目的トイレは総合体育館の多目的トイレを使ってほしいとのことでしたが、実際、グラウンドから体育館まで歩いてみましたでしょうか。グラウンドを出ると、ずっとなだらかな坂で、体育館に入っても、多目的トイレは奥のほうにあるので、そこに辿り着くのに車椅子で、小さい子供さんの手をひいてというのはとても大変かと思われまます。国体は観光客を呼び込むという観点からも、おもてなしの気持ちは大事だと思います。なので、是非、多目的トイレの設置を、今一度、検討していただけないでしょうか、よろしく申し上げます。

**○産業振興部長（野元伸浩）** 議員御指摘のとおり、先日の総会において、委員の方々からも開闢総合グラウンド内の仮設の多目的トイレについては、設置してほしいと、そのような声をいただいたところでございます。そのような声を踏まえまして、再度、実行委員会事務局内において、今後、決定する会場設営の施工業者と協議、検討を重ねながら、予算の範囲内において対応できるよう、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 是非、是非、設置していただきたいと思います。

経費削減ばかりやるのは腕の悪い経営者。サービスの本質とは何か。顧客の満足を得ること。市長、どなたの言葉だと思われまますか。恐らく、市長が尊敬しておられると思う、松下幸之助先生の言葉です。未来に価値を生むものには投資は必要だと思います。ここで、市長にお伺いいたします。今、日本全国が総観光地化している中、指宿は差別化していかなければならないと思います。売れる指宿、稼げる指宿をつくるために、指宿にわざわざ訪れなくなる理由をつくるのが大事だと考えまます。そこで、市長として、魅力ある指宿とはどのようなまちであるとお考えでしょうか。新しい観光ビジョンを推進する上で、魅力ある指宿の考え方を伺いいたします。

**○市長（打越明司）** 私の師匠の言葉をいただきまして、初心に帰って頑張りたいと思いが、新しい観光ビジョンを推進する上で、魅力ある指宿というものをどう考えるかという、非常に難しい質問をいただきましたけれども、今、日本中がそういったものの競争を始めているというふうに思いますが、指宿にこれは私たちの努力ではなくて、正に天からの授かりものということでお預かりをしている、天然砂むしをはじめとする、ここにしかないものが幾つもあります。そういった意味では、指宿に来なければ味わえないもの、体験できないものは既にあるというふうに、私は思っていますし、例えばの話ですけれども、開闢のそうめん流しの経営改善の中で、あそこのそうめんのたれというのは、実は、もうあそこで手作りで作っている、オンリーワンであります。販売されているものはありません。それを販売しようかという話が、かつてもあったし、今回も議論がありました。しかし、私はそれは駄目だと。願わくば、来なければ食べられないというふうにしておこうと。そして、その来なけ

れば食べられない、その独自の手作りのそうめんの味というのを、できるだけ宣伝しよう  
と。あそこは手作りのそうめんのたれを作っていると知らない方が、実は指宿市民にもたく  
さんおられるので、そういったことを含めてですね、やっぱり来なければならない理由はた  
くさんつくれると思いますが、私が松下政経塾をはじめ、いろんなその時代に、観光地と呼  
ばれるところをたくさん訪ねました。そして、いろんな、なぜそういうふうにしていったの  
かということを含めてですね、勉強させていただきましたが、現在、よく言われるシビックプライ  
ドという言葉がありますけれども、やはり一番大きなことは、指宿市民がこのまちにあるそ  
れぞれの財産に対して、非常に誇り高い気持ちでいるかということとはとても大事だといふ  
ふうに思います。前は広報でも一度、呼び掛けたこともありますけれども、このまちの持つ  
ているものの価値というものを、指宿市民が本当にその評価どおりに理解をしているのかとい  
うふうに考えると、少し、本当はすごいものがあるのに、すごいと思っていない。朝晩、毎  
日見ているとですね、そげん大したことないという気持ちになる方もいるのかもしれませんが、  
外から来られると、これはすごいと思われるものも、指宿はたくさん持っている。そう  
いった意味では、小学生、あるいは、もっと子供の頃から、やっぱり指宿のいいものに対し  
て経験をさせる。あるいは、味あわせる。そういったことが非常に大事だといふふうに思  
います。やっぱりまちの方々が、自分たちのまちは何を売りにして、何をもち、これからも  
成長していくのかということ、できるだけ多くの市民が理解をしている。それを誇りにし  
ているということは、とても大事なことであり、そのことは絶えず絶えず、我々も発信をし  
ていく必要があるな、ということを感じているところであります。もう一つはですね、今、  
例に挙げた湯布院もそうですけれども、湯布院とか黒川っていうの、サイズが非常にいいサ  
イズですので、集中的な投資もしやすいですし、コンセプトをしっかりとみんなで共有する  
ことがしやすい場所ですけれども、指宿はそれよりも少しサイズは大きい。しかし、まちと  
してはコンパクトなサイズであります。そういうまちの中で、このまちの持っている色と言  
いますか、匂いと言いますか、空気と言いますか、そういったものが、明らかに感じられる  
地域と、あまり感じられない地域があるといふふうに思います。今、議員が指摘したような  
地域はですね、明らかにほかのまちと違う空気、違うものを持っているところ。そういった  
ものに触れた方々は、その味わいや色や空気というのを、再び思い出して、もう一回行っ  
てみたいといふふうになるんだといふふうに思います。そういう意味では、指宿もですね、  
総花的に全てを追いかけるのではなくて、それぞれのところですね、皆さんの五感に強く  
記憶を残してもらえよう工夫をしていくことが大事かなと。そういう意味では、実はこ  
のフラダンス、フラフェスのときもそうですし、今度の、また、近づいてくる祭りにしても  
そうですけれども、音というのを非常に大事に考えておまして、フラフェスのときには、  
まちに入った瞬間にいろんなところでアロハな曲が流れていると。アロハの姿を見ることが  
できるということ徹底することが大事だろうなといふふうに思いますし、また、祭りが近

づいてくると、どこに行っても祭りの準備が目映る。祭りの音楽が聞こえてくるというのは、とても大事だというふうに思います。いろんな意味で、観光客の方々、指宿を初めて訪れた方々に、その目に映るものだけではなくて、耳に聞こえるもの、舌で味わったもの、体で体験したもの、そういったことが記憶に刻まれるような、そういう取組が大切で、そういうことをしっかりとできるまちが、本当に観光で稼げるまち、訪れたいまちになるのではないかなというふうに、私は考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。本当に、どんな辺りなところでも、先ほど産業振興部長もおっしゃったように、SNSとか、いろんな、インスタとか、ああいうところで、もう紹介されたら、どんな辺りなところでも、ここに行きたいってなったら、みんな行くんですよ。だから、やっぱりそういうものを指宿にも、是非、なんか作ってほしいということと、あと、松下幸之助先生言葉の中で、自分を説得できないと、その販売はできない、その商品は売れない。説得できない、お客様を、ということをちょっと思いました。だから、本当にここに住む私たちが、まず、指宿を本気で好きになって、それを説得、自分自身を本当に説得して、そして、お客様にというか、観光客にですね、伝えられるようにならないといけないなということを、今、感じました。ありがとうございます。

次に、ふるさと納税について、お聞きいたします。先ほど、稼げる観光地づくりでも提案させていただきましたが、目的性を持った、人を呼び込む返礼品をと考えます。返礼品の中で、そのような体験型の返礼品がありますか。

**○ふるさと納税課長（大山好美）** 体験型の返礼品としましては、いぶすき菜の花マラソンに出走できる参加券、砂むし温泉を体験できるペアチケット、ゴルフプレー付き宿泊券、観光名所を巡るタクシーチケット、シーカヤック体験チケットなど、ここ指宿でしか体験できない返礼品がございます。これらの体験型のふるさと納税を活用して、実際に本市を訪れ、体験していただくことにより、本市の魅力を感じていただけているものと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。では、どのような方に寄附していただいているのでしょうか、お伺いいたします。

**○ふるさと納税課長（大山好美）** 本市のふるさと納税をしていただく方としましては、生まれ育ったふるさと指宿への思いがある本市出身の方はもちろん、全国の数ある自治体の中から、本市の返礼品に魅力を感じて選んでくださる方が多いようでございます。さらに、観光で本市を訪れ、観光資源や市民のおもてなしに触れたことで、本市のファンになった方で、本市を応援したいと寄附をくださる方も多くいらっしゃいます。また、指宿を訪れたことのない方が体験型の返礼品をきっかけに、実際に足を運んで、観光のまち指宿を満喫することで、指宿のファンになり、新たな寄附にもつながるものと期待しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 指宿市の出身の方だけではなく、観光とリンクしているのが嬉しいで

すね。これからも体験型の返礼品を含む、指宿市の魅力を感じられるように工夫していただければと思います。

先ほど、毎年リピーターの方もいる定番品をたくさん紹介していただきましたが、実際、返礼品を取り扱っている市内の事業者の皆さんの売上は増えているのでしょうか、お聞きいたします。

**○産業振興部長（野元伸浩）** ふるさと納税の返礼品の事業者につきましては、本年4月1日時点で132の事業者が登録をしているところです。これまで、地元の方や限られた事業者としか取引のなかった市内事業者が、ふるさと納税をきっかけとして全国の方々に直接、返礼品をお届けすることができ、商品を知ってもらうことにつながるものと考えております。ふるさと納税の寄附額につきましては、令和3年度が約14億7,000万円。令和4年度決算見込みが約17億1,000万円であります。寄附額が増えることによって、返礼品を取り扱う市内事業者の売上が増えることとなりますので、地域活性化に大きく貢献しているものと考えているところです。また、本市には農畜水産品から食品加工品、旅行商品と一次産品から三次産品まで多様な産業、商品がありますので、事業者育成と地域産業全体の底上げを行いながら、選ばれる返礼品の開発等に取り組み、寄附増額を目指していきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。ちょっと私は市長に水を差すような考えを持っていたんですけども、私はどちらかというと、ふるさと納税は稼げる市役所の真ん中においてよいのだろうかと思っていました。返礼品は市のPRになる面はありますが、納税者側もただで貰った物を次に自腹で買おうとするのかずっと疑問でした。市内の事業所の売り上げ増につながるかは分からず、ただ、市内の事業者の方々が市へ依存度を高める結果になるのではないかと懸念しておりました。でも、今の答弁もお聞きして、市内の事業所の皆さんの売上増につながっているということで、安心いたしました。

それでは、いただいた寄附金はどのような事業に使っているのですか、お聞きいたします。

**○財政課長（東忠孝）** 指宿を応援してくださる皆様からの寄附金は、指宿市ふるさと応援基金に積み立てられ、その活用については、条例において、食料供給都市の実現に関する事業、健康産業都市の実現に関する事業、雇用観光都市の実現に関する事業、生活充実都市の実現に関する事業、国際共栄都市の実現に関する事業に活用できると定めております。寄附者には、この五つの事業と、使い道を市長に任せるという六つの項目から選択していただいております。このことを踏まえまして、本市ではこれまで雨水対策やごみ収集運搬など、生活環境に係る事業、山川小学校スクールバスの運行管理や小中学校教育推進など、教育文化に係る事業、インバウンド対策や商工業振興対策など、産業経済に係る事業、健幸のまちづくり推進事業や母子保健推進事業など、保健医療福祉に関する事業など、様々な事業に活用して



いるところでございます。本市を応援してくださる多くの方々からの御寄附によりまして、様々な事業に取り組むことができいております。この場をお借りしまして、寄附していただいた方々に改めて感謝を申し上げます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。全国的にふるさと納税は返礼品代や大手サイトへの委託経費などの事務経費の増加により、住民サービスに充てられる寄附額の減少という課題もあります。私はふるさと納税として、税金を集め、商品として納税者に還元する余力があるのなら、市は減税する余裕もあるのではないかと考えております。でも地域振興策や市への依存ではなく、自助努力してやる気につながるような制度としてふるさと納税が機能すれば素晴らしいと思います。安易な返礼品競争にならないように注意していただければと思います。長野県ではガチながという共創型ふるさと納税受付サイトを開設したそうです。返礼品を設けない、使い道で選ばれる寄附を拡大し、ふるさと納税の制度本来の趣旨に沿った運用を図ることにしたそうです。納税者が長野県の発展のために寄附の使い道を選ぶことができるのだそうです。寄附金の使い道次第では、地域の活性化や地域の変化にもつながります。指宿市なら、例えば指宿図書館、NPO法人そらまめの会などは、全国的にもその活動は大きく評価されております。全国的には、是非、応援したいと思っている方もいらっしゃるのではと思っています。そういう地域で頑張っている団体への寄附など、納税者に選んでいただくふるさと納税も、是非、今後、御検討いただければと思います。

最後に、市長の熱い思いを聴かせていただきたく、質問いたします。今回、稼げるまち指宿について質問させていただくに当たり、私自身も同じ松下でありますし、市長も松下政経塾の第2期生ということもあり、以前より尊敬しておりました松下幸之助先生の考えを勉強しました。その中で、一番感銘を受けましたのが無税国家です。国も自治体も予算は1年で使い切るのが基本ですが、幸之助先生は経営者の立場から、それは大きな目標は達成できない。単年度主義による予算の使い切りには無駄がある。余剰があるなら、翌年に繰り越して、本当に必要なものに使う。また、積み立てることが有効な使い道だと主張されました。9割の予算で今までどおりの仕事をして、余らせた1割を積み立て、その積立金の利子で納税者の負担を減らす。この松下幸之助先生の考えの下、実際に約900億円あった借金を見事にゼロにして、財政再建を成し遂げた自治体もあります。市長はこの無税国家構想をどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

**○議長（下川床泉）** 通告してありましたか。

**○市長（打越明司）** 通告にはなかったやつですけれども、塾生であったときの思いを思い出しながら、答弁をしたいと思います。この無税国家論というのは確かに非常に勉強させていただきました。今、言われたように、使い切らずに残しながら、それを積み立てて、最終的には税を集めなくてもそれが運営できるようになるはずだというのが、当時の塾長であった幸之助さんの思いであります。もう一つ、大きなセットが国土創成というですね、小さな島

国なので、少しでも山を切り開いて、大地を生み出して、その中で、殖産興業を興し、その土地代もですね、稼いで、随分稼げればですね、今ぐらいの税金は利子で稼げるはずだという時代。ちょうど、当時は、私は塾にいた頃はバブルが始まった全盛期でありまして、また、幸之助さんがこの生きてきた時代っていうのは、ずっと右肩上がりの経済成長と高い銀行利子で支えられていた時期であります。年々、貨幣価値が小さくなっていくという時代で、それを基に、例えば再建団体に陥りそうになった鹿児島県もですね、昭和30年代に、そのインフレのおかげで助かったということもありますけれども、そういった面から見ると、今、随分状況が変わったなというふうには思います。ただ、幸之助さんのそのときのそういった、経済は一流だが政治は二流だと。そして、政治の中にはまだまだ工夫が足りない。やっぱり商売をしていく思いを考えれば、もっともっと地域経営、自治体経営っていうのは上手くできるはずだという、その思いは、脈々と私は受け継いできているつもりであります。いい教えを思い出させていただいて、ありがとうございました。これからも頑張りたいと思います。

**○2番議員（松下知恵）** すいません、ありがとうございます。何事にも始まりがあり、その始まりの思いを、それを成し遂げるには、情熱、熱意が必要です。市長の情熱、熱意を共有させていただき、指宿の発展のためのお手伝いをさせていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時59分 |
| 再開 | 午後 | 4時08分 |

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第53号上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第53号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

案第53号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について。

主なものは、ヘルシーランド露天風呂源泉蒸気配管の修繕に係るもの及び指宿商業高等学校における空調機の修繕に係るものなどについて計上するものであります。

そのほか、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（坂元一博）** それでは、命によりまして、追加議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第53号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。別冊の令和5年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第3号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億3,384万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目4温泉施設費、節10需用費96万8千円の補正につきましては、ヘルシーランド露天風呂源泉蒸気配管の修繕料を計上するものであります。

款9教育費、項4高等学校費、目1学校管理費、節10需用費190万3千円の補正につきましては、進路指導室空調機取替に係る修繕料を計上するものであります。同じく項6保健体育費、目2社会体育施設費、節10需用費300万円の補正につきましては、開聞総合グラウンド屋外トイレの便器等取替に係る修繕料を計上するものであります。同じく節14工事請負費300万円の減額補正につきましては、山川勤労者体育センター改修工事の入札執行により修繕料と同額を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金287万1千円の補正につきましては、説明欄にお示しの財政調整基金からの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時13分

**○議長（下川床泉）** 憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第53号（質疑、委員会付託）

**○議長（下川床泉）** これより、質疑に入ります。

御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第53号については、各常任委員会の所管に従い、分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

### △ 散 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

6月22日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、6月22日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後4時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 新宮領 實

議 員 恒吉太 吾

# 第 2 回 定 例 会

令和 5 年 6 月 28 日

(第 4 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

令和5年6月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第41号 財産の無償貸付けについて
- 日程第3 議案第42号 財産の無償貸付けについて
- 日程第4 議案第43号 財産の無償貸付けについて
- 日程第5 議案第44号 指宿市税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第45号 指宿市印鑑条例の一部改正について
- 日程第7 議案第46号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第53号 令和5年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第51号 令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第52号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第47号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第48号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第49号 令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 審査を終了した陳情
  - 陳情第1号 いぶすき映画祭並びに「映像研いぶすき(仮称)」設立運営に関する陳情書
  - 陳情第2号 新型コロナのワクチンの6回目接種が進められつつあるが、アメリカやイギリスを始めとする多くの国で既に接種は中止されていることを市報などで広報するか、接種券の送付時にその趣旨の文書を同封することを求める陳情
  - 陳情第3号 ワクチン接種歴と病気の関係の統計を取ることを指宿市が

指宿市医師会へ呼びかけることを求める陳情

陳情第4号 市役所職員のワクチン接種歴を市報などで公表することを求める陳情

陳情第5号 公文書開示で交付した文書のコピーを取り、それを各担当課で5年、総務課で10年間保存することを指宿市は行っているとしているが、その根拠規定がないので、文書取扱い規定などに、そのことを明文化することを求める陳情

陳情第6号 「地熱の恵み」活用プロジェクトの資金の流れを確認するために、指宿市の銀行通帳のコピーの閲覧ではなく、通帳本体そのものの閲覧を求める公文書開示請求を行い、一部開示決定が出たにもかかわらず、依然としてコピーの閲覧しか許可されなかったため、改めて本体の閲覧を許可するように議会が市へ働きかけることを求める陳情

陳情第7号 令和4年春の市長選直前に陳情書は市内へ「地熱の恵み」活用プロジェクトの不正を証拠と共に述べるなどしたビラ（A3で4種類）を配布したが、一般市民の方から市役所にはビラの内容についての問い合わせがないとされるので、昨年6月議会へ内容確認の陳情をしたが、私的なビラだとされ、内容確認がされなかった為、その内容の確認を執行部へ市議会がすることを再度求める陳情

陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書

陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書

○日程第16 議案第54号 指宿市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○日程第17 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

○日程第18 閉会中の継続調査について

○日程第19 議員派遣の件

○日程第20 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

## 1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

2 番 議 員	松 下 知 恵	3 番 議 員	山 本 敏 勝
4 番 議 員	前 原 五 男	5 番 議 員	東 勝 義
6 番 議 員	西 田 義 哲	7 番 議 員	新宮領 實
8 番 議 員	恒 吉 太 吾	9 番 議 員	田 中 健 一
10 番 議 員	吉 村 重 則	11 番 議 員	東 伸 行
12 番 議 員	西 森 三 義	13 番 議 員	井 元 伸 明
14 番 議 員	新川床 金 春	15 番 議 員	福 永 徳 郎
16 番 議 員	高 田 ちヨ子	17 番 議 員	前之園 正 和
18 番 議 員	下川床 泉		

---

1. 欠席議員

1 番 議 員	中 村 昭 二
---------	---------

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	坂 元 一 博
市民生活部長	富 永 敏 尚	健康福祉部長	出 島 雅 彦
産業振興部長	野 元 伸 浩	農 政 部 長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	高 田 博 憲	教 育 部 長	紺 屋 聖 一
山 川 支 所 長	中 島 裕 一	開 聞 支 所 長	山 下 秀 一
市 長 公 室 長	渡 部 徹 也	総 務 課 長	濱 上 和 也
経営改善推進室長	木 下 英 城	財 政 課 長	東 忠 孝

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	池 水 拓 也
主幹兼調査管理係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁



## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、田中健一議員及び吉村重則議員を指名いたします。

## △ 議案第41号～議案第43号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第41号、財産の無償貸付けについて、から、日程第4、議案第43号、財産の無償貸付けについて、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、議案第41号から議案第43号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって同意すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第41号について。地域貢献として、イベントの開催や災害時の避難所としての施設の開放など、地域に根差した交流施設としての提案がされているようだが、具体的にどこが解放されることになるかとの質疑に対し、災害時の避難所については、体育館として使用されていた屋内運動場や、事業に使われていない空き教室などが開放されると考えている。また、イベントの開催として使用する場合は、事業者との協議のうえで、市内外の方々にも屋外運動場が開放されると考えているとの答弁でした。

実地調査等の中に、指定用途に沿った使用をしているか、定期又は必要があるときに調査できるものとするところがあるが、定期的に調査をするということかとの質疑に対し、学校跡地の周りに住んでいる方々への住環境に悪影響を与えるような騒音や臭いなどの調査を定期的又は必要があるときに行うことは、地域住民の方々にも理解をいただき、学校跡地がうまく活用されるために大事だろうと思っている。市としても、当初提案のあった事業内容のとおり実施をされてるかどうか確認はしっかりとやっていく必要があると考えているとの答弁で

した。

意見として、学校跡地を使っただけは大変ありがたいことだが、市民の避難のために施設の開放をするというような文章が、この契約書に書かれていないようなので対処していただきたいというものがありました。

次に、議案第42号について。クラフトビールの醸造をされるということだが、具体的にどのような提案があったのかとの質疑に対し、地元のパッションフルーツや徳光スイカなどの特産品を使ったフレーバーな地ビールを開発していきたいという説明があった。また、地元の食材を生かしたレストランも併設して、そこで提供していきたいということであるとの答弁でした。

クラフトビールを製品化するに当って、どの程度の期間を要するのかとの質疑に対し、事業候補者の説明によると、来年の夏ぐらいの販売開始を目標にしているということで、8月に無償譲渡して、1年後に製品化されると思われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第43号について。法人名がおかえり集学校ということだが、どのような事業を行っているのかとの質疑に対し、全国15か所で事業を展開している会社である。おかえり集学校のおかえりの意味は、子供も含めて地域の皆さんどうぞ学校にお帰りなさいというお気持ちが入っているという説明を受けた。他地域で展開されている利活用事例においても、お年寄りから小さなお子様まで、みんなが使えるようなスペースを設けて、地域に開放しているようである。旧徳光小学校でもそのような活用がされていくものと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号から議案第43号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、同意であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第43号までの3議案は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第44号及び議案第45号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第5、議案第44号、指宿市税条例の一部改正について、及び、日程第6、議案第45号、指宿市印鑑条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ付託されました、議案第44号及び議案第45号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第44号について。森林環境税はどのようなもので、どういうところに使われているのかとの質疑に対し、令和6年度から新たに課税される。市町村が課税する住民税の中に、国税分として1人1千円賦課徴収し、森林のかん養や、人材育成、間伐材などの整備事業等に使われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第45号について。マイナンバーカードのスマートフォン利用に対するセキュリティー対策はされているのかとの質疑に対し、スマートフォンに搭載されるのは暗証番号になり、個人情報流失することはないとの答弁でした。

職員へのセキュリティーに関する教育は指導しているのかとの質疑に対し、マイナンバーを取り扱う全職員に対して、注意事項や機器の操作についての研修を1年に1回必ず行っている。また、年度途中で異動になった職員に対しても、その都度、研修を受けさせているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 議案第44号並びに45号それぞれに反対の討論を行います。

まず、44号についてです。改正部分の一つに、森林環境税の導入に伴い、個人住民税均等割と合わせて1人年額1千円を徴収する内容となっています。森林対策の環境税については、財政を国民に求めるのではなく、温室効果ガス排出の原因者たる大企業にこそ負担を求めるべきですが、国民には低所得者でも課税する一方で、大企業の負担はゼロです。国民に負担を求めるのではなく、大企業にこそ応分の負担を求めるべきとの立場から、本議案に反対をいたします。

次に、第45号についてです。マイナンバーによるコンビニ等での多機能端末機において、印鑑登録証明書の交付を申請し、交付を受けることができるようにしようとするものです。マイナンバーを巡っては、本来は任意としながらも、事実上強制であるかのような導入の仕方となっています。心配された個人情報の流出、プライバシーの侵害も報道されています。マイナンバーカードを保険証として使うことによる皆保険制度の破壊や取違いによる命の危険などを感じ、マイナンバーの返納やマイナンバー制度の撤廃を求める声が広がってきています。また、運転免許証とのひも付けで、運転免許証による本人確認ができなくなるということも言われ始めています。マイナンバー制度そのものに反対する立場から、本議案に反対をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第44号、指宿市税条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、指宿市印鑑条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（下川床泉） 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第46号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第7、議案第46号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第46号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。コミュニティ助成事業を活用して整備されるのは、どのような内容かとの質疑に対し、丈六自治公民館は、空調設備の設置工事、放送設備の改修工事、そして、公民館のLED照明化工事となっている。入野自治公民館は、冷暖房機、ポータブルクーラー、ポータブルのアンプを含む放送設備一式、そして、発電機1台等となっているとの答弁でした。

空調設備で規定以外のものが設置されてしまったということがあったが、今回該当する自治会には十分説明しているのかとの質疑に対し、今回採択された2自治会については、説明し指導しているので間違いないと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。交通費や宿泊費等の一部を助成するお試し滞在サポート事業費において、エリアによって補助額が違うのかとの質疑に対し、旅費については、首都圏が1万5千円、熊本・宮崎が2,500円、福岡・佐賀・長崎・大分が5千円、鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知が7,500円ということで、エリアに応じて区分している。また、世帯でお見えになった場合は、中学生以上は基準額と同額を支給し、4歳以上小学生以下のお子様は2分の1、3歳以下の幼児には助成がないという制度になっているとの答弁でした。

市として、移住・定住のお試しは何世帯ぐらいを目標にしてるのかとの質疑に対し、今年

度は、25世帯の方々に移住をしていただければという目標を立てているとの答弁でした。

意見として、若い世代が指宿にどんどん入ってこれるように、空き家バンクなどのしっかりとしたデータ管理をして、良い物件を若い人たちに提供できるようにしていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について。財政出前講座は、どのような方々を対象に開催するののかとの質疑に対し、広く市民を対象にして、周知も図りたいと考えている。当然、市役所職員や議員の方々にも参加していただきたいとの答弁でした。

どれくらいの参加人数を想定しているのかとの質疑に対し、60人から70人程度を想定している。詳細については、これから調整していきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。コミュニティ助成事業にどれくらいの自治会が申請しているのかとの質疑に対し、現在、12地域が申請し、採択待ちの状況であるとの答弁でした。

どのような事業の要望があるのかとの質疑に対し、防災活動に必要な資機材等の申請が多い。消火栓ホース格納庫や消火栓用ホース、発電機、AED等であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議会事務局所管分につきましては、意見、質疑ともにありませんでした。

また、総務課、デジタル戦略課、開聞地域振興課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第46号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、生涯学習課所管分について。芸術文化振興基金事業公演の入場料は1人幾らで、観客数は何人見込んでいるのかとの質疑に対し、大人が1千円、大学生以下が500円と設定して

いる。現時点では、それぞれ200枚で、400人を見込んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。学校ICT運用研修の対象者はどうなるのか。支援員の導入はどのように考えているかとの質疑に対し、全小中学校の教員が対象であり、業務委託の中に支援員的な者がいるため、あえて支援員は雇わないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市民課所管分について。コンビニ交付の実績はどうなっているかとの質疑に対し、令和5年3月から開始しているが、住民票の写しと印鑑登録証明書は、3月が297件、4月が301件、5月が230件になる。当初予算では、利用件数を月100件程度見込んでいたが、想定より多かったことから補正を計上したとの答弁でした。

コンビニ事業者への手数料は、1件当たり幾らになるかとの質疑に対し、1件当たり117円になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。生活保護総務費の委託料で、システム改修をすることだが、どういうことかとの質疑に対し、令和5年10月以降の生活扶助基準額算定方法の変更に伴う改修であり、また、令和5年10月を境に、生活扶助の基準額の算出方式が異なることから、現行方式と新算出方式の2パターンの対応をするための改修になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。5歳以上のコロナワクチン接種率はどういう状況かとの質疑に対し、5歳から11歳で1回以上接種の割合は24.5%で、12歳以上の全ての方が対象となると94.6%になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、税務課、学校教育課、国保介護課、長寿支援課、山川市民福祉課、開聞市民福祉課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（田中健一）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第46号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る6月12日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農業委員会所管分について。地域計画策定推進事業について、農地の中には耕作放棄地も多く点在しているが、耕作放棄地も含めて全て調査していくということかとの質疑に対し、現況も加味しつつ、耕作されていない農地も当然あるので、そこについても意向把握をし、再生を計画していないということであれば、それなりに区分せざるを得ないと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。現時点で、雪害による借入れ申込み件数は何件ぐらいあるのかとの質疑に対し、JAの農協長期運転資金及び日本政策金融公庫のセーフティネット資金を合わせて、51件の1億6,000万円ほど申込みがあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について。雪害被害に対する補助金申請手続きについて、農家の方から難しいというようなことは聞いていないのかとの質疑に対し、国の事業について、今回は実証事業という形で、例えば、被害を受けた作物についてどのように樹勢回復が図れたかというような実証をしなくてはならないという内容になっており、市・JA・県等が中心になって実証を行っていく予定であるが、農家からは実証するためのデータ等をいただかないといけないということで、その辺で農家から難しいという声はいただいているとの答弁でした。

配合飼料の価格が高騰したことで、離農をしたり、頭数を減らしたという農家はいるのかとの質疑に対し、県内では、配合飼料の価格高騰により離農した方もいるようだが、本市においては、今のところはそのようなことはないとの答弁でした。

意見として、国は実証事業をするということだが、農家の負担にならないよう国に要請してほしい。また、市でも関係機関と協力し、農家の負担が軽減されるような取組をしていただきたいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。旧指宿土地改良区から無償譲渡された水路を維持管理するために調査するということだが、暗渠が詰まっているとか、そういうことは発生していないのかとの質疑に対し、詰まっているかというものも含めて、実際どのような状況になっているのかということをお願いをして調査をするとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。岩本宮ヶ浜吹越線の工事について、完成はいつ頃を見込んでいるのかとの質疑に対し、あと10年ほど掛かる計画でいるとの答弁でした。



意見として、岩本宮ヶ浜吹越線については、非常に利用量の高い道路であることから、完成まであと10年くらいということだが、できるだけ短期間で完成するように、国・県に要請していただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。二月田駅周辺の整備を行うということだが、駅をどういうふうにするかという構想ははっきりしているのかとの質疑に対し、現在JRと協議が進んでいる内容としては、踏切が平面的に交差するところまでは計画として決まっている。駅の位置やこういった駅舎を造るかは、今後、JRとの協議をもとに決めていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。がけ地近接等危険住宅移転事業の移転補助金について、対象になるのは何件かとの質疑に対し、令和5年度の申請は1件であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。プレミアム付共通商品券の事業は、LINEでしか引換えができないということかとの質疑に対し、指宿市の公式LINEの抽選機能を利用することで、これまで時間を要していた申込みから抽選・発送というところを省略し、すぐ商品券を買えるというような仕組みに今回変えている。なお、予定している1万3千セットのうち、5千セットは従来どおり申込書等で購入できるようにしているとの答弁でした。

いぶすきデジタル地域振興券について、Payどんの市内の加盟店は約200店舗ということとで少ないような気がするが、どのように考えているかとの質疑に対し、鹿児島銀行に加え、南日本銀行と鹿児島相互信用金庫も10月からPayどんを利用できるようになるということから、10月以降にこの事業に取り組んでいきたいと思っている。この3つが、今後店舗等を増やしていくということで聞いているので、そこに期待したいというふうに考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、観光課、観光施設管理課、スポーツ振興課、建設監理課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第53号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第8、議案第53号、令和5年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（新宮領實） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第53号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月21日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

指宿商業高校所管分について。空調機の老朽化による取替ということだが、取り付け後何年経過しているかとの質疑に対し、平成11年度に特別教室棟が建設された際設置されたもので、20年以上経過しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（田中健一） 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第53号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月21日及び23日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、スポーツ振興課所管分について。開聞総合グラウンドのトイレの便器の取替について、何基を取替えて、工事期間はどれぐらい掛かる見込みかとの質疑に対し、トイレがグラウンドの東側と西側にあり、男子トイレは和便器が1基ずつあるのをそれぞれ洋式に取替える。女子トイレは三つある便器のうち二つが和式であり、そのうち一つをそれぞれ取替えるので、合計で四つの洋式化ということになる。また、男子トイレと女子トイレの仕切りパネルの取替も行う。工事期間については、1か月ほどと業者から聞いているとの答弁でした。

山川勤労者体育センター改修工事の入札執行により、修繕料と同額を減額するということが、工事を計画している予算の中から300万円を削って、それを開聞総合グラウンドで使うということかとの質疑に対し、山川勤労者体育センターの工事の入札については、6月2日に行われており、その執行残を確認をして、工事に変更が出た場合でも、執行残のうち300万円は動かしても不足はしないという判断で減額補正をしようとするものであるとの答弁でした。

トイレの改修に際して、温水洗浄便座にする場合の指針というのは、市として何か決まりがあるのかとの質疑に対し、基本的な指針等はないが、障害者や高齢者などが多く利用する多目的トイレ等については、これまで温水洗浄便座に改修してきている。それ以外のものについては、その時の工事担当者の判断で設置されてきているとの答弁でした。

意見として、障害者や高齢者などが多く利用する施設については、温水洗浄便座の設置に前向きに取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について。ヘルシーランド露天風呂の泉源蒸気配管から漏れ出している蒸気の噴出を止めるため、配管を鉄製の柵で囲う修繕を行うということだが、吹き出たところをそのまま覆うということかとの質疑に対し、配管を丸ごと鉄の箱のようなもので挟み込んで、溶接若しくはボルト留めでその部分全体を囲って塞ぐというような修繕になるとの答弁でした。

配管について、バルブも駄目になっていて止められないということだが、それだけ温泉が出る良い泉源だということであれば、このバルブについても今後検討する必要があるのではないかとの質疑に対し、現場で専門の業者や関係者が集まって話をした中で、専門の業者が言うには、新しいバルブを付けるのは技術的に非常に困難であるということ、止めるには泉源そのものを使えないようにするしか今の段階では方法がないということであったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第53号を採決いたします。  
本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第51号及び議案第52号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第9、議案第51号、令和5年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び、日程第10、議案第52号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、議案第51号及び議案第52号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案ともに人件費のみの補正であるため、関係課への説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号及び議案第52号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号の2議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第47号～議案第49号(委員長報告、質疑、討論、表決)

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第11、議案第47号、令和5年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、から、日程第13、議案第49号、令和5年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(新宮領實)** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第47号から議案第49号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、3議案ともに人件費のみの補正であるため、関係課への説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長(下川床泉)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号から議案第49号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第49号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第50号(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)**

**○議長(下川床泉)** 次は、日程第14、議案第50号、令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長(田中健一)** 産業建設委員会へ付託されました、議案第50号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月12日、全委員出席のもと審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人件費のみの補正であるため、関係課への説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長(下川床泉)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第15、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第5号から陳情第7号までの3件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（東勝義） 総務水道委員会へ付託されました、陳情第5号から陳情第7号までの3件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日に審査いたしました結果、まず、陳情第5号について。添付されてある担当課からの回答のとおり、公文書の保存の規定は定められていることから不採択とすべきであるという意見と、公文書開示で交付したコピーであっても、同様の年数保管で問題はないと考えることから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第6号について。開示請求に対する不服がある場合は、不服審査法に基づいて、私的に審査請求ができるわけであることから、不採択とすべきであるという意見と、情報開示請求においては、通帳等は原本閲覧ではなく、全てコピーでの情報を示すということになっていることから、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第7号について。個人が配布したビラについて、議会が執行部に確認することはないし、私的な内容についても確認することはできないと考えることから不採択とすべきであるという意見と、市議会が個人の問題を取り上げるということではできないと考えることから不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第5号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第6号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第7号は、不採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第1号から陳情第4号まで及び陳情第8号、陳情第9号の6件は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（新宮領實）** 文教厚生委員会へ付託されました、陳情第1号から陳情第4号、

陳情第8号及び陳情第9号の6件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、まず、陳情第1号について。継続して映画祭を開催してきた団体である。将来の子供たちのためにも採択すべきという意見と、これまでの活動は評価をしているが、財政的な補助、助成の予算化となると話は別である。市の助成には制約があり、活動にも制限が出て、やりたいこともできなくなるのではないかと。入場料を取るなり自助努力すべきであり、不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択にすべきものと決しま



した。

次に、陳情第2号について。担当課においては統計を集計して、広報紙に掲載できる状況にないので、不採択にすべきという意見と、コロナワクチン接種は強制ではない。受ける・受けないは市民の判断で、努力義務なので、このことを広報紙に掲載するのは反対であり、不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第3号について。統計を取るのが大変困難な状況にあり、陳情にあることを求められても難しいので、不採択にすべきという意見と、統計を取ること自体が難しい状況にある中で、統計を取って医師会に呼びかけることは不可能なので、不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第4号について。一団体のことを公表することはすべきでないので不採択にすべきという意見と、接種・未接種について、個人の特定につながる公表はすべきでないので、不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第8号について。義務教育の国庫負担金は、負担率を上げることが肝要と思うので、採択にすべきという意見と、国庫負担率を上げて、義務教育がもっともっと良くなっていくように頑張っていたきたいので、採択にすべきという意見と、質の高い義務教育というのはお金ではない。教育の質というものは、現場におられる先生方の熱意と情熱と努力だと思うので、不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号について。複式学級自体が悪いわけではなく、メリットもたくさんある。学年が違うことで、様々な学びができる、先輩後輩との絆ができたりするので、不採択にすべきという意見と、教職員の人材確保、残業等においては、負担軽減され、問題はないので、不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（下川床泉）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

**○10番議員（吉村重則）** 陳情第9号について、採択する立場から討論いたします。

陳情主旨にあるように、質の高い公共教育を作っていくのが最大の少子化対策であると、

国会でも萩生田政調会長は述べています。今、学校現場では、教職員不足が深刻で、4月当初に担任不在だけは確保できているが、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積みしており、この子供たちのゆたかな学び、保障するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することは困難な状況になっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善は不可欠です。現に、指宿市でも、中学校の武道の授業に県の事業として一般の方が教員の補佐役として授業を行っていますが、この授業には定数があるために、指宿市では中学校の武道の授業をしている方は、傷害保険は掛けていますが、無報酬で行っている現実があります。

以上の理由で、採択すべき討論といたします。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

**○17番議員（前之園正和）** 陳情第1号について、採択すべきとの立場から討論を行います。

ムービープロジェクトからの陳情ですが、文化的なものとして大きな活動をしているわけですが、何らかの形で助成なり補助なりしてほしいということでもありますので、可能な範囲でお願いしたいということでもありますので、陳情内容は妥当というふうに思います。

よって、採択すべきものとして討論をいたします。

**○議長（下川床泉）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立なしであります。

よって、陳情第4号は、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、この採決は、起立により行います。

陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（下川床泉）** 起立少数であります。

よって、陳情第9号は、不採択と決定いたしました。

#### △ 議案第54号上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第16、議案第54号、指宿市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○3番議員（山本敏勝）** 議案第54号の提案理由を述べさせていただきます。

本案は、市議会議員が市議会の会議等を長期間にわたり欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、特例を定めることにより、議員の職責及び議会に対する市民の信頼を確保するために制定しようとするものであります。私は、本定例会に議員提案として提出するに当たり、提出者となっている東勝義議員、西田義哲議員、田中健一議員、そして、私、山本敏勝の4人で議論し合い、出した結論をほかの同僚議員にも意見を求めました。その結果、賛成者6人の同僚議員に賛同してもらえたので、提出いたしました。議員は、公選により地方公共団体の住民を代表する地位にあるとなっており、任期は4年間を一期として、その間議員に与えられた権限として、議案の提出権、議員の資格決定要求、懲罰動議の発議、議員報酬及び費用弁償を受ける権利、一般質問、常任委員となる権利などなど、ほかにもありますが、このように議員となれば、市民の代表としての職責を果たさなくてはならないと私は考えます。また、一定の権限が与えられる一方、市民の声を聴き、行政に届け、市民の負託に応えることが議員の責務ではないでしょうか。議員の報酬は議員の活動、すなわち役務の提供に対する対価とされており、税金で賄われている以上、議員としての職責が何らかの原因で全うできないのであれば、報酬を減額しなければ市民の理解は得られないものと思います。仮に、報酬を減額しても議員の地位は残ったままですので、一日も早く復帰できるように努めることが大切なのではないでしょうか。以上のことを踏まえ、他市の条例を参考にしながら議員が長期間にわたり会議等を欠席した場合の議員報酬及び期末手当の減額割合や適用除外のほか、議員が逮捕等の処分を受けた場合の議員報酬等の支給停止などについて、同僚議員と議論しました。その結果、特に第3条に規定する、議員活動ができない期間と減額割合の考え方について、先ほど述べた議員報酬の意義と性質に照らし、他市との均衡を著しく逸しない程度において、できる限り厳しい基準とすべきであるとの結論に達しました。具体的には、年4回開催される定例会、90日ごとに4分の1の25%ずつを減額し、1年の365日を超えた場合は100%の減額、不支給とする内容となっております。

これで提案説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第54号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）**

**○議長（下川床泉）** これより、議案第54号に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、田中健一議員。

**○9番議員（田中健一）** 議案第54号について、賛成する立場で討論をいたします。

議会議員の長期欠席者への報酬への在り方について、疑問を多くの市民の声が、職責を果たしていない、指摘を受け、議会条例制定は急務であると思えます。該当する方の有無に関係なく、本市市議会としても、条例の見直しを随時、時代に即した改善を取り入れなければならないと思えます。また、このことに一番苦しんでいると思う該当者本人さんも残念ながら病気で欠席をされていますが、ここに多分出席していれば、賛成されていたのではと思えます。ここにいる全議員が、怪我や病気に留意され、市民の負託に応えていきたいと思えます。

以上で、討論といたします。

**○議長（下川床泉）** 次に、前之園正和議員。

**○17番議員（前之園正和）** 議案第54号に討論を行います。

議員が市議会の会議等を長期間にわたり欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当などをどうするか、何らかの減額が必要ではないかということが市民感情としても議員の間からも出てきて、特例に関する条例の必要性を認識してきたことから、議会運営委員会を中心に議論し、また、県内で唯一同様の条例がある霧島市を調査し、県外についても事務局を通じて資料を得て、検討をしてきました。法整備という見地から総務課にチェックもしていただき、特例に関する条例案を作りあげてきました。議会運営委員会の中での議論は、全体的には全員合意でやってきましたが、ただ一点、長期になった場合に減額割合を50%に留めるのか、支給しないことまで含めるのかについて意見が分かれました。表決の結果は、50%の減額に留めるということが多数になったというのが議会運営委員会としての結論でありました。6月21日の本会議開会前に開かれた全員協議会において、議運の委員長から、また、補足的に事務局から特例に関する条例案の検討経緯や予定されている条例案が示され、その内容は減額割合を50%に留めるものでありました。そして、50%に留めることに

賛成をする者によって議案が出される予定というものでした。これが議会運営委員会の検討経緯と結論であり、そのことはこの場にいる議員の皆さんは全員承知済みのはずであります。にも関わらず、減額割合を50%に留めるのではなく、100%減額を含む内容で本議案が出されました。提出者及び賛成者が2名以上であれば、手続的にはいつでも出せますので、その意味では全く問題がありません。しかし、今回の条例案、本議案の提出は、全く問題ないのでしょうか。議会の基本運営の一つに、議員は、議運の決定事項を尊重するというものがあります。前述しましたように、議運の決定事項を尊重するどころか、ないがしろにされているほかありません。議運の決定に基づく議案が出されても、自らの信念に基づく表明をするなり、別途修正案を提出するなりするのが、議運の決定事項を尊重するやり方だったのではないのでしょうか。議員は議運の決定事項を尊重すべきという基本理念に照らして、汚点を残したと指摘されてもやむを得ない状況です。また、信義に反するやり方と指摘を受けてもやむを得ないのではないのでしょうか。今回提出されている条例案、本議案は、議会運営委員会が検討し、準備してきた条例案であり、最終減額割合の部分を除いてスライドする形でそのまま使われたものとなっております。提案者の説明では、提案者の間において、十分な議論をしてきたという話でしたけれども、6月21日の全協における経過の説明後に出されたとすれば、十分な時間があつたのでしょうか。議運のほうは、何か月も掛けて準備してきた。減額割合に関するところを除けば、議運が準備してきたそのものであります。信義としていかなるものでしょうか。長期欠席に対しては、何らかの減額条例が必要だというのは、市民感情にも沿ったものだと思います。しかし、100%減額まで含むのは、市民から負託された議員としての地位や職務を議会がはく奪することになるのではないかとの見方も出てきます。そうは言えないまでも、報酬上はこれに近いものとなります。減額割合は最高でも50%に留め、議員としての進退は、本人に委ねるとというのが霧島市などでした。そこで、本議案の内容そのものについての評価の問題です。私は、最高減額割合は50%に留めるべきとした一人ですが、100%減額までを含む本議案が出されたもとので、これに反対するまでは至らず、これまで議運で検討してきた今回を機に指宿市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定することが優先と考え、若干の相違は許容し、議案そのものには賛成をいたします。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第1号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第17，意見書案第1号，義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案），を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続調査について

○議長（下川床泉） 次は、日程第18，閉会中の継続調査について，を議題といたします。

広報特別委員長から、お手元に配布いたしました事項について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

広報特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、広報特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △ 議員派遣の件

○議長（下川床泉） 次は、日程第19，議員派遣の件，を議題といたします。

本件は、8月17日，鹿児島市で開催されます，鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修

会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### **△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果**

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第20、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和5年6月22日付けで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたので、お知らせいたします。

投票総数377票、投票のうち、有効投票374票、無効投票3票、有効投票のうち、川越桂路議員62票、田上真由美議員55票、山下美岳議員50票、小山田邦弘議員47票、久長登良男議員53票、川村孝則議員38票、持留良一議員69票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

#### **△ 閉議及び閉会**

**○議長（下川床泉）** 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和5年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 田 中 健 一

議 員 吉 村 重 則

## 参 考 资 料

## 意見書第1号

### 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

「質の高い公教育を作っていくことが、最大の少子化対策である」と国会でも萩生田政調会長は述べています。今、学校現場では教職員不足が深刻な課題となっており、4月当初に担任不在だけは避けたいという思いから、鹿児島県教育庁南薩教育事務所では教職員の募集ポスターを学校等にも掲示し、幅広く募集を行っている状況です。現状では担任の確保はできていますが、音楽の教職員など未配置となっている小学校があるのも事実です。

全県的に行われる教員採用試験も年々倍率が低下しており、子供の未来のためにも教職員の人材確保に向けて、新しく教職に就いた方が離職しないような働き方改革、負担軽減策等を取っていくことが必要です。

学校現場では、貧困やいじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題もあり、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等が行われていますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題でもあります。

義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

#### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 5 年 6 月 28 日

指宿市議会議長 下川床 泉

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

# 議 員 派 遣 書

令和5年6月28日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

## 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1)派遣場所 鹿児島市
- (2)期 間 令和5年8月17日（1日間）
- (3)派遣議員 議長 ほか17人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。